

江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家に関する研究

Study on KASHIWAGI Clan of KOBUSHIN-KATA Carpenter
Leaders of Edo Shogunate

2015年2月

佐々木 昌孝

Masataka SASAKI

江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家に関する研究

Study on KASHIWAGI Clan of KOBUSHIN-KATA Carpenter
Leaders of Edo Shogunate

2015年2月

早稲田大学大学院 創造理工学研究科

佐々木 昌孝

Masataka SASAKI

目 次

「江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家に関する研究」

序章 課題と研究史	7
第一節 研究の背景と目的	8
第二節 小普請方大工棟梁に関する先行研究と課題	8
第三章 研究の方法と論文の構成	13
第一章 江戸幕府における小普請方大工棟梁	15
第一節 柏木家の家伝書について	16
一ノ一 緒言	16
一ノ二 「(柏木伊兵衛政等伝来目録)」	16
一ノ三 「上棟鋸初始次第」	31
一ノ四 「辰年御上棟之図」	35
一ノ五 「辰年御規式之図」	35
一ノ六 小結	31
第二節 小普請方大工棟梁七家について	41
二ノ一 柏木家(柏木伊兵衛政等)	41

二ノ二	柏木家（柏木太郎右衛門政虎）	45
二ノ三	溝口家	46
二ノ四	小林家・依田家・村松家・大谷家	48
二ノ五	清水家	49
二ノ六	小結	49
第二章 小普請方大工棟梁柏木家の系譜		53
第一節 柏木二家について		
一ノ一	小普請方大工棟梁家の分家について	54
一ノ二	小普請方大工棟梁家の養子について	54
第二節 柏木伊兵衛政等の系譜		
一ノ一	緒言	
一ノ二	柏木長十郎由緒書抜について	57
一ノ三	柏木伊兵衛について	57
一ノ四	柏木門作について	57
一ノ五	柳當日次記にみる柏木姓の小普請方大工棟梁	59
一ノ六	柏木長十郎について	67
一ノ七	柏木伊兵衛の系譜	68
一ノ八	二家体制確立の経緯について	68
一ノ九	小結	70
第三節 柏木太郎右衛門政虎の系譜		
三ノ一	緒言	71
三ノ二	別規三人扶持	72
81		

三ノ三	柏木伊兵衛から太郎右衛門への家伝書伝授	81
三ノ四	初代太郎右衛門の國名拝命	83
三ノ五	大工棟梁見習	84
三ノ六	小結	84
	第四節 柏木家の出自について	85
四ノ一	緒言	85
四ノ二	柏木伊兵衛の出自について	85
四ノ三	東叡山鐘撞人柏木家	86
四ノ四	小結	88
	第三章 江戸幕府職制における小普請方大工棟梁	91
	第一節 小普請奉行	92
一ノ一	緒言	92
一ノ二	江戸幕府初期の造営組織	92
一ノ三	小普請方定棟梁	93
一ノ四	小結	94
	第二節 上野方	94
二ノ一	緒言	94
二ノ二	上野方について	95
二ノ三	定棟梁職の成立期	96
二ノ四	小結	97
	第三節 小普請方諸大工棟梁	98
三ノ一	緒言	98

三ノ二 多聞櫻文書の『御規式役割』について	99
三ノ三 『御規式役割』の作成年代について	101
三ノ四 小結	102
第四節 建築儀式と大工棟梁の装束	103
四ノ一 緒言	103
四ノ二 小普請方大工棟梁と諸棟梁の装束について	103
四ノ三 小結	105
第五節 大工棟梁の受領名・官途名	105
五ノ一 緒言	105
五ノ二 大工棟梁にとつての國名とは	105
五ノ三 國名受領の手続きについて	108
五ノ四 國名と官途名の違いについて	108
五ノ五 小結	109
第六節 大工棟梁の地位	110
六ノ一 大工棟梁の役料	110
六ノ二 大工棟梁の拝領屋敷	111
六ノ三 小結	112
終章	115
結論	116
資料編	119

序章

課題と研究史

序章 課題と研究

第一節 研究の背景と目的

江戸時代は組織下、制度化の時代ともいわれており、江戸幕府の

建築工事を、作事方と小普請方の二役所が管轄していたことは、すでによく知られているところである。本研究は、このうち小普請方に所属した大工棟梁家を研究の主題とし、数ある作事方大棟梁家および作事方大工棟梁家の中でも唯一「二家体制」と呼べるような、同姓の棟梁二名を同時登用する体制を許された柏木家を取り上げ、元禄年間より幕末に至るまでおよそ二〇〇年間そ

の希有な体制を維持し続けた小普請方大工棟梁家・柏木家について、その系譜を考証し、江戸幕府造営組織ならびに棟梁職の位置づけと活動の実態を考察することによって、近世において小普請方大工棟梁職が成立し、その後、作事方を凌駕するほどの発展を遂げた過程を解明し、江戸期の建築生産史的背景の一端を明らかにすることを大きな課題とする。

ところで、小普請方大工棟梁柏木家が史実に登場するのは江戸時代寛文期のことである。宝永二年（一七〇五）の記録に見られる寛文九年（一六六九）書状の覚えにおいて「一、三人扶持 大工棟梁（柏木）伊兵衛」と記されるのが、御役料を与えられた柏木姓大工棟梁の初出である。この頃から延宝期にかけて小普請方大工棟梁という地位が確立されはじめ、元禄期になり正式に江戸幕府職制における

肝煎りとしての立場が固定したと考えられている。

しかしながら、作事方の研究が順調に進む一方で、小普請方については関連する資料が散在しており、また作事方の片岡家文書のように組織の全容を垣間見る資料が小普請方にはいまだ確認されていないことから、柏木家を含め、小普請方大工棟梁の各家柄については、不明な点が少なくないのが現状である。

第二節 小普請方大工棟梁に関する先行研究と課題

江戸幕府御用職人に関する研究は、これまで作事方関連の研究が主導的に進められてきたといえる。作事方大棟梁甲良家の資料群や同大棟梁平内家の『匠明』に代表されるように、作事方はその関連資料が豊富であるが、それに対し、小普請方大工棟梁に関しては、その組織全体の変遷や一家の由緒を伝えるまとまった資料に乏しく、各家の系譜研究には未発展の部分が少なくない。そのような状況の中、小普請方大工棟梁を主題として扱った先行研究として鈴木解雄氏と内藤昌氏の報告があり、また、作事方関係記録を扱った一連の研究の中で小普請方大工棟梁にも言及した西和夫氏の成果、小細工方廃止後の小普請方吟味と大工の異動を論じた藤尾直史氏の報告などがある。しかし、いざれの研究成果も小普請方大工棟梁家の系譜の解説には至っていない。

ところで、近世の建築書は、おおむね江戸時代に活躍した大工家

に伝わり、一子相伝の秘伝書とされていたものと、江戸時代中期頃から多数見られるようになった公刊技術書とに二分できる。内藤昌氏は唐様建築を大系立てた建築書に比較的秘伝書形式のものが多いとし、河田克博氏は、小普請方系本の中でも『(柏木政等伝来目録)』が、甲良家や平内家の技術書に多くを依存しない固有の構成内容を伝えているとしている。しかし、同書の第三巻「仏(閣之部)」と第四巻「門(之部)」にある唐様建築に関する木割は、図主体ながらも詳細に記されているが、當時流布していた技法を前提としている箇所も多く、そのような箇所を補うのは甲良家の江戸建仁寺流系本であるとされている。

では、江戸時代において、小普請方棟梁の柏木家と作事方大棟梁である江戸建仁寺流の甲良家とが各々の家伝書をまとめるにあたつて、お互いの内容を吟味し合うといった状況が果たしてあったのであろうか。享保三年五月二十七日に幕府より指示された作事方と小普請方との「御場所分け」(注1)に象徴されるように、明暦大火(一六五七)以降の両役所の間には、はげしい仕事の獲得競争が存在したと考えられるが、従来の研究において、小普請方の研究蓄積が作事方のそれに比べて圧倒的に不足しているため、各家柄の交流を考察する状況が整っているとは言いがたい。

小普請方大工棟梁の各家柄の実態を解説することは、江戸幕府職制において造営関連諸職種が組織化される現象を論じることに寄与することはもちろんのこと、近世大工技術書の成立背景を考察する上においても重要な意義をもつものと考える。

以下、本研究に関連する先行研究の蓄積の様相をまとめる。

江戸幕府小普請方に関する研究の嚆矢は、

- 1) 鈴木解雄「江戸幕府小普請方について」 日本家築学会論文報告集 第六〇号 一九五八年
- 2) 内藤 昌・中村利則「江戸幕府小普請方の成立期について」 日本建築学会大会学術講演梗概集 一九六九年

この二編は、小普請方が作事方から派生したもので、当初は修理を主に担当していたのが、後に作事方に匹敵するかあるいはそれを凌駕する組織にまで発展した様相について論じておらず、今日における一つの定説となっているといえる。

- 3) 内藤 昌『江戸と江戸城』 鹿島出版会 一九六六年
 - 4) 内藤 昌「江戸の都市と建築」 『江戸図屏風』 所載 毎日新聞社 一九六七年
 - 5) 西 和夫『江戸と本途帳』 鹿島出版会 一九七四年
- などは、江戸という都市がどのように設計されていったのかを論点としながらも、作事方と小普請方の各組織にも触れ、両組織が担つた役割の比較検討を加えている。しかし、いずれも小普請方の組織そのものを解説しようとするものとはなっていない。

- 6) 内藤 昌『近世大工の系譜』 ペリカン社 一九八一年
- は、近世初期における木原、鈴木、中井、甲良、平内、鶴らの大工頭・大棟梁家の統治や活躍状況を述べており、延宝期に町大工から

小普請方定棟梁に登用された溝口家や柏木家についても言及している。

房 二〇〇八年

大工頭の中でも、特に京大工頭の中井家とその中井役所に所属した配下の諸大工に関して多くの研究の蓄積がある。

小普請方大工棟梁家の柏木家に属する人物を対象に研究したものとして、

7) 平井 聖『中井家と中井役所』(『中井家文書の研究 第一巻

内匠寮本図面篇一』所載 中央公論美術出版 一九七六年

8) 高橋正彦編『大工頭中井家文書』慶應通信 一九八三年

9) 吉田純一『京大工頭中井配下の棟梁層の形成過程と組織下に関する研究』私家版 一九八三年

10) 谷 直樹『中井家大工支配の研究』思文閣出版 一九九二年

京都を含む上方大工に関しては、

11) 川上 貢『近世上方大工の組・仲間』思文閣出版 一九九七年

12) 日向 進『近世京都の町・町屋・町屋大工』思文閣出版 一九九八年

13) 建部恭宣『京・近江・丹後大工の仕事 近世から近代へ』思文閣出版 二〇〇六年

がある。

また、北陸の加賀藩における大工組織を研究したものに、

14) 田中徳英『加賀藩大工の研究 建築の技術と文化』桂書

と同じく柏木貨一郎に言及したものとして、

18) 山口昌男「日本近代における経営者と美術コレクションの成立..益田孝と柏木貨一郎」比較文化論叢 札幌大学文化学部紀要 一九九九年

が挙げられる。

江戸文学の分野においても、小普請方大工棟梁を辞して漢詩人となった柏木如亭を扱った既往研究があり、

19) 捜斐高「柏木如亭年譜」(『白百合女子大学研究紀要』

- 二二所載 一九七六年)
- 20) 挿斐 高『遊人の抒情 柏木如亭』 岩波書店 二〇〇〇年
- 21) 挿斐 高『詩本草』 岩波書店 二〇〇六年
- 22) 挿斐 高『訳注聯珠詩格』 岩波書店 二〇〇八年
- 23) 入谷仙介『柏木如亭 日本漢詩人選集八』 研文出版 一
九九年
- 27) 坂詰智美「小普請奉行小考」 〔専修法研論集〕二五所載
一九九九年)
- 24) 藤實久美子『武鑑出版と近世社会』 東洋書林 二〇〇〇年
のような、小普請奉行を主題とした既往研究がある。
一方、江戸幕府作事方に関する研究の嚆矢は、
田邊 泰「江戸幕府作事方職制に就て」 建築学会大会論
文集 一九三五年
- 25) 藤實久美子『江戸の武家名鑑 武鑑と出版競争』 吉川弘
文館 二〇〇八年
がある。
- 26) 小普請方大工棟梁柏木家の出自に関わる寛永寺鐘撞人の柏木家に
関する研究に、
浦井祥子『江戸の時刻と時の鐘』 岩田書院 二〇〇二年
27) 永井康雄『近世造営組織と建築技術書の変遷に関する研究』
- 28) 田邊 泰「江戸幕府作事方職制に就て」 建築学会大会論
文集 一九三五年
である。田邊氏の研究は、江戸幕府における作事組織の機構の解明
を目指したもので、作事方の「大工頭」と「大棟梁」の役職を明らかにし、今日においても定説となっている。しかしながら、その組織体系は蔓延年間の江戸城造営における作事方の職制を示す『万延
武鑑』によつたもので、作事方「大工頭」・「大棟梁」以外の技術系
工匠については特に触れられておらず、小普請方大工棟梁について
も特に論じられていない。
- 29) 大河直身「幕府の建築と作事方」
- 30) 渡辺保忠「建築生産」
- この二編は田邊泰の論文を基盤としながら、おもに江戸初期の幕
府作事組織成立期における作事方の組織を論じたものである。
木割書のような建築技術書と近世の造営組織について、その変遷
を論じた研究に、

日本史学の分野においても、

東北大学学位請求論文 一九九七

がある。

近世の大工集団の構造を解明することを目的とした研究、幕府御用職人と平職人の中間に位置する町棟梁について論じた研究も進められている。

32) 藤田和敏「近世大工集団の構造と展開」『日本歴史』七四二所載一二〇一〇年)

33) 尾脇秀和「近世中期における江戸の「町棟梁」」『日本歴史』七八六所載一二〇一三年)

また、江戸幕府作事方の中でも彫刻棟梁和泉家を主題とした既往研究に、

34) 伊藤龍一「江戸幕府彫物大工棟梁和泉家の由緒書について史料としての信頼性の検討」日本建築学会計画系論文集 一九九〇年

がある。

小普請方と作事方に加えて、土木工事を主に担当した普請方も含めて、江戸幕府の造営組織の実態を明らかにしようと試みている既往研究として、

35) 藤尾直史「江戸の橋普請と普請請負人 江戸の橋普請に関する研究」日本建築学会関東支部研究発表会研究報告集 二〇〇〇年

といつた一連の研究が挙げられる。

小普請方大工棟梁ならびに作事方大棟梁たちは、上棟式や鋸初といつた造営儀式に精通していた。この造営儀式について論じている研究もある。

36) 村田あが『匠家故実録』にみる建築儀礼』『跡見学園女子大学短期大学部紀要』三六所載二〇〇〇年

幕府御用職人として一介の町大工とは別格の地位にあつた小普請方大工棟梁や作事方大工棟梁たちには帶刀が許可されていた。近世における帶刀と身分制度について論じたものに、

40) 尾脇秀和「近世の帶刀と身分・職分」『日本歴史』七九八所載一二〇一四年)

日本職人史研究として江戸幕府要職にあつた大工棟梁を扱った研究者として遠藤元男氏がおり、

41) 遠藤元男『日本職人史の研究 全六巻』雄山閣出版 一九八五年

42) 遠藤元男『日本職人史』雄山閣出版 一九六七年

36) 藤尾直史「江戸幕府小普請・普請方への棟梁の異動に関する一考察」日本建築学会計画系論文集 二〇〇一年

37) 藤尾直史「江戸幕府普請方の雇棟梁の雇入とその意義に関する一考察」日本建築学会計画系論文集 二〇〇一年

などの著作が多数ある。

また、元禄期における幕府御用職人に触れて言及しているものに、
43) 乾宏巳『江戸の職人』 吉川弘文館 一九九六年

が挙げられる。

右に挙げたような先達の研究により、江戸幕府における作事組織のうち作事方については多くの蓄積があるが、小普請方については、いまだ解明されていない事が少なくない状況にある。

第三節 研究の方法と論文の構成

徳川幕府が誕生して、幕府職制が徐々に整えられるなか、建築関係の役所も徐々にその骨格を形成していった。はじめに平内、甲良、など大棟梁家が設けられ、続いて作事方大工棟梁、そして最後に小普請方大工棟梁の職が設けられ幕府職制がほぼ整つた。やがて、彼らはその仕事の縄張りを互いに主張するようになり、江戸中期、すなわち元禄期ともなると、それまで新築を担当する職として幕府主動の普請において勢力を誇っていた作事方大工棟梁が、修理を担当していた小普請方大工棟梁にその地位を脅かされるに至る。俗に「御場所分け」と呼ばれる縄張り争いが繰り広げられるのであるが、この勢力の構図については、作事方大工棟梁家の研究が進められる一

方、小普請方大工棟梁家の研究が遅々として進展しないこともあって、まだまだ不明な点が少なくない。

小普請方大工棟梁家については、大棟梁家と作事方大工棟梁家の華々しい活躍の陰に隠れてか、今までその実態を解き明かそうと、いう研究はほとんどなかつたと言える。

ところが、小普請方大工棟梁家の中には、『匠明』を記した平内家と同様に、大工技術を伝える古文書、いわゆる木割書を残している者もあり、大棟梁家の平内家や甲良家に比して決して遜色などなく、徳川時代の建築史を語る上で、その功績を検証することは万が一にも欠くことなどできない存在であると言える。

小普請方大工棟梁柏木家が、史実に登場するのは江戸時代寛文期のことである。宝永二年（一七〇五）の記録に見られる寛文九年（一六六九）書状の覚えで、「一、三人扶持 大工棟梁（柏木）伊兵衛」と記されるのが、御役料を与えられた柏木姓大工棟梁の初出である。柏木家は、小普請方大工棟梁として幕府工事に従事したことが知られているものの、その出自・家系は明らかにされていない。一に、多聞櫻文庫より発見した柏木家関連文書を用いて、伊兵衛家と太郎右衛門家に分かれる柏木二家それぞれの家系を復原する。長年学界において「二家存在するが詳細は不明」とされてきた所に初めて提示される柏木家系図となる。二に、柏木家がいつ大工としての生業を興すに至ったのかを明らかにする。この立証に、今回筆者が新たに確認した小普請方大工棟梁柏木家に関する資料「上棟一通」を示し、資料自体の重要性を明らかしながら、柏木家が小普請方大工棟梁家として確立される様子を明らかとする。

小普請方の台頭に伴い町大工から大工棟梁となつたと、従来考えられてきた柏木家だが、その家職の起源が、寛永寺鐘撞人の職にあることが証明されることは、江戸幕府官職制の性格を語る上で非常に興味深い事例となるはずである。また寛政六年（一七九四）に柏木門作（如亭）が詩人として起つという理由で家職を退いた時、柏木棟梁家は家職断絶とならずに存続し続けた。この事実は近世武家において武家世襲と大工職世襲が必ずしも同一視できないことを具体的に立証するものである。

名古屋工業大学の木割書研究を筆頭に「柏木家伊兵衛伝來目録」が引用される場面がある。しかし柏木家の実態を知らずにその秘伝書を使用することには問題がある。また「二家」（柏木家は約170年間幕府役職に二名を派出し続ける）が存在したことが希有であるならば、その分家の詳細を明らかにすることで近世大工史の空白が補えるに違いない。先の資料にある「三人扶持」は、伊兵衛の役料が扶持米にて毎月一人分給付されていたことを示すが、これが宝暦期には「十人扶持」及び「百俵」にまで加増する。役料を見る二家並立の推移（その同一性と差異）の解明は、近世大工史研究にとって有用な視座を与えるものであると考える。

注

(1) 享保三年五月二十七日に至り、老中井上河内守、大久保佐渡守の両名は、作事・小普請両役所に「御場所分け」を指示した。こ

れは両役所の担当場所を明確に規定したもので、文字通り「場所」を「分」けたものであった。例えば江戸城内においては、作事方が「御本丸外廻り、御座之間辺より表向御座敷廻り」、「西丸表向」など。小普請方が「御本丸大奥」、「二丸、三丸者内外御座敷廻り迄、不残」などとなっていた。

第一章

江戸幕府における小普請方大工棟梁

第一章 江戸幕府における小普請方大工棟梁

第一節 柏木家の家伝書について

一ノ一 緒言

江戸幕府には建築工事を担当する職制として、作事方および小普請方があり、江戸城・日光その他多くの幕府直営工事や、幕府と関係の深い建築工事は、これに属する工人が事に当たつた。作事方は技術家関係として、大工頭・大棟梁・大工棟梁・肝入があり、俸禄・屋敷等を給されて、職人の統制に当たっていた。その人数は年代により多少の変動があるが、基本的には小普請方大工棟梁家が作事方大棟梁家よりもその家数が多く（注1）、おおまかには次のようにになつていた。

大工頭	作事方大棟梁	小普請方大工棟梁
鈴木・木原・片山	甲良・平内・鶴・辻内・石丸	大谷・溝口・依田・柏木（二家）・清水・小林・村松

竹中大工道具館に所蔵されている建築技術関係文書の中に、巻子本形式の木割書五巻がある。奥書に元禄二年（一六八九）、柏木伊兵衛政等から太郎右衛門政虎に伝授とあることからみて、これらは江戸時代に幕府小普請方の棟梁として活躍した柏木家に伝わった秘伝書と考えられる。竹中大工道具館が所有する以前の詳しい来歴は不明で、現在のところ異本は発見されていない。

秘伝書形式の木割書としては、幕府作事方大棟梁の平内家に伝わる『匠明』（慶長十三年・一六〇八）や同じく作事方大棟梁の甲良家に伝わる『建仁寺派家伝書』（建宝五年～宝永頃・一六七七～一七一〇）などがよく知られており、また江戸時代の幕府營繕を作事方とともに二分した小普請方の木割書としては、小普請方大工棟梁溝口家の『匠家雛形』（延享四年・一七四七）、児王家の『大工雛形』（元文四・一七三九）などの存在が判明している。その中でも本資料は小普請方系木割書では最も初期に成立したものであり、小普請方の技術水準や流派などを知る上で、またひいては江戸期の建築生産や大工技術を解明していく上で重要な資料と考えられる。

本資料は、大判の鳥子紙巻子装の太巻五巻からなり、各巻、紺地金欄表紙に原題簽を付しているが、題簽の摩滅が激しく、判読しうる限りでは、「御（所）□」「神□□□」「仏（殿）□□□」「門（之）部」「塔之部」と読める（カッコ内の文字は不鮮明なため推論したもの）。

一ノ二 「（柏木伊兵衛政等伝來目録）」

の）。内題も第一巻のみ「御所様」とある他は記述されておらず、卷次も明らかではないが、紹介するに当たって、仮に卷次を定め、内容や他巻の表記から類推して巻題を下記のように記した。また本資料の題名についても手がかりとなる記述がないため、柏木伊兵衛政等より太郎右衛門の秘伝書形式の文書である」とか、「(1)」では仮に『(柏木政等伝來目録)』と呼称する」としてある。以下、各巻の巻頭に付される目録、法量、紙数の書誌情報を記す。なお目録の番号は原文ではなく便宜上付したものである。

第一巻「御所様」(十八枚、三三四・五×七一四センチ)

- (1) 厥
- (2) 広間
- (3) 御所様指図
- (4) 納戸構
- (5) 舞台
- (6) 鞠懸り
- (7) 穀米柵
- (8) 四尺五尺宮
- (9) 三間宮
- (10) 王子作り
- (11) 三間社

第二巻「神社之部」(110枚、三一×五二六センチ)

- (1) 神屋作り
- 住吉大明神
- 神樂所
- 宮殿
- 宇之葉作り
- 三間社
- 黃地作り
- 大社作り
- 釣り鐘
- 平鐘樓
- 手先
- 平鐘樓
- 太子堂
- トシカウトウ
- 九間堂
- 六角堂

第三巻「仏殿之部」(11十六枚、三一五×一五二六センチ)

- (1) 鐘樓堂
- 三間四面堂
- 僧堂
- 須弥壇
- 総堂
- 五間本堂
- 七間本堂
- 七間僧堂
- 法堂
- 経堂
- 経堂
- ユタ作り
- 輪藏
- 扇垂木
- 小庫

- 裏 (15) 大庫裏 (16) 浴室 (17) 中堂 (18) 中堂廻廊取付門
- (19) 平鐘樓 (20) 中堂廻廊 (21) 講堂 (22) 開壇堂 (23) 三間仏殿 (24) 大講堂 (25) 金堂 (26) 直仏殿 (27) 五間仏殿 (28) 茶堂 (29) 一階僧堂

第四巻「門之部」(四十一枚、三四・五×一四九三センチ)

- (1) 向屏重門
- 上土門
- 薬医門
- 棟門
- 向唐門
- 唐棟門
- 唐四足門
- 四足門
- 夜叉門
- 平唐門
- 八足門
- 樓門
- 大門
- 一間樓門
- 三間山門
- 五間山門
- 文珠樓三間大門
- 不老門
- 角三門
- 櫓門
- 冠木門
- 水門
- 平一間三門
- 平樓門
- 平大門
- 唐藥医門
- 四ツ足門
- 向唐門
- (未ツ：がんだれに放)
- 心門
- 修行門
- 菩提門
- 涅槃門
- 四面唐門
- 木草門
- 鐘樓門
- 陽明門
- 繩門
- 青地門
- 朱雀門
- 発心門

第五巻「塔之部」(十六枚、三一五・一×五九七センチ)

- (1) 一重塔
- 五重塔
- 小塔
- 宝塔
- 多宝塔
- 同小口割
- 大塔
- 七重塔
- 九重塔
- 十一重塔
- 叢林塔
- 春兒塔

各項目、いざれも詳細な木割文と指図、建地割図を掲載しており、卷末には奥書を付す。一例として第一巻「御所様」の奥書を挙げると、

柏木氏正等（印）

元禄二己巳年正月受之者也

柏木太郎右衛門政虎（花押）（印）

とあり、これにより元禄二年（一六八九）に柏木正等（政等）から同姓太郎右衛門政虎に伝授された秘伝書であることがわかる。

他巻の奥書もほぼ同様の記述であるが、第一巻の他は「正等」が「伊兵衛政等」と表記されており、全ての巻において印文は「政等」であるから、「柏木伊兵衛政等」の表記を通称として用いるのが適当であると思われる。

奥書の文面から、本書は政等の自筆のようにも見えるが、本文の筆致が太郎右衛門政虎の署名の筆致に近いことから、政虎の筆写もしくは代筆、または政等の指導による政虎の成書とも考えられる。

本資料の記述の全般的な性格としては、各巻を通じて、指図（平面図）・建地割図（立断面図）を多用して内容の平明な記述を心がけていることが上げられる。このことは江戸期の木割書に共通する性格であるが、桃山期や江戸初期に筆録された木割書の多くは文章を主体とした記述表現であるから、比較的初期の成立とはいえ、初期木割書とは一線を画した新しい記述様式によつていてと言えよう。なお白黒印刷では不明であるが、引き出し線には朱を用いており、図の黒線と区別するなど親切な表現をしている。

御所様指図の表現にも注意しておきたい。これも写真では不明確であるが、落縁を赤紫色、他の室内を黄土色、築地塀を薄墨、鞠懸りは黄土色の上に薄墨と彩色によつて区別している。

また同図には描画の過程で、方格子をへらで罫引いた跡が残つており、格子一マスが一間に対応している。計測したところ、一マスが四・五五ミリ＝一・五分であるから、一分半計（注2）で計画された図面であることがわかる。

以上が、本資料の書誌と参考情報であるが、木割書についてはこれまで先達の豊富な研究成果があり、方法論もある程度確立されている。本資料についても、断片的ではあるが、禅宗様仏殿の設計方法についての比較研究、海老老おりという特殊な技法に言及されている点についての分析がなされている。

そこで、ここでは第一巻「御所様」と、第三巻「仏殿之部」の内容を一部分析しながら、本特徴の一端を明らかにしたいと思う。

まず、第一巻についてであるが、「御所様」は住宅木割を記す前半部分と社殿の木割を記す後半部分に分かれる。前半の住宅木割については指図・木割文とともに明暦元年（一六五五）刊行の『新編武家雑形』の影響が確認されるが、大半は独自に記した木割内容である。後半の社殿木割については指図・木割文とともに独自の内容となつてゐる。

巻名に含まれる「御所」とは、元来天皇の御座所を意味していたが、次第に上皇、東宮などに及ぶようになり、さらに大臣家、将軍家にまで広がつていった。室町時代には守護大名の邸宅も御所と呼ぶようになったと言う。本巻の内容は上流の武家屋敷についての木割であるから、ここでいう「御所」とは天皇の御所ではなく、将軍

家や大名級の屋敷（大名屋敷）のことを指しているのであろう。

なお建仁寺派の木割書に同様に「御所様」という語が住宅木割の項目に用いられていることが確認できる。

以下、御所様各項目について概説する。なお「厩」「広間」「御所様指図」「納戸構」については前稿にて原文写真と釈文を紹介したので、参照されたい。

（1） 倉（第二紙、第三紙）

厩とは、馬を飼育・管理する建物である。武家は「弓馬の家」と称したように、軍事に重要な役割を果たす馬を重宝したため、武家屋敷には必ず設置されている。貴族や武士の邸宅における厩は形式が定まっており、一間に一頭ずつを入れる「立場」、従者等の集まる「遠侍」、土間の「草の間」から構成される。本書に掲載されている厩もこの基本形式に倣っている。

まず第一巻の全体構成から見ると、巻頭に厩が取り上げられていることが特筆されよう。これは巻末に記述する『匠明』や『新編武家雛形』と比べて対比的な構成である。察するに武家屋敷に進入する際は、最初に利用する建物が厩であって、そこから遠侍、式台を経由して広間へと進む構成であるから、この経路にしたがつて記述したのではないだろうか。

紙面に目を移すと、建地割図（立断面図）に合わせて本割文が示される記述形式であることがわかる。また他書では指図（平面図）が脇に付されているが、本書には示されていない。これは第

六紙の屋敷図（中央東北より）、および第七紙（右）に指図が掲載されているためであろう。

建地割図は建具や柱の面まで詳細に記されており、紙面左手奥には隣接する屏重門も描かれている。同図は比較すると『新編武家雛形』に掲載される建地割図に全体的に類似していることがわかる。ただし鬼瓦が記されないこと、左奥に屏重門を記す点などが異なっており、また図中の書き込み量も多いなど相違点もある。

第七紙の指図を見ると、右から馬を繋ぐ「すさりの間」、中央に「草ノ間」、左に従者が控える「遠侍」という典型的な三室構成で、桁行間は七間としている。この構成は『新編武家雛形』掲載図と同じであり、また描法も酷似している。同様のことは屏重門図にも該当し、同図は『新編武家雛形』「ひらへいぢうもんの事」に掲載される建地割図に類似している。

仔細に見れば、立場のことを「すさりの間」と表記している点が、図中にはなにも表記しない『新編武家雛形』と異なっている。ただし『新編武家雛形』も文中に「すさりの間」を用いているため、同書の内容を勘案して付記したのであろう。

また第六紙の屋敷図中には北面に別途、「馬屋」なる九間の長屋が描かれている。こちらは独立した建物で遠侍もないことから、馬を管理するための実用的な建物と考えられる。このことから上級の形式をもつたものを「厩」、実用的な格下の建物を「馬屋」として区別した可能性も考えられよう。

木割内容について概観すると、まず平面寸法は梁行間六尺五寸、桁行間七尺、繫柱と押柱の内法を五尺二寸、押柱と側柱の内法を

二尺八寸としており、これは梁行間を立場八尺、草の間一〇尺とする『匠明』とは大きく異なっているが、一方で『新編武家雛形』の規定寸法と一致していることがわかる。軒長さについては、尻戸との関係で定めている点では『匠明』『新編武家雛形』と同じであるが、茅負幅での微調整の値が異なる。

木割の基準となる柱太さは四寸二分、柱面は十面取りとしている。廐の面取りについては『匠明』には規定がないが、『新編武家雛形』は十面取りとしており、本書と一致する。

廐に特有の薬貫、繫柱、甲桁、轡懸、腹懸繫の各部寸法は実寸指定中心で規定されている。これらの値を同じく実寸で規定する『新編武家雛形』と比してみたところ、寸法値は微妙に一致しない。一方で、妻面の大戸まわりの建具や虹梁、衣掛、猿耳、とち金の寸法は『新編武家雛形』の値と一致する結果となつた。

遠侍の木割についても半長押、敷居、内法高さ、サイ(付桶端)、

鳴居、長押の寸法は実寸指定である。ここでも長押丈や内法高さ寸法は、面を用いる『匠明』の方法や『新編武家雛形』の実寸値との間に相違が見られる。

一方、肘木・桁の寸法は垂木との納まり、柱との関係から求められる方法で、『匠明』や『新編武家雛形』も同様の方法を取っているが、寸法値については肘木丈、桁下端の寸法が面一つ分相違しているなどの違いがある。

軒の部材寸法については、柱面と垂木寸法で比例的に割り付けている。垂木、木舞の木割については『匠明』『新編武家雛形』と同様の方法であるが、茅負、裏甲については異なる木割を示して

いる。勾配についても、身舎は八寸、庇は四寸三分勾配で、『匠明』『新編武家雛形』よりも少し緩くしている。

妻飾りは扱首束、扱首棹、棟大斗、破風の寸法が示されており、棟大斗のみ実寸指定であるが、他は柱太さを用いて比例で割り付けられている。扱首の寸法は『匠明』『新編武家雛形』では長押丈を利用するが、本書では柱太さを用いている。また破風幅の増しへについても、上で四割増し、下で二割増しと示されるが、この数值も『匠明』『新編武家雛形』の三割、一割増しの木割とは異なる。

本項目ではさらに脇障子について木割が記されている。『匠明』では「色台同遠侍之事」の項に、『新編武家雛形』は「広間」にその木割が示されていて、構成上の相違を見て取れる。

以上みたように、「廐」については詳細な木割が記されていることがわかる。内容については『匠明』の木割とは大きく異なり、指図・縦地割図の検討で影響が見られた『新編武家雛形』の木割についても平面寸法や高さ寸法などで記述や寸法値が一致する箇所もあるが、大半は異なっていることがわかる。

後半に記される屏重門の木割については、実寸指定もあるものの、門柱は柱間より寸算で割り出し、門扉の棧・框なども関連する部材同士の比例で割り付けている。また建地割図については『新編武家雛形』の影響が見られたが、木割内容を比較すると、大半の木割が一致せず、このことはまた『匠明』でも同じであるから、本書の独自的な内容と捉えられよう。

(2) 広間（第四紙、第五紙）

広間とは、家主が客と対面・饗應するための空間であり、武家妻戸、中門廊などの広間（または主殿）の典型的な要素が確認できる。構図は『新編武家雛形』に類似しているが、本書の方が詳細に描き込まれている。唐破風左下方には黒塗りで垂木配置が示されており、一間につき三本（四枝分）の疎垂木であることがわかる。なお『新編武家雛形』図にも同様の描き込みがなされている。

掲載されている。

建地割図からは唐破風、装束妻戸、中門廊などの広間（または主殿）の典型的な要素が確認できる。構図は『新編武家雛形』に類似しているが、本書の方が詳細に描き込まれている。唐破風左下方には黒塗りで垂木配置が示されており、一間につき三本（四枝分）の疎垂木であることがわかる。なお『新編武家雛形』図にも同様の描き込みがなされている。

左端一間は実際には脇障子が取り付く箇所であるが、南側の立面を一間分展開して、中門の立面を描いている。中門の妻面には剝抜妻股が描かれているが、これは園城寺光淨院客殿（慶長六年・一六〇一）などの代表的な遺構に見られる板妻股の形式とは異なっている。『匠明』も板妻股を示しているが、『新編武家雛形』は同箇所を扱首組としている。

指図からは、六間×七間の規模で、いわゆる二列構成の典型的な広間（主殿）の形式であることがわかる。東側廻りに端から色代、広縁、公卿の間、中門を配し、左列に広間の下段と上段および棚、床、（付）書院を、右列には納戸、くらがりの間、鎧の間が配されており、各室境には建具の形式が示されている。

広間の指図については『匠明』主殿之図、同当代広間図、『新編武家雛形』広間図が代表的図面として知られているが、それらと比較すると本書の図は空間名称、平面形式とともに『新編武家雛形』図に類似している。ただし『新編武家雛形』図には建具形式の記入が無く、この点では同様に建具形式を示す『匠明』図に近い。その他に『新編武家雛形』図と比べて微細な点では車寄唐破風の描き方や帳台構の記入、床の奥行きの違いなどが確認できる。

木割内容について、まず柱間寸法は明示されていないが、指図より六尺五寸間の「廐」指図と同寸と見てよいであろう。柱太さは四寸二分で前掲の「廐」と同寸である。ただし面取りは七面取とし、十面取とする「廐」とは異なっている。なお同様の現象は『新編武家雛形』でも生じている。

軸部、軒の構成は、「廐」の遠侍と同じであるため、木割方法とその値も概ね一致している。軒の出は「廐」と異なり五尺二寸と実寸指定とし、この値は『匠明』『新編武家雛形』と同寸となる。屋根勾配は垂木勾配二寸五分、野地勾配五寸二分で『匠明』古法と一致するが、垂木勾配三寸、野地勾配六寸または七寸とする『匠明』当世法、三寸と六寸五分である『新編武家雛形』とは異なり、古風な値を取っている。

「廐」とは構成が異なる妻飾りについてみると、狐格子の木割について、舞良子の小間を舞良子幅の裏の目（約2）で歩む方式で、「少し広くする」とする『匠明』一・二倍で歩む『新編武家雛形』とは異なることが指摘できる。

車寄唐破風については、『匠明』『新編武家雛形』とともに形状に

ついて細部まで詳細に規定するのに対し、本書は破風太さと輪の高さのみを規定するという物足りない内容となっている。同様のこととは中門の木割についても指摘でき、『匠明』『新編武家雛形』に比して、指定数は少ない。

建具については、実寸を用いずに柱太さと柱面などを用いて比例で割付けている。この方法は『匠明』『新編武家雛形』と共に、木割内容自体も半分程度は一致するが、逆に半分は異なる木割を示している。

建具の木割文の後に、突如として納戸構の木割が記述されている点にも留意したい。この内容の多くは後述される「納戸構」と重複しており、計画性が見られず混乱の跡がうかがえる。

天井各部材について木割を記す点も、天井の木割を示さない『新編武家雛形』と比べたときに留意すべき点である。また天井高さの規定を「柱太さ×二十二」とする方法も、蔀戸との関係で定める『匠明』の方法と比べて、思い切った明快な木割と言え、本書の特徴の一つと見てよい。

そのほか落縁の高さについて、先に記述された「廐」からの連續性を考慮していることも留意したい。各項目で独立した木割を記すのではなく、相互に関連し合うよう記述している。

なお「廐」「広間」を通じて「柱面内」「片面落とし」「柱面三つ落とし」など柱面を用いた寸法指定が多用されている。柱面を用いた寸法指定自体は他言にも見られる住宅木割の一般的な方法であるが、木割書によつて様々な用法の違いが見られる。この点については、他の木割書との比較を通して総合的に考察を進める必要がある。

構成については、まず屋敷の中心に二列構成の広間を置き、東北に廐、北面に台所、西北に「御ウエ」（御上）なる座敷と局、四面に対面所をそれぞれ接続している。また東面には車宿り、北面には馬屋、西面には土蔵、西南には鞠懸と弓競技を見学するための棧敷、南面には能舞台および的場といった独立した設備を備えている。

以上をまとめると、図面に『新編武家雛形』の影響が見て取れるものの、「廐」と同様に木割内容については、大半は独自の木割を示している。また『匠明』と比べると記述量は少なく、図面を考慮しても、唐破風や中門の木割は不十分なものといえよう。

(3) 御所様指図（第六紙、第七紙）

屋敷図、廐指図、広間指図の三点からなる。屋敷図は、一分半計（格子1マス＝一間＝一・五分）で描かれている。廐指図、広間指図は柱間から見て同縮尺としてよく、一間が十七・八～十八ミリ近傍であるから六分計として描いたのではないだろうか。なお廐の木割値は桁行七尺、梁行六・五尺であるが、指図からの実測値は、桁行間で七分、梁行間六分とみられ、正確な比にはなっていない。

そのほか東北隅にある三間の「コママ堂」とは護摩堂のことを、中央の広間と対面所との中庭にある「タカアマ」なる長屋は鷹部屋を指していると思われる。また西北区域内にも「隠シ廐」なる建物があるが、廐であることのほかに具体的な用途は不明である。

各区域は堀で区切られ、それぞれ格式に応じた上土門、棟門、向堀重門、薬医門、兜門などが設けられている。また図中に「井」を丸で囲った表記が見られるが、これは井戸を記号化したものであろう。

同様に木割書に描かれる指図として『匠明』掲載の当代屋敷図が知られている。これと比べると基本的な屋敷の構成理念は変わらないが、本書図の方は屋敷規模が小さく、具体的な建物配置も異なっていることがわかる。また南西に大きな鞠懸りが描かれている点が異質であって、江戸期の大名屋敷は他にも多く残されているが、管見の限り本書と同様の屋敷図は見当たらない。ゆえに実際に存在した屋敷の指図なのか、それとも理念に基づいた計画図なのかは判然とせず、今後の考証が必要とされる箇所である。

(4) 納戸構(第八紙)

納戸構とは帳台構とも呼ばれる座敷飾の一つで、納戸(寝室)の入口が装飾化したものと言われる。

紙面には建地割図が示されており、これまでと同様に『新編武家雑形』図との類似性がうかがえる。図法について見ると、納戸構と違棚は実際には矩折れであるから、展開図として描かれていることがわかる。ただし付書院から広縁にかけては断面図として

描かれており、この点が違棚を描く『新編武家雑形』図との差異となっている。

木割文は前半が納戸構、後半が違棚についての規定である。また図中にも書き込みがあり床、付書院の木割も記す。したがって内容としては納戸構と称するよりも上段座敷飾であるが、『匠明』『新編武家雑形』も同様に「納戸構」と呼称することから、その影響と考えてよいであろう。

木割内容は「広間」において文章にて示された木割とほぼ同様の内容で、納戸構と付書院について一部補足が加えられている。仔細に見れば、付書院において「広間」では「大輪ノ高サ長押ろあい壱本上ル也」としていた箇所が、「落かけ高サ上段なけし上ち柱壱本あい有」と変更されたことがわかる。

『匠明』『新編武家雑形』との内容の類似性については、共通する箇所も一部あるが、概して独自の木割を示しており、別種の木割と考えられる。また違棚における雛束を「たんちやくつか」と呼称する点も、両書には見られないものであるから、本書を特徴付ける一つの要素であろう。

(5) 舞台(第九紙、第一〇紙)

「舞台」とは能楽を演じるための舞台、つまり能舞台のことである。

能楽は室町時代に武家の庇護を受けて発達し、桃山期には権力者の嗜みとなり、常設の舞台が求められるようになつた。江戸初期には武家屋敷に常設舞台が設置されるようになつたとされる。本書掲載図はこれまでと同様に『新編武家雑形』掲載図と酷

似しており、寛永期に能舞台の形式が規範化した後のものと判る。

第六紙屋敷図では中央左手に配置が描かれている。紙面右の建地割図は屋根形式から見て東から西を見た図であり、左に描かれる指図と対応している。これらの図から一間×一間の空間を「舞台」と呼び、西面に張り出した空間を「脇座」、南面に張り出した庇を「後座」と称す。これらの空間構成や名称も『新編武家雑形』と同様である。ただし、指図中に次のような違いがある。

①空間名の「舞台」両脇に「和泉殿」「舞殿」と併記され、抹消線

が引かれている。
②各角柱に毘沙門天玉や持国天玉などの仏教神名、天照大神、住吉大明神などの神名が示され、抹消線が引かれている。

③同じく、本文中にも柱太さ八寸一分とする規定の後に「舞台坪数三三九有二九九のゝゑニ付九九八拾壹ト割出ス也」という添え書きがあり、同様に抹消線が引かれている。

そして細部付属物である環・和環、「橋掛」樋寸法、切戸口、「後座」軒長さに関する補足的な説明を加える。指図書込は、特に奉行窓(物見窓)の設計寸法を詳細に述べている点が特徴的である。全体として『新編武家雑形』の影響が認められるが、「本舞台」柱太さを基準として「後座」「橋掛」の柱太さを木割として求める等、設計論は『新編武家雑形』より体系的といえる。また細部意匠の設計論に関しては『(柏木政等伝来目録)』(引用者注・本書のこと)に独自性がある。(注3)

既往研究にて指摘されるように『新編武家雑形』の記述を敷衍した箇所が多く見られる。一方で八箇所は異なる木割を示していること、また後座や橋掛、物見窓、環など『新編武家雑形』に掲載されていない木割を示していることにも留意したい。なお『匠明』についてはもとより記述量が少なく、また木割値も大きく異なるっている。

(6) 鞠懸り(第十一紙、第十二紙)

鞠懸とは蹴鞠を行う場所のことである。第十一紙の上部に指図、下部に建地割図が描かれているが、『新編武家雑形』とほぼ同図であり、記述内容も類似している。ただし、四方懸りと呼ばれる四

本項目については既往の研究にてその性格付けがなされているので、次に引用する。

「説文の構成は、まず「本舞台」「後座」「橋掛」の設計論を述べ、

次の第十二紙にも鞠懸の図および木割が記されている(前者を

仮に鞠懸A、後者を鞠懸Bと呼称する)。第十一紙の鞠懸とは木割や四方懸りが異なり、寸法指示等も詳細で、内容も実際に施工した建物のようである。また文末に次の記述がある。

「寛文七年三月十日ヨリ取付、十五日ニ御鞠御座候、此内ニ御成二ヶ度、尾張様御□鞠ニ而昼夜取付、又公家衆御勅到ニ而昼夜取付也」

寛文七年(一六六八)に二度御成があり、鞠懸の取り付け工事があつたとされ、その際の記録と思われる。文中の尾張様は尾張藩主のことと思われ、寛文七年時は第二代藩主徳川光友である。本書に掲載されていること、ならびに小規模の建築であることなどから推測するに柏木家の工事物件であろうか。当時の状況は、寛文元年(一六六一)に小普請方執務規定が整備された後、延宝八年(一六八〇)に柏木伊兵衛が小普請方棟梁に登用されるまでの間で、柏木家が尾張家の物件を担当したとしても不思議はない。

鞠懸自体は管見の限り遺構も残っておらず、詳細は不明であるが、文中に「昼より取付」とあるように、立蔀を用いて四面を囲むだけの仮設の建物と推測される。

またこの第十二紙は紙質や筆致が他と異なっている。第十一紙の関連から、補足したものと考えられ、寛文七年以降のいづれかの時期に成書したものと思われる。

図中には対面所広縁の断面図が描かれている。そこから第六紙屋敷図に描かれる対面所および鞠懸と対応しているようにも見え

るが、屋敷図中の対面所縁からの距離が離れていること、同図の鞠懸柱開か七間であることから、まったく別の事例を紹介していることになる。なお同図の建地割図は上方に描かれる指図との対応をみると、左側三間分の立面は対面所境の立面を展開して描いていることがわかる。

木割内容については、鞠懸Aの場合、すべて実寸指定であり、またその指定値は水貫と笠木を除き、『新編武家雑形』の値と一致するので、その影響を受けていることは間違いないであろう。なお『匠明』には鞠懸の木割は示されていない。

鞠懸Bについては、鞠懸Aと比べて、まず柱間数が七間に対して六間であり、柱間寸法も三丈六尺の七間割(=五尺一寸四分)に対し六尺間と大きく構成が異なる。柱大きさも四寸二分に対し四寸八分と太い。そのほかについても比較可能な寸法値はすべて一致せず、鞠懸Bの方が木太いことがわかる。また記述内容も鞠懸Bの方が詳細である。

(7) 散米棚(第十三紙)

第十三紙以降は社殿の木割である。

冒頭の小社殿は目録から「散米棚」という名称であることがわかるが、この名称は現在では一般的でない。項題に含まれる「散米」とは、米を神饌として撒くまたは供えることで、古くからの米に呪術的力があるとする信仰が背後にある。「散米棚」とはその散米のための建物であろうか。

他の木割書に類例を探したところ、唯一『新選大工雑形』(宝曆

九年・一七五九）に一例発見することが出来た。図面からいわゆる見世棚造りとも取れるが、『新選大工雛形』では「散米棚作り」と「見世棚作り」とは区別されている。前者が全て角柱であるのに対し、後者は円柱であることや、前者が比較的簡素なつくりであることなどの違いがある。しかし本書では見世棚造りの記述はないため、『新選大工雛形』のように明確に区別していたかは定かでない。

また『建仁寺派家伝書』「神社」では角柱の見世棚作を紹介しており、一方で『匠家雛形増補初心伝』（文化九年・一八一二）では「祠」と称して本書の散米棚に近い例を掲載していることなどを考えると、見世棚作の形式も一定しているとは考えにくい。よつて散米棚は見世棚造系列の一つの形式もしくは呼称としてとらえることも出来よう。

この散米棚は第七紙御所様屋敷図には記載が無い。また前述のよう『匠明』や『新編武家雛形』にも掲載がないことから、本書の独自的要素ととらえられる。

木割内容については、平面計画について、他書の見世棚作りに見られる柱の内法・外法を用いた平面決定法（掛子作り）を採用しており、枝割法によらない古式な方法を残している点が特徴として挙げられる。

(8) 四尺五尺之宮（第十四紙）

一間社流造で表柱間が四尺から五尺程度の規模の社殿である。散米棚と同様に屋敷図に記載はない。「四尺五尺之宮」という項題

は他に『新編拾遺大工規矩尺集』にみられるが、『匠明』「社記集」では「平作 壱間社之図」、『新編雛形』では「一間社流作」と呼称されている。

建地割図を比べてみると、これまでの住宅木割とは異なり、相違点が多く『新編雛形』などの雛形本の影響を受けているとは考えにくい。また『新編雛形』は側面図のみであるが、本書ではあわせて正面図を描く点でも大きく異なっている。

「四尺五尺之宮」以降、神社の木割が続くが、本項目の木割を参照することが多いので、その内容を概説しておく。

平面計画は原則、枝割で行う。表ノ間二十技、妻ノ間は柱太さを用い、表ノ間から柱太さ一本分狭くする。その他、表軒長さ十技、裏軒長さ十一技、傍軒長さ十技、縁広さ七枝と規定する。ただし表ノ間が三尺（三・五尺程度、つまりさらに小規模の社殿の場合に別途枝数が示されている。

軸部は、まず柱を表ノ間より一寸一分算（×〇・一一）にて割り出す。その他、縁葛、長押、丸桁、虹梁の丈は柱太さを用いて分算で割り出す明快なシステムである。特に長押内法高さをも柱太さ×六として割り出す点は、柱間を用いる他の木割書の技法とは異なり、柱太さを用いて木割を統制しようという意志の表れを見て取れよう。

向拝の各部材木割も母屋の柱太さを用いて規定される。妻飾り、屋根廻りについても柱太さを中心に寸法規定が行われる。

高欄（勾欄）については、飛檐垂木鼻の丈を用いて高欄高さ寸法を統制することが木割の常套手段であり、本書も例に漏れない。

脇障子については一部袖柱を基準に割り付ける例も見られる。

あらう。

また竹節各部寸法は竹節太さから節の丈寸法を割り出し、それともとに割り付ける方法で、これも常套化した手法である。

その他、いくつか垂木幅を用いた割り付けがあるが、垂木自身の大きさについては規定がない。その理由については別途総合的な考察が必要であろうが、おそらく幅が柱太さの五分の一、丈が幅二割増し、垂木割は本繁垂木背返しが一般化しており、暗黙の了解であったことと、木割の連関で発生する誤差の問題が想定されよう。

なお上記の割り付けを前提として、本項目で指定される垂木二十枝で、柱太さ割り出しの比例係数を算出すると○・一一三六となるから、小数点以下二桁で切り下げるとき本書で指定する比例係数「一寸一分算（○・一二）」と合致する。

春日造の構造は向拝庇付切妻屋根一間社と表されるが、向拝軒の母屋との接続処理について、隅木を入れる型と障泥（あおり）破風を入れる型があり、「王子作り」とは後者のことを指していたと考えられている。

なお本書は別巻の「神社之部」にも「黄地作り」なる項目が掲載されている。これは同じく「王子作り」の一種であるが、向拝に唐破風が附加された形式のことを指すようである。

木割方法について特に変わった点はない。

（9）三間宮（第十五紙）

三間社流造の社殿についての木割を記す。「四尺五尺之宮」とは異なり、指図が示され、各柱間の枝数の記入がある。表ノ間（正面柱間）が三間であることと、垂木勾配以外は「四尺五尺之宮」とほぼ同じ木割であり、高欄、脇障子は常の如し、つまり「四尺五尺之宮」と同様と記されている。

特記すべき点としては、柱太さおよび長押内法寸法が中ノ間（中央間）ではなく、脇ノ間を母体として割り出されている点である。

このような方法は後述の「三間社」や本書の他巻の項目でも現れることがあることから、寸法体系論の視点から別途総合的に考察する必要がある。

（10）王子作り（第十六紙）

「王子作り」という建築類型も、現在では一般的な呼称ではないが、近世の木割書には頻出する呼称であること、またこれが現在で言うところの「春日造」の一つの形式に該当することが近年の研究（注4）から判明している。

（11）三間社（第十七紙）

三間社流造の社殿についての木割を記す。「四尺五尺之宮」とは異なり、指図が示され、各柱間の枝数の記入がある。表ノ間（正面柱間）が三間であることと、垂木勾配以外は「四尺五尺之宮」とほぼ同じ木割であり、高欄、脇障子も「常の如し」である。

以上、「御所様」の各項目の概要を紹介した。概観するに本巻の特徴として次の五点が挙げられよう。

第1に、本巻の内容は大きく住宅木割を記す前半部と社殿木割を記す後半部に分けられる。巻名の「御所様」には前半の住宅木割が対応するべきであるから、何故に社殿の木割が含まれるのか疑問が持たれるところである。

この点については屋敷内に設置された邸内社とする考え方がある。本巻に掲載された社殿は一間社ないしは三間社であるから、規模的には設置することは可能であろう。しかし第七紙で示される屋敷図には掲載された社殿が見当らないなど不可思議な点も残る。このことについては続巻の「神社之部」の構成とも合わせて検討する必要がある。

第2に、前述した構成上の混乱が第一巻を通じて多く見られることが挙げられる。「廐」に併記されている屏重門の木割は、本来なら第四巻「門之部」で取り上げるべき内容であるし、「納戸構」の木割内容も「広間」で重複して記載されている。また「三間社」と「三間宮」の項題も似通つていて紛らわしい。体系的に整備された『丘明』や『建仁寺流家伝書』といった他家の秘伝書と比べたときに、その差は歴然としている。

第3に、住宅木割については木割文および指図の一部に『新編武家雑形』の影響が見て取れることである。本書の成立が元禄二年（一六八九）であり、『新編武家雑形』刊行（明暦元年・一六五五）の三十年以上後であれば、著者が入手し、筆録の参考にしたことには分にありえることである。

また記述表現をつぶさにみると、著者は『新編武家雑形』があることを認識した上で、独自の木割内容に変更したり、また不足して

いる箇所を補足したりして、自らが有する技術と総合化しようと試みたと思われる。特に「廐」と「広間」については半数以上が独自の木割であつて、その傾向が顕著に見て取れよう。

第4に、神社木割については、住宅木削とは異なり、独自の内容であると考えられる。また「四尺五尺之宮」の木割を見る限り、柱太さを中心とした明快な木割方式を採用している。

第5に、指図の表現を重視している点が挙げられる。成立時期から見れば、建地割図を掲載する形式の秘伝書としては比較的初期の筆録であるが、図面表現は詳細であり、また図への木割文書き込み量も非常に多い。

同じく指図への書き込みを重視する形式をとるものに江戸建仁寺派の系統で『大工割方雑集』（天和元年・一六八一）や、『匠家雑形』（延享四年・一七四七）、『匠道奥秘卷』（江戸後期）などが知られているが、これらとの関係性についても今後検討する必要があろう。

以上が第一巻「御所様」の概要であるが、つづいて、「三間四面堂」「五間本堂」「七間本堂」といった和様仏堂の木割が収録されている第三巻「仏殿之部」を例に分析を行っていく。

「三間四面堂」の項には二十九件の規定がある（指図を除く）。

三間四面堂を含め『(柏木政等伝来目録)』における和様仏堂の項の寸法体系は、「三間四面堂」、「五間本堂」、「七間本堂」の三堂すべてにおいて脇の間から算出され、すなわち、側柱の太さを基準に成り立っている。このことは、近世秘伝書形式の建築書の中でも特徴

的な規定方法といえる。

また、本項の規定の大半は、「五間本堂」および「七間本堂」と重複するものだが、指図には妻飾りが扱首形式、また外廻りの組物が二手先として描かれており、この点が他の二項とは異なる。

さらに、柱の長さを決定する高さ方向の規定については、内法高さではなく、縁板上端から長押上端を以て規定しており、その際に柱の太さを求める時に用いた脇の間でなく、中の間を当てて寸法を定めている点が「三間四面堂」の項の特徴であるといえる。

その他、向拝茅負成や縁の高さに関する規定も、本項でのみ見られる。

「五間本堂」の項には、指図を除いて五〇件の規定が記されている。これは「七間本堂」の五四件とほぼ同等の数である。

柱の長さは、縁板上端から内法長押下端に脇の間を当てていることから間接的に求められるようになつていて、厳密には、内法長押の成が規定されていないため、その箇所を補う必要があるが、木割と併せて描かれている指図や、同時代の木割書の規定内容から考へると、地長押及び腰長押の成と同様に側柱径の六分をそこに当てるものと推測できる。

この項では、高欄擬宝珠に関する規定がされる。その内容は、擬宝珠柱の太さと擬宝珠金物の高さのみの簡単なものであるが、「三間四面堂」や「七間本堂」では、そもそも高欄の規定がない。枝外垂木の本数や階の級数は、指図を見ることでその数が判断できることにも関わらず、あえてそれに関する木割を記述しており、これ

に先の高欄の規定があること、他項と本項の規定の重複程度が比較的高いことや、海老折り（注5）といった特異な規定が本項特有のものであることなどを併せて考えると、和様仏堂に関する規定の中でも、この「五間本堂」が他項にとつて一つの基準となつていているように見て取れる。

「七間本堂」の項は、規定数が五十四件（指図を除く）と三項中最も多い数となつていて、

側柱の太さ、入側柱の太さや、柱の長さに関する規定については、「五間本堂」と同様の方法で定められている。

妻飾りは、二重虹梁に大瓶束と幕股とを併用した状態が描かれているが、内陣の中備に描かれている幕股と同様、幕股自体には寸法の規定がなく、このことから、妻飾りについては二重虹梁とすることを特に重要視している姿勢が窺える。また、この点についてさらには言及するならば、妻軒付の腰幅が本項でのみ規定されていることも、「七間本堂」においては妻飾りの意匠に十分留意するようとの啓発が込められているとも見て取れる。

本項の特徴として、タテノホセの規定や組物の種類に関する規定、内陣折上天井に関する一連の規定、眼象の指定がある。

破風の位置については、「三間四面堂」では丸桁の外面に、「五間本堂」では二手と三手の中間に合わせてそれぞれ破風を立てるようになつていて、本項では側柱真に合わせて立てるよう規定されている。三項を通して規定内容を見ると、仏堂の規模の拡大に応じて破風の位置が軒先から身舎側へと徐々に入り込んでゆ

く様子がよく分かる。

また「七間本堂」では、破風を四つ母屋の位置に立てても良い、とする旨が併記されている。

『(柏木政等伝來目録)』を同時代の他木割書と比べると、いくつかの特徴的な規定を挙げることが出来る。

和様仏堂に関する規定において特徴的なのは、次の四つである。

- 一、脇の間基準（和様仏堂の項に共通）
- 二、海老折り（五間本堂・L49）
- 三、タテノホセヒロケタ（七間本堂・L5）
- 四、長三斗のないアイタ組物式ソナエ（七間本堂・L6）

これらを見ると、脇の間を基準とする規定方法は慶長期以前の古式であることがうかがえる。

ところで、脇の間というのは正面と側面のどちらの間を指すのであらうか。本書第二巻には、基準柱間を指定する場合に「妻ニテ」として妻面を「向・向ノ間」として正面を表す記述が見られる。このような場合、指図にはそれぞれ記述に合わせて妻面と正面の立面を描く。このことから推測すると、「三間四面堂」、「五間本堂」、「七間本堂」の項で指している脇の間というのは、その項目の指図に描かれている面、つまり妻面の間ということにならうと思う。

【1】脇の間基準

平内正信（政信トモ・一五八四～一六四五）によって記された『匠明』と同等ないしはそれを遡る由来を持つ慶長期以前の初期木割書の中でも特に『孫七覚書』（慶長二〇年・一六一五）に記された

木割に、三間・五間・七間堂の柱の太さを脇の間基準で割り出している例が認められる。

しかしながら、『孫七覚書』は初期木割書といつてもその覚書という性格上、それほど体系化されているものではない。一方、同じ初期木割書でも、ある程度木割が記された建築物の種類が整っているものに『大工斗墨曲尺之次第』（桃山時代）がある。ここにも脇の間基準の規定方法を確認することができる。

この妻面を基準とする理由については、確定的な根拠を見出すことは難しいが、推察するならば、指図に立面を一面だけ描く場合、妻飾りが見える妻面を選ぶのは当然考えられる選択であり、そこに指図と木割文とを並記するという形式を探るのであれば、描いた妻面を基準とする意図がはたらくとともに十分考えられるのではないだろうか。

また、仏堂においては遺構によつて来迎柱や来迎壁の後退という現象が確認でき、そのような内陣空間の規模決定を木割書に記す、ないしは設計手法に反映させるには、正面よりも内陣の奥行きが確認できる妻面のほうがより都合がよい、ともいえるのではないだろうか。

【2】海老折り

本資料において「五間本堂」の項においてのみ、その木割文と指図の中に「海老折り」なる語句が登場する。

「海老折り」という語句自体を他の木割書の記述の中から確認することはできないが、指図は描かれず木割文のみから構成される『建仁寺派家伝書』「諸堂」（一六七七～一七一〇年）の「三間四面之堂 内室造」と「七間四面之堂」には、「海老折り」に似た内容の記述がある。

また、指図が描かれる木割書からは、建仁寺派系本の『匠家雛形』（一七四七年）と、同じく建仁寺派系本の流れを汲むものと類推されている『大工割方雑集』（一六八一年頃）の「七間之堂」の項で、

それぞれ形は『（柏木政等伝來目録）』とは若干異なるものの、向拝の「海老折り」を表現している思しき指図を確認できる。

【3】タテノホセとヒロケタ

「タテノホセ」と「ヒロケタ」という語句、及びこの種の内容の規定 자체が『（柏木政等伝來目録）』特有のものであることに注目したい。

ただ、当該本割書が組物に関する詳細な規定を持たないがゆえに、この規定が存在している可能性も考えられる。

【4】長三斗のないアイタ組物式ソナエ

禅宗様仏殿の詰組斗きようの間隔と柱間との関係を示す概念として『諸記集』に見られるような「ソナエ」、そしてソナエに枝割を導入した概念として建仁寺派系本の中で説かれている「アイタ」があ

る。

ソナエとアイタの両概念は、概ね詰組と柱間隔に関する考え方を表しているという点で一致しているが、明らかに異なる概念である。

『（柏木政等伝來目録）』には、「アイタ組物」を「式ソナエ」並べるといった記述があり、この異なる二つの概念の持つ意味を正確には把握できていない節が窺える。

一ノ三 「上棟一通」

江戸幕府小普請方大工棟梁に関する資料として、筆者が新たに確認したのが、個人蔵の『上棟一通』（注6）で、その内容は造営の際に執り行われる建築儀式に関するものである。『上棟一通』は、小普請方大工棟梁柏木家に伝わったものであるということ以外にその詳しい来歴は不明である。

個人蔵の『上棟一通』について、まずその書誌を分析する。当資料は、造営の際に執り行われる建築儀式に関するものである。体裁

は、表装が紺地金襴雲模様の巻子装で、「上棟一通」と書かれた外題が貼られている。寸法は縦二四・八×横八六一・五センチ（見返し二五・七十本紙八三五・八・表紙の紙数九枚）。木製の外箱に納められており、蓋には「上棟并鋸初次第 柏木伊兵衛政等秘傳本 貞享五（右横に二と添書）年寫原本」の墨書きが認められる（図1）。

構成は、収録順に「上棟附鋸初」、「飾之事」、「上棟役儀之次第」、

「行列之次第」、「役人所作之事」、「斬初之事」、「上之部（棟之飾・四方堅槌之飾・御内陣玉女之飾・斬初之飾・外）」、「中之部（棟之飾・四方堅槌之飾・御内陣玉女之飾・斬初之飾・外）」、「下之部（棟之飾・四方堅之槌無之・御内陣玉女之飾・斬初・外）」、「奥書（跋文1・柏木伊兵衛政等署名印・跋文2・跋文3）」となつてゐる。

建仁寺流や四天王寺流といった他家に多くを依存しない固有の構成内容を伝える書として評価されている（注8）。この『柏木伝来目録』にも、五巻すべての奥書に壺印（図2）が押されているが、『上棟一通』と『柏木伝来目録』の印を比較して、それが同一の印であることを今回確認出来た（図3）。また、紺地金襴雲模様の表装についても、両資料で同じものが使用されていることを確認することが出来た（図4）。



図1 上棟一通（外観と外箱）

図2 柏木伝来目録の壺印（第二巻「神社之部」）

本資料の奥書署名に見られる柏木伊兵衛政等は、『(柏木政等伝來目録)』（元禄二年・巻子装・全五巻・竹中大工道具館蔵）（以下、柏木伝來目録）をまとめた江戸幕府小普請方大工棟梁とその名が一致する（注7）。『柏木伝來目録』は、奥書より元禄二年（一六八九）に作成されたと推断される資料で、十七世紀後半に台頭し、ついには作事方を凌駕するに至った小普請方大工家に伝来するものとして、

ところで、江戸幕府の造営に従事した大工棟梁家に由来する建築儀式資料には、作事方大工棟梁甲良家に伝来する『工匠式』（貞享二年・冊子・全一冊・国立公文書館蔵）、ならびに『建仁寺派家伝書』（宝永末年頃・冊子・全十四冊・東京都立中央図書館蔵）のうちの「上棟」と「上棟三段品」の二冊がよく知られており、『匠明』等には見られない建築儀式に関する部門が収録されていることが『建仁寺派家伝書』の資料的価値のひとつと評価されている。

一方、この度新たに確認出来た柏木家伝來の『上棟一通』の収録内容は、この『工匠式』と「上棟三段品」を一巻に網羅した内容となつてゐる。『上棟一通』の前半は、構成から各文に至るまでほぼ『工匠式』と同一で、後半は、図3に掲げる御幣の挿絵の有無と奥書以外は、これもまた「上棟三段品」とほぼ同一である。

甲良家の「上棟」は、貞享二年（一六八五）の『工匠式』を再編したものと考えられ、また、元禄元年（一六八八）十月十六日の神社上棟時の記録が収録された「上棟三段品」にも『工匠式』と同時期の底本が存在する可能性が指摘されてきた（注9）。この点、『工匠式』と同じ貞享二年の奥書を有し、かつ『工匠式』と「上棟三段品」の内容を一巻に備えた柏木家『上棟一通』の存在は、資料的に非常に重要であると指摘できる。柏木家と甲良家のいずれの儀式資料が底本かという結論は、稿を改めて論じる必要があるが、卷子装という格式、図5に示した挿絵、奥書の押印（『工匠式』には甲良豊前宗賀の署名のみで押印は無）等は、柏木家の『上棟一通』が底本である可能性を示唆するものである。

しかし一方で、『上棟一通』では奥書直前の箇所に紙継が認められる。そもそも『上棟一通』の料紙には、上下に幅およそ10ミリの横罫が引かれているのだが、この横罫が奥書の少し前あたりで途切れ（図6）。「新初」と項目名が記された次の行が、ちょうどその継紙位置にある。その上さらに、奥書の跋文にも継紙が認められ、跋文3は筆が異なるようにも見受けられる。

図4 柏木伝来目録（表装）

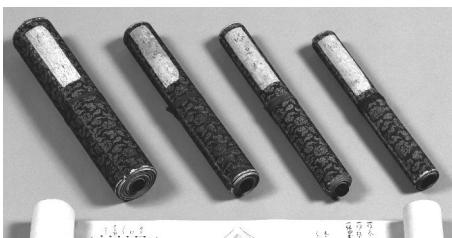
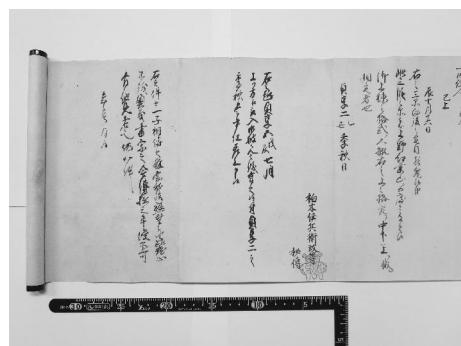


図3 上棟一通（奥書）



〔翻刻・上棟一通奥書〕

・括弧書き註記は筆者の加筆。

已上

辰〔元禄元年〕十月十六日

右之三品向後之定目ニ相究候由
此三段之品者上野紅葉山ニ而度々有之候

御上棟之格式ヲ大概右之上之格ニ宛テ中下ハ上ヲ減シ
相定者也

貞享二乙丑季秋日

——「紙継」——

柏木伊兵衛政等「壺印」

秘傳

右之趣貞享五戊辰七月

上ノ方江被入御披見之儀有之候ニ付貞享二之

季秋差出仕差上申候

——「紙継」——

右之件々一子相傳之難寫紙法□「懇力」望之由難趣心

不我雲齋書写之今傳様之平渡不可

古ノ覚者也仍如件

年号月日

図6 上棟一通（紙継箇所）

『上棟一通』の奥書では、上記翻刻のとおり三種の跋文が書き添えられているが、「已上」に続く「辰十月十六日」の跋文は、甲良家

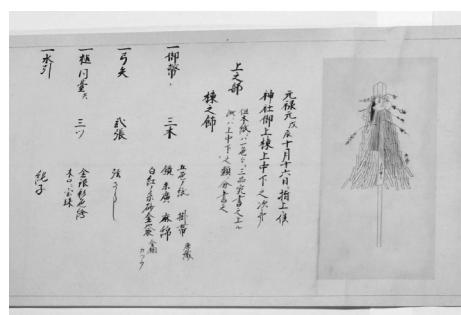
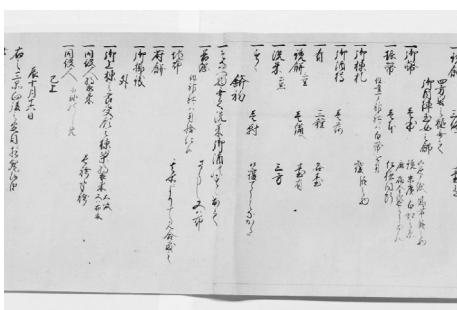


図5 上棟一通（上之部の挿絵）



の「上棟三段品」にも全く同一の文が認められる（書判は甲良豊前と平内七郎左衛門）ものであるが、「貞享五戌辰七月」以下二種の跋文は「上棟三段品」にはみられないものである。「上ノ方江被入御披見之儀有」とあり、柏木伊兵衛が『上棟一通』を書き記した理由として、「上ノ方」に入るにあたって建築儀式を収録したこのような書を「御披見」し「差出仕差上」の必要があつた経緯を記している。

「上ノ方」とは、直前にある跋文の「上野紅葉山ニ而度々有之候」の文言から考えると「上野方」と推測できる。差し出す先が、作事奉行宛であったのか、あるいは小普請奉行宛であったのかは、貞享二年（一六八五）時点における柏木伊兵衛の立場がどのようなものであったのかが不明なため定かでないが、いずれかの奉行宛であつたものと推察される。

末尾の跋文三は、日付の代わりに「年号月日」という文字でくられ、本書が一子相伝の他言無用の内容であることを強調している。

以上、『上棟一通』について書誌を分析した結果から、江戸時代の造営儀式を論じるにあたつては、本資料の内容が、甲良家の『工匠式』ならびに「上棟三段品」と同等のものであり、江戸時代初期の資料として甲良家資料と同様に引用できるものと判断できる。

一ノ四 「辰年御上棟之図」

一ノ五 「辰年御規式之図」

『上棟一通』と同じ所有者（個人蔵）が持つ柏木家旧蔵巻物資料三巻のうちの一つ。次項の『辰年御規式之図』と二巻組みのものと

『上棟一通』と同じ所有者（個人蔵）が持つ柏木家旧蔵巻物資料

して桐箱に納められた形で今日に伝わっている。

本資料は、江戸東京博物館における江戸城展（一〇〇七年）などに数度出展されたことがあり、先行研究（注10）の中での書誌に触れているので引用する。

その蓋の表に「江戸城内 元禄元（辰）年 御上棟并御儀式之図」と記され、箱の側面には「辰年御上棟」との貼り紙がある。巻物の表装は、紺色表装紙に「辰年御上棟之図」の貼り紙を付してある。幅は天地二六〇ミリ、長さは五六九〇ミリ（見返し二八〇十五四一〇）である。料紙は、継目の糊代三・四ミリ幅となつており、一紙の長さは約三七〇ミリで、良質の鳥の子紙を用いている。

『辰年御上棟之図』は、約二六〇×三七〇ミリの料紙十八枚を継ぎ合わせたもので、三・十七枚目にわたり総勢九十三名の人物が描かれている。

ここに見られる各人物は、その装束から、次項『辰年御規式之図』に描かれている「上棟・斬納」ならびに「餅蒔」の各人物に対応でき、ゆえに、これは上棟行列の場面であることが分かる。

三巻のうちの一つ。前項の『辰年御上棟之図』と二巻組みのものとして桐箱に納められた形で今日に伝わっている。

本資料についても、前項と同じ先行研究から書誌を引用する。

卷物の表装は、『辰年御上棟之図』と同様、紺色表装紙に「辰年御規式之図」の貼り紙を付してある。幅は天地二六〇ミリ、長さは六四四三ミリ（見返し二八五十六一五八）である。料紙の継目、糊代、一紙の長さ、使用されている紙の各仕様は、『辰年御上棟之図』と同じである。

『辰年御規式之図』は、約二六〇×三七〇ミリの料紙十六枚を継ぎ合わせたもので、三～五枚目、六～八枚目、八～九枚目、十～十二枚目、十三～十五枚目という形で五つの場面が描かれている。

描かれているのは、表から順に、右方に儀式木が描かれる「斬初」、中央で御柱を立てている「立柱」、中央で鍔入を行つている「鍔初」、人物の配置・鏑矢・規式木の存在などから「上棟・斬納」、最後に、群衆に向かつて物を投げているので「餅蒔」と思われる場面である。

『辰年御上棟之図』と『辰年御規式之図』の二巻に描かれた場面は、人物の表現、色彩の使い方などに相違は認められず、一人が一時期に描いたもので、内容は、一つの造営の際の一連の儀式を示していると考えられる。

図7 辰年御上棟之図



図8 辰年御上棟之図



図9 辰年御規式之圖
「鉤初」

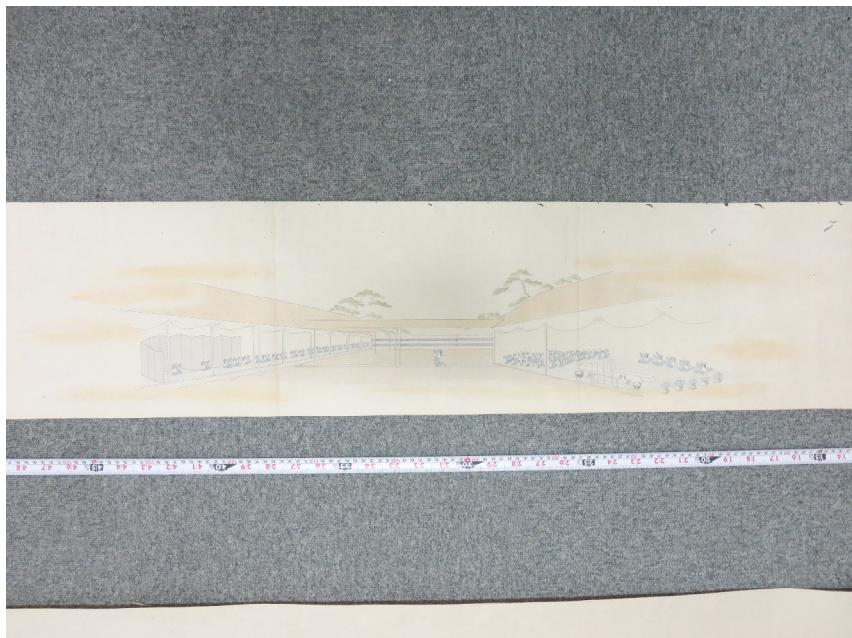


図10 辰年御規式之圖
「立柱」



図11 辰年御規式之図
「鉢初」



図12 辰年御規式之図
「上棟・斬納」

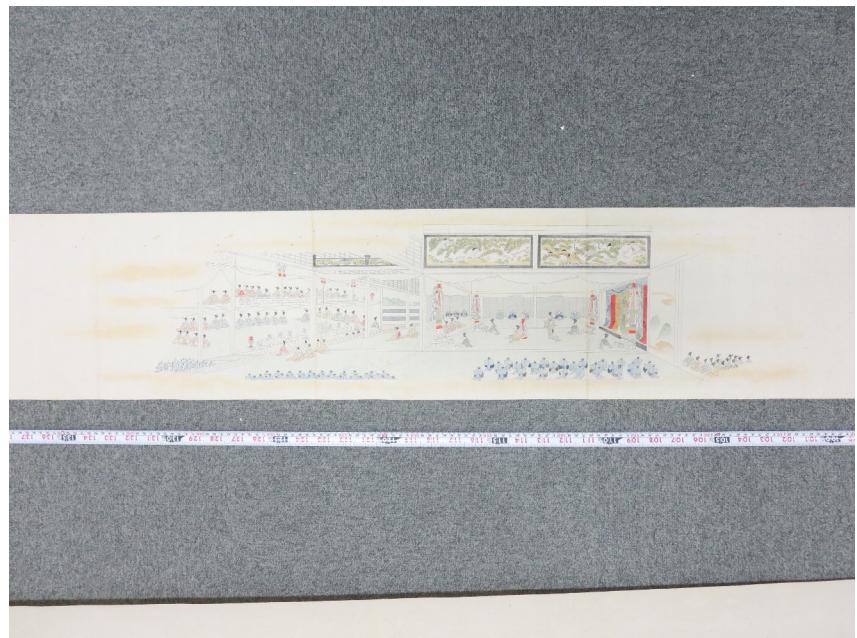


図13 辰年御規式之図
「餅蒔」



図14 辰年御規式之図
「餅蒔」拡大



一ノ六 小結

以上、これまでその存在が知られていた竹中大工道具館所蔵の江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家旧蔵資料『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』を補う資料として、今回新たに個人蔵の柏木家旧蔵絵巻三點『上棟一通』『辰年御上棟之図』『辰年御規式之図』の概要を示した。なかでも注目すべきは『上棟一通』で、その表装や内容から、当該資料が、もともと『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』と一組を成すものであり、また、甲良家の造営儀式書と同時期に制作されたものであることを明らかにした。

『武鑑』を引くと、延宝八年(一六八〇年)に小普請方定棟梁(注11)として、溝口九兵衛、小林惣兵衛と共に、柏木伊兵衛の名を初見する。さらに、元禄十二年(一六九九)に肝煎に任命された者と、本途帳に見られる棟梁、および天保十年(一八三六)の西丸工事に参加した棟梁、以上の三時点での棟梁の名前を抜き出してみると、「大工方」のなかに柏木周防、柏木土佐、柏木近江、柏木日向、柏木大隅の五名を確認することができるが、ここでは既往の研究よりわかりうることを小普請方の発展の歴史と併せて整理しておく。

第二節 小普請方大工棟梁七家について

二ノ一 柏木家(柏木伊兵衛政等)

『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』(元禄二年・一六八九)の奥書によると、この卷物の筆者は、延宝八年(一六八〇)に町大工から小普請方定棟梁に登用された柏木伊兵衛で、これが柏木伊兵衛から同性太郎右衛門政虎に伝授されたことになつてている。

ところで、小普請方棟梁である柏木家については、その系譜や出自などの詳細はこれまで判明していない。

諸建築の修理や日常の生活用具製作を業務とする「破損小細工奉行」が、徳川家が東海の一大名に過ぎない頃からすでに設けられていたことが知られている。慶安・寛永の頃には、この役目が「破損奉行」や「小普請奉行」と呼ばれていたことが記録に見え、この組織は、初期は旗本の労役奉仕の管理を行うのみで、技術陣を有さず、建築修繕の際には作事方の大工が出向し役目を担つっていたと考えられている。それが、江戸城建設工事が完了(寛永・一六四〇年頃)し、明暦大火(一六五七)の後になつて幕府が工事節約の方針を出すようになると、次第に新規造営よりも小破修繕の工事が増加するようになる。この頃には奉行の人数増加など、次第に小普請奉行の存在が作事奉行に枯抗するようになつている。

寛文元年(一六六一)には小普請奉行の執務規定が定められているが、それによれば①新規建立・破損修復の家を上中下に吟味、②使用建築材料の吟味、③入札・人足などの積算、④人足の監督、⑤職人の監督、⑥費用の節約・工期の遅延監視、などが役目であった。

つまり経費節約・効率化に注力していたわけで、このような方針から、小普請方は気位の高い作事方大工よりも、経済的で小回りがきく江戸市中の町大工を適宜活用したようである。

このような潮流の中、延宝八年（一六八〇）には、町大工であつた溝口九兵衛、小林惣兵衛とともに、本資料の著者である柏木伊兵衛が小普請方棟梁に登用されている。作事方と比肩しうる技術陣を備えた小普請方は、本来の業務からは次第に逸脱して幕府の新築工事にも進出し、作事方と競合、元禄期には実質的に作事方を凌駕するようになる。

貞享二年（一六八五）には小普請方奉行組頭が恒職となり、元禄十四年（一七〇二）に同職は小普請奉行と改称され、石高は二千石、作事奉行と肩を並べる重職となつてゐる。

その二年前の元禄十二年（一六九九）、幕府は建築関係十二職の肝煎を定め、鶴飛驥、甲良豊前、平内大隅（以上三名いずれも作事方

棟梁）、村松石見、柏木周防、小林若狭、溝口筑前、大谷平太夫、依田壱岐、柏木土佐（以上七名いづれも小普請方棟梁）を登用している。この際に柏木姓の棟梁が二名見られるが、名前の詳細が不明のため前述の柏木伊兵衛の系譜であるか、または二家存在したかなど不明な点が残つてゐる。

さて、小普請方の攻勢に窮した作事方は幕府に願書を出して、仕事をまわすよう泣訴するようになる。やがて享保三年（一七一八）には「御場所分け」により、作事方と小普請方の担当箇所が折半され、競合に一応の終止符が打たれるが、以後も常に優秀な人材を登用した小普請方は作事方を圧倒した。

以上に見たように十七世紀後半は小普請方の組織作りがなされ、成長した時期と目されようが、このような背景の中で筆録されたのが、本資料ということになろう。

柏木家についてはその後もいくつかの造営資料に柏木日向源政満、柏木周防源政苗、柏木正助源政一、柏木大隅源茂樹、柏木因幡らの名前が資料に見え、また少なくとも寛政六年（一七九四）までは、柏木家は二家存在したということがわかつてゐる。

また江戸時代の著名な放浪漢詩人・柏木如亭は小普請方棟梁を辞した上で詩人として立つたことが知られており、また幕末に柏木因幡の養子となり柏木家第九世を継いだ柏木貨一郎（政矩）は近代建築の工匠としてまた美術品収集家としても知られているが、彼ら二人が柏木家の系譜としてどのように位置づけられるかは今後の研究課題となる。

そこで、『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』から抽出できる柏木家の特徴についての最終的な考察は五巻すべての解説結果を待つ必要がある。ここで今まで残されている棟札などから簡単な柏木家系図を整理してみる（表1）。

柏木源兵衛（一六六六頃）

柏木伊兵衛源政等（一六七七頃）

柏木太郎右衛門政（一六七七頃）

柏木日向源政満（一七四〇頃）

柏木周防源政苗（一七九六頃）

柏木正助源政一（一八二七頃）

柏木大隅源茂樹（一八三九頃）

柏木因幡（一八五八頃）

柏木若狭「貨一郎」（一八六八頃）

柏木祐次郎「不及庵」

（工匠としての家系は断絶）

柏木源兵衛（一六六六頃）は、寛永寺の黒門寄進者としてその名が見られる。後述する小普請方大工棟梁柏木家と東叡山寛永寺の深いつながりから推察すると、あるいはこの柏木源兵衛が、小普請方大工棟梁柏木家もしくは東叡山寛永寺鐘撞人柏木家と関連する人物である可能性はある。

柏木伊兵衛源政等（一六七七頃）は、『（柏木伊兵衛政等伝來目録）』を残した人物であり、これも次章で述べるように、二家ある小普請方大工棟梁柏木家のうち一家の初代にあたる人物である。

柏木太郎右衛門（一六七七頃）は、伊兵衛から『（柏木伊兵衛政等伝來目録）』を伝授された人物であるが、『鈴木修理日記』など諸資料を引くことで、伊兵衛の養子であることがわかる。そして、この人物が、伊兵衛とは異なるもう一つの小普請方大工棟梁柏木家の系譜初代にあたる。

た古美術収集家の柏木貨一郎のひととなりが、大川三雄氏の先行研究などによつてある程度判明しているため、因幡・若狭（貨一郎）・祐次郎が同系譜であることは明らかで、特に貨一郎がその家柄の「九代目」にあたる人物であることまでは特定できる。

しかし、他の人物については、柏木二家のうち、いずれの家柄に属するのかを特定することすら困難であり、次章にて取り上げる新出資料『柏木長十郎由緒書抜』（以下、由緒書抜）の発見によつて二家のうち一家の系譜が明らかとなる。この点をからも、小普請方大工棟梁家の研究にとつて『由緒書抜』が極めて重要な資料であることが指摘できるのである。

その他、柏木日向源政満（一七四〇頃）、柏木周防源政苗（一七九六頃）、柏木正助源政一（一八二七頃）、柏木大隅源茂樹（一八三九頃）、柏木因幡（一八五八頃）、柏木若狭「貨一郎」（一八六八頃）、柏木祐次郎「不及庵」については、幕末から明治をまたいで活躍し

表1 棟札等から知る柏木姓小普請方大工棟梁

元号	年次	西暦	備考	出典
寛文	9	1669	伊兵衛	大工棟梁「三人扶持」
延宝	5	1677	柏木伊兵衛	町大工の中から溝口九兵衛・柏木伊兵衛・小林惣兵衛の3名を小普請方棟梁に登用する
延宝			柏木	延宝期に村松・柏木・溝口・大谷・依田・小林といった大工棟梁が小普請方に定着 彼等を小普請方定棟梁と呼ぶ
元禄	2	1689	柏木伊兵衛政等（正等） 柏木太郎右衛門政虎	秘伝書伝授
元禄	2	1689	大工柏木伊兵衛尉源政等	増上寺台徳院盡廟修營【増上寺仏殿】
元禄	5	1692	大工 柏木伊兵衛源政等	淺草寺堂宇修營
元禄	10	1697	柏木伊兵衛	東叡山寛永寺元禄度造営發令 柏木伊兵衛、村松石見、小林惣左衛門ら七人が將軍綱吉に御目見
元禄	10	1697	柏木太郎右衛門	棟持院上棟を太郎右衛門が動める
元禄	11	1698	柏木周防	七月十日 棟持院上棟に伴い太郎右衛門が銀子十枚拝領 周防と改名
元禄	11	1698	伊兵衛事 柏木土佐	八月二日 上野御仏殿【東叡山中堂】の工事出来として銀十枚拝領
元禄	11	1698	棟梁 柏木周防	九月十一日 鈴木修理らと共に、上野御仏殿御本坊の工事を小普請方と打込にする旨仰せ付けられる
元禄	12	1699	柏木周防 柏木土佐	建築関係十二職の肝煎を任命
享保	10	1725	柏木土佐 柏木周防	小普請奉行配下の技術者として専属の大工棟梁が定められ、町方より、村松淡路・柏木土佐・柏木周防・溝口備中・大谷出雲・依田伊予・小林阿波が登用される
元文	5	1740	大工 柏木日向源政満	東叡山東照宮社殿修營
宝暦	1	1751	柏木近江 柏木日向 柏木土佐	他五名の小普請方棟梁と共に本途帳に名を連ねる
宝暦	2	1752	柏木日向	東叡山常憲院・有徳院盡廟修營
宝暦	13	1763		柏木門作【如亭】誕生する
安永	9	1780	柏木門作（如亭）	柏木門作が杏より家督相続
寛政	6	1794	柏木門作	門作が小普請方大工棟梁の職を退く
寛政	8	1796	柏木周防源政苗	東叡山東照宮社殿修營
文政	10	1827	柏木正助源政一	東叡山常憲院・有徳院・孝恭院盡廟修營
天保	10	1839	柏木大隅	江戸城西丸御殿普請落成につき小普請方大工棟梁等を行賓 柏木大隅の他、村松近江・溝口若狭・大谷出雲・村松伊勢の小普請方大工棟梁五人が「銀式拾枚ずつ」を拝領 加えて、同じく小普請方大工棟梁の清水藤右衛門が「銀五枚」を拝領 その他、大棟梁平内大隅・石丸伊勢・甲良若狭・大工棟梁見習和泉九兵衛の名がみられる”吹簫錄”
天保	12	1841	(大工) 柏木大隅源茂樹	東叡山大歎院・嚴有院・凌明院・文恭院盡廟修營
安政	5	1858	柏木因幡	社辨吉（團助と改名）が柏木因幡の養子となる
明治	1	1868	柏木若狭（貨一郎）	柏木團助が柏木家第九世を襲名し柏木若狭となる
明治	31	1898	祐三郎（不及庵）	柏木貨一郎死去（享年59歳） 貨一郎の死後甥の辻祐三郎を迎へ家督を相続
元号	年次	西暦	備考	出典

二ノ二 柏木家（柏木太郎右衛門政虎）

（元禄七年）「十一月」朔日「一日」 乙丑 霽
（中略）

柏木太郎右衛門は、伊兵衛から『（柏木伊兵衛政等伝来目録）』を

伝授されたことがその奥書より知られるところであるが、『鈴木修理日記』には次のような記述がある。

一 大広間北御縁側太引之書付、左之通相認、兵助殿へ御請取。
（中略）

元禄七年戊九月

（中略）甲良豊前、平内大隅、村松忠兵衛、柏木太郎右衛門、甲良志摩

志摩

【翻刻】鈴木修理日記
（元禄十年・一六九七）十一月四日

（中略）

御扶持方願 甲良志摩

右志摩儀、豊前世惣ニ而年々相勤申候、少成とも御扶持方拝領仕候
様ニ奉願候、定棟梁柏木伊兵衛養子太郎右衛門義 別規ニ三人扶持
被下候例も御座候、已上。

【翻刻】鈴木修理日記
（元禄十年）「六月」廿二日 庚午 霽
（中略）
一 格天井縁組合せ之上端ニ、鉄之十文字金物、（中略）

柏木伊兵衛、小林惣左衛門、村松忠兵衛、柏木太郎右衛門、大谷善
次郎、福田久右衛門、栗野平右衛門、甲良志摩

丑六月
（下略）

この記録には、太郎右衛門が別規「三人扶持」という特別な形で
役料を得ていたことに加え、定棟梁柏木伊兵衛の「養子」であるこ
とがはつきりと記されている。短い文章ではあるが、その他、元禄
十年の時点でもまだ延宝期に使われていた「定棟梁」という肩書き
が残っている点、また作事方と小普請方という二つの組織の対立の
一端が垣間見える興味深い記録である。

他にも『鈴木修理日記』には太郎右衛門の名が散見する。

【翻刻】鈴木修理日記

（元禄十年）「七月」九日 丁亥 雨天、未刻霽

（中略）

一 今朝、護持院・護国寺両所共ニ上棟、護持院ハ太郎右衛門勤之、
護国寺ハ忠兵衛勤之、（下略）

【翻刻】鈴木修理日記

【翻刻】鈴木修理日記

(元禄十年) [七月] 十日 戊子 雨天

(中略)

一 村松忠兵衛参、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石見と申候由、柏木太郎右衛門参候、昨日、護持院上棟相済、銀子拾枚拝領、名改候而周防と申候由申来。

(下略)

【翻刻】鈴木修理日記

(元禄十年) [八月] 七日 戊子 雨天

(中略)

一 小林惣左衛門参、昨日、三河町ニ而御屋敷拝領仕候届、村松石見、柏木周防、同伊兵衛、大谷善次郎五人拝領致ス。

二ノ三 溝口家

【翻刻】鈴木修理日記

元禄十一年寅八月十一日辰之刻、中堂御上棟之次第
(省略)

延宝八年に小普請方大工棟梁が武鑑に初めて掲載された時、柏木伊兵衛と共に名を連ねるのが溝口家と小林家である。次章「三ノ四初代太郎右衛門の國名拝命」にて論じるが、管見の限り、小普請方大工棟梁のなかで最初に國名を拝命したのが溝口家である。

明暦大火（一六五七）で江戸城を含めて市域の六割を焼失した江戸幕府は、それ以後、ことあるごとに建築工事の経費節約を命じた。その影響もあって、作事方の凋落と小普請方の台頭という現象につながるわけであるが、業務が増大の一途をたどっていた小普請方の地位を羨み、時として作事方が小普請方大工棟梁を陥れようとすることさえあつたようである（注12）。

これら元禄七年から十一年までの記録を見ると、柏木太郎右衛門が周防の國名を拝領し、また屋敷も拝領していたことがわかる。後述するように、太郎右衛門が周防を拝命したのは元禄十年七月のことであるが、『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』を太郎右衛門に授けた柏木伊兵衛が國名・土佐を拝命するのは、翌元禄十一年のことであり、養子である太郎右衛門の方が先に國名を拝命したという、実に興味深い現象が起きている。

また、上野東叡山寛永寺の根本中堂の造営にも、柏木土佐（伊兵衛）と周防（太郎右衛門）は関わっており、後述のとおり、これは小普請方柏木家の出自に関連する重要な点となる。

例えば、元禄二年（一六八九）に江戸地足院の造営を担当した小

（下略）

普請方大工棟梁溝口筑後守とその子は、竣工後に作事方の訴えによつて小屋組に腐材を使用していたことが発覚し、その罪により兩人は遠流の刑に処せられたことがある。いわば一時とはいえ断家の危機にさらされたのであるが、溝口家はその後も小普請方大工棟梁家として存続し、『紙上蜃氣』（一七五八）、『尺算新書』・『方円順度』（一七八八）の著者として知られる東都工匠長官・溝口若狭林卿が活躍を経て、溝口家は大工棟梁でありながら測量家・和算家といった方面にまでその名をはせるに至った（注13）。

このように希有な家柄ともいえる溝口家であるが、その萌芽期の様子を一部うかがえる記録が散見されるので、延宝八年武鑑の掲載を含めて以下に掲げておく。

【翻刻】鈴木修理日記

（寛文九年）四月十五日 戊寅 霽
（中略）

一左之書付、大島肥前守殿江与右衛門持參、指上ル。
覚

（中略）

一三人扶持 大工棟梁 九兵衛「溝口」

一同断 同 伊兵衛「柏木」

一同断 同 左助「伊兵衛の子力？」

一同断 同 惣左衛門「小林」

（中略）

寛文九酉年 四月三日

【翻刻】片岡家文書

高百五拾俵 依田弥次右衛門

高百俵 柏木伊兵衛

拾人扶持 村松忠兵衛

拾人扶持 溝口九兵衛

拾人扶持 小林惣左衛門

拾人扶持 大谷善次郎

〔寛文年中より元禄年中〕

【翻刻】鈴木修理日記

（延宝三年）九月十三日

一、与惣右衛門・藤兵衛両人、修理宅ニテ破損方定棟梁九兵衛呼寄、
（下略）

【翻刻】延宝八年武鑑 『（紋尽・道具尽）』（栗田文庫）版元不明延宝六年（栗田文庫）の江戸鑑と同版か？

小普請定棟翌「ママ」

神田テンマ丁 溝口九兵衛

い奈者丁 柏木伊兵衛

せいくわんし前 小林惣左衛門

【翻刻】鈴木修理日記

(貞享二年)「八月」二日

(中略)

一、戸田又兵衛殿被仰は、今日、加賀守殿被仰渡ハ、小普請方棟梁之内九兵衛儀、十人扶持御増被下、則小普請奉行衆支配被仰付候由可申渡候間、(省略)

二ノ四 小林家・依田家・村松家・大谷家

【翻刻】鈴木修理日記

(貞享二年)「八月」三日

(中略)

一、又兵衛殿被仰候は、四人之定棟梁、七ツ過召連罷越候様ニと被仰、相心得候由申上。

(中略)

一、申刻、棟梁共召連、又兵衛殿へ参候処ニ、御呼出シ、九兵衛義ハ拾人扶持被下、残三人共ニ向後小普請奉行支配被仰付候由御申渡、帰ル。(省略)

【翻刻】参考落穂集

〔元禄元年十一月竣工 知足院を神田橋外に移して護持院と改〕(前略) 大工棟梁溝口筑後準繩を以て御休息御殿の棟より此堂地の正中迄引渡して定めたり。三丸御殿の棟、及び其頃も居住したる松平右京大夫輝定居宅の棟、神田橋御門渡櫓等上、彼引渡したり。其手段その用途夥しき事天下の眼を驚したり。(省略)

【翻刻】常憲院殿御実紀

〔元禄二年七月四日竣工 知足院不正工事関係者処罰〕(前略) 大工棟梁溝口筑後守も遠流に處せられ、其子は追放たる。

延宝八年に小普請方大工棟梁が武鑑に初めて掲載された時、溝口九兵衛と柏木伊兵衛と共にその名があるのが小林家である。先の溝口家の項で掲げた寛文九年四月三日の覚書(『鈴木修理日記』)、ならびに片岡家文書の「寛文年中より元禄年中」と注記された記録のいずれにも小林惣左衛門の名が見られる。これにより推察すると、延宝八年武鑑に掲載されるよりも少し前の寛文期に、溝口家、柏木家(この時すでに二家の兆しがある)、小林家の三つの家柄が「三人扶持」という御役料をもつて要職にあたっていたと思われる。その後、元禄期までの間に、右の三家に依田家、村松家、大谷家が加わり、それらの役料は高百五拾俵から十人扶持までに上昇したと考えられる。

なお、小普請方大工棟梁という肩書きを有した大工棟梁個人のなかには、幕末・明治に活躍した名匠であり美術界にもその名をはせた柏木貨一郎、小普請方大工棟梁の職を辞し漢詩人として名を残した柏木如亭、江戸時代最高の考証学者の一人・狩谷楳斎の家系と通じる大谷長門・出雲父子、日本初の建築辞書といわれる『紙上蜃氣』を著した東都工匠長官・溝口若狭林卿など、大工棟梁職以外の分野

にまでその名をはせた人物が散見される。しかしながら、小普請方大工棟梁各家の由緒そのものがほとんど明らかとなつていないことから、各棟梁家の解明が待たれているのが現状である。

二ノ五 清水家

【翻刻】鈴木修理日記

（元禄十一年）十二月二十四日

翌年正月に肝煎に任命される諸職人一同が列記

翌二十五日に鈴木修理が諸職人共「小出淡路守殿江参」

一 今日、左之通被相触。

大棟梁 鶴飛驛 平内大隅 甲良豊前 辻内茂兵衛
定棟梁 村松石見 溝口筑後 依田淡路 柏木周防 小林若狭 柏
木土佐 大谷平太夫

（省略）

【翻刻】吹塵錄

江戸城西丸御殿普請落成につき小普請方大工棟梁等を行賞
柏木大隅の他、村松近江・溝口若狭・大谷出雲・村松伊勢の小普請
方大工棟梁五人が「銀式拾枚ずつ」を拝領

加えて、同じく小普請方大工棟梁の清水藤右衛門が「銀五枚」を拝
領
(その他、大棟梁平内大隅・石丸伊勢・甲良若狭、大工棟梁見習和
泉九兵衛の名がみられる)

【翻刻】天保武鑑

清水 ■ 「藤力？」右エ門 五人フチ ■ ■ たなべ丁

【翻刻】徳川禁令考前集第五卷

（元禄十二年）

建築関係十二職の肝煎を任命

鶴飛驛、村松石見、柏木周防、小林若狭、溝口筑後、甲良豊前、大
谷平太夫、平内大隅、依田堀岐、柏木土佐、辻内茂兵衛

延宝八年武鑑に掲載されるよりも少し前の寛文期に、溝口家、柏

元禄十一年から十二年の記録で確認できる建築関連諸職の肝煎が
定められた時の小普請方大工棟梁に清水家は見られない。清水家が
資料の上で確認できるのは、天保十年（一八三九）の江戸城西丸御
殿普請落成の折りに小普請方大工棟梁等が行賞された際の記録であ
る。一方、武鑑における清水家の初出は、『(天保武鑑)』須原屋茂兵
衛版で、前年まで清水家を除く七名が記載されていたところから、
大谷出雲の上に一人追記するかたちで、合計八名になった。

木家（この時すでに二家の兆しがある）、小林家の三つの家柄が「三人扶持」という御役料をもつて要職にあたっていたと思われる。その後、元禄期までの間に、右の三家に依田家、村松家、大谷家が加わり、それらの役料は高百五拾俵から十人扶持までに上昇したと考えられる。この時期が、小普請方大工棟梁家の萌芽期にあたり、小普請方大工棟梁家が徐々に作事方をおびやかす存在となつていく。

その後、元禄期になり小普請方大工棟梁家が正式に肝煎りとして認められるようになると、作事方と小普請方の力関係は逆転し、小普請方大工棟梁管轄の幕府造営も増加していき、修理造営だけでなく新築造営にも小普請方が関与するようになる。

江戸後期の天保年間になると、小普請方大工棟梁家に新たに清水家が加わることになった。

注

(1) 太田博太郎『日本建築史序説（増補第二版）』 彰国社 1989

(2) 江戸時代の図面縮尺は柱間一間にあたる長さをもつて呼び、例えば一間を三分とした尺度は二分計と名付けたことが知られています。

(3) 山崎純ほか「四天王寺流基幹本「武家記集」の学理的展開」

日本建築学会会計画系論文集 第50号 一九九八

(4) 山岸吉弘・中川武「王子造りという名称について」 日本建築学会関東支部研究報告集Ⅱ 七五号 二〇〇五年

(5) 佐々木昌孝「海老おり」という技法について 日本建築学会学術講演梗概集 二〇〇二年

(6) 平井聖氏が所蔵する柏木家伝の巻子装資料二点の内の一つ。本資料では、外箱墨書ならびに本文において「ちょうな」には金偏に斧の字が用いられているが、本稿では鋒と統一して表記している。

(7) 佐々木昌孝「江戸幕府小普請方大工棟梁家「柏木家」について」 日本建築学会大会学術講演梗概集 二〇〇五年

(8) 河田克博 編著『日本建築古典叢書3 近世建築書 堂宮雛形2 建仁寺流』 大龍堂書店 一九八八年 p.812

(9) 同上 p.747 p.771

(10) 曽野隆彦『柏木家旧蔵儀式図にみられる弘化度江戸城本丸造営儀式に関する研究』 東京工業大学平井聖研究室卒業論文

(11) 小普請方大工棟梁は、古くは破損方大工棟梁と呼ばれていたが、江戸幕府が小普請奉行を設置したのにともないその役職が正式に成立した。内藤昌氏は、武鑑の記述を根拠に、柏木・溝口・小林の三家が「延宝五年」に町大工から小普請方棟梁に登用されたという説を示され、その後これが定説となつて今日に至る。

しかしながら、管見の限り、小普請方大工棟梁の記載が確認される武鑑は、延宝八年の『紋尽・道具尽』（版元不明、栗田文庫所蔵）が最も古く、これに次ぐのが元禄十二年刊行の『東武綱鑑』（須原茂兵衛版）である。

延宝八年『紋尽・道具尽』は、奥付が欠落しており、その刊行年と版元を知ることができない。しかし、版元については同時期に刊行された古武鑑を調べると、太郎兵衛版『（増補江戸鑑）』（栗田文

庫所蔵)と類似する。年代については、所蔵者の書き込みであろうか、最終丁に「延宝五年」の墨書きがされている。ただし、同書の大老ならびに老中の項目に記された人名より、この武鑑が延宝八年の刊と推断できる。ゆえに、本論では延宝八年の『(紋尽・道員尽)』を以て、武鑑に見られる「小普請定棟梁(後の小普請方大工棟梁)」の初見としている。

(12) 内藤昌『近世大工の美学 環境倫理としての日本古典建築学』 中央公論社 一九九七年 p.217

(13) 田中昭臣「大工書・溝口若狭林卿『方圓順度』にみる近世の建築世界と明治期における展開 近世・明治期大工書におけるブンマワシの術・規術について」(中谷礼仁・中谷ゼミナール『近世建築論集』所載 アセテート 一〇〇四年)

第二章

小普請方大工棟梁柏木家の系譜

第二章 小普請方大工棟梁柏木家の系譜

第一節 柏木二家について

一ノ一 小普請方大工棟梁家の分家について

全五巻から成る巻子装の『(柏木政等伝來目録)』には、いずれの巻にも「柏木伊兵衛政等「壺印」元禄二年己巳年正月受之者也 柏木太郎右衛門政虎「花押」」という奥書がある(第一巻のみ政等が正等)。この奥書のとおりとすれば、柏木伊兵衛から同姓太郎右衛門に伝授された目録、ということになつてゐる。



図1 柏木家の壺印

この目録の伝授は果たして何を意図するものであつたのだろうか。ところで、江戸時代の『武鑑』を引くと、数ある作事方大棟梁家ならびに小普請方大工棟梁家の中でも、柏木姓の小普請方大工棟梁だけが常に二名置かれていることに気がつく。そもそもこの状態が、同じ柏木家なのか、あるいは同族ではあるがそれぞれ別の棟梁家として独立した柏木二家なのかは判然としない。それゆえ、伊兵

衛から太郎右衛門への目録伝授が、代替わりの契機に行われたのか、それとも分家の証、いわゆるのれん分けの意図で行われたもののか、もしくはそのいずれでもないのか、がまず論点となる。

本章では、次節以降の考察によつて、この目録伝授の真意を明らかとすべく、小普請方大工棟梁柏木家の実態について検討をおこないたいと思う。後述するが、棟梁の國名に着目すると、『(柏木政等伝來目録)』を授けた側の伊兵衛よりも、授かつた側である太郎右衛門の方が先に國名を受領していることが分かる。そもそも『(柏木政等伝來目録)』を書き記した柏木伊兵衛はどのような人物であり、柏木二家と呼べる体制が存在したのか、その点が江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家の系譜を復原することにより明らかとなる。

一ノ二 小普請方大工棟梁家の養子について

一子相伝とは読んで字のごとく、一子にだけ相伝して、他の誰にも相伝しない相伝である(注1)。その本質は秘中の秘であり、家元制度が整備され、家元の秘傳が、まさに秘傳として高い評価を得て、江戸時代にあつては、後継者にだけ世襲的に伝承されることになる。これが幕府御用職人の家柄となれば、長子相続制が一般化した江戸時代には、長子だけが先代家元、つまり先代の大工棟梁である父親から技能を伝授される姿が想像出来る。

しかしながら、相伝する長子がいなかつた場合、養子を得ることもまた江戸時代において認められていた。小普請方大工棟梁柏木家も例外ではなく、時代はくだつて幕末・明治期の資料であるが、国立公文書館の多聞櫻旧蔵資料のなかに「大工棟梁柏木播磨養子願書付」という柏木家関連の書付が残されており、これによつて当時の養子願いの様子をうかがうことができる。

柏木播磨が新太郎を養子としたのは慶応二年（一八六六）のことである。

養子奉願候者
続無御座候

御當地町人

③陸軍方請負人

児玉屋

甚左衛門次男

新太郎

④丑二十歳

【翻刻・大工棟梁柏木播磨養子願書付】
・国立公文書館所蔵（多聞櫻文書）。請求番号（多001277）。慶応二年七月。一通。写本（断簡史料）。縦一六×横五九・五センチ。縦書きを横書きに改め、仮名・漢字とも原文に従い翻刻。括弧書き註記、丸数字、下線は筆者の加筆。

右播磨儀男子無御座候ニ付続者無御座候得共
書面新太郎儀養子仕度旨播磨相願候ニ付
吟味仕候處新太郎儀常々職分之儀心掛候
者ニも御座候間願之通被 仰付候様仕度
奉願候以上

小普請方大工棟梁養子
奉願候書付

①御作事奉行〔端裏書〕

⑤丑七月 ⑥御作事奉行支配組頭

右之通支配組頭相願候ニ付尚又相糺候處
相遣無御座候間願之通被 仰付候様仕度
奉在候以上

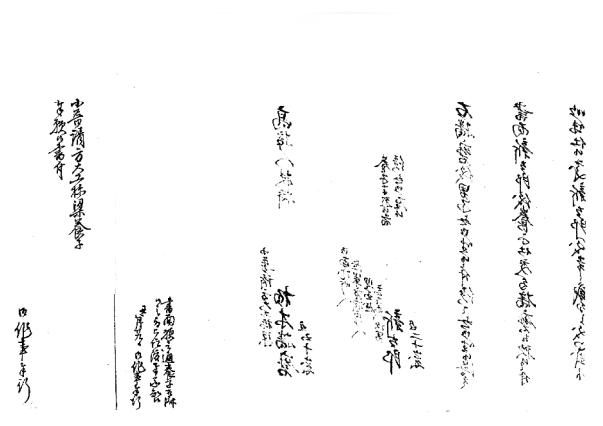
高拾人扶持
小普請方大工棟梁
柏木播磨

②丑五十歳

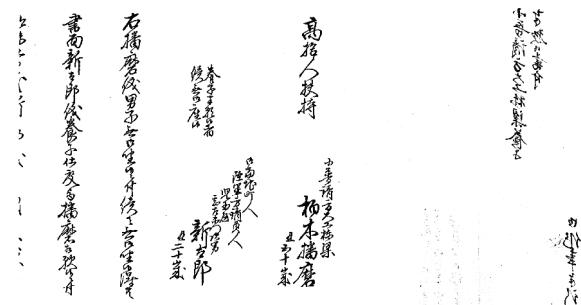
七月
⑦大久保肥前守

図
7

養子願書付（左に端裏書の表題）

図
8

養子願書付



右衛門修理室を吉良家本傳と書く事

書面新之郎後會は度々高麗器物

此傳は新之郎後會は度々高麗器物

書面新之郎後會は度々高麗器物

本論の展開にとつて基本を成す資料となるので、まず多聞櫻文書

たどのような手続きをもつて進められたのかについては、大工棟梁職ならびにその他の肝煎り職種での事例を幅広く分析する必要があるが、ここでは、『(柏木政等伝來目録)』が成立した元禄初期に、すでにこのような事例があつたということを、強調しておきたいと思う。

第二節 柏木伊兵衛政等の系譜

二ノ一 緒言

この度、筆者は新たに国立公文書館多聞櫻文書の中から、柏木姓の大工棟梁にまつわる資料『柏木長十郎由緒書抜』(以下、由緒書抜)と『柏木長十郎國名之儀取調候処』(以下、國名之儀取調)を確認した。ここでは、これら二つの書付が、江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家に関するものであることを明らかにする。また、大工棟梁が元禄十二年(1699)に建築関係十二職の肝煎に任命されて以来、幕末に至るまで継続した柏木二家体制が、どのような経緯で確立でしたのかを考察した上で、『由緒書抜』が記す柏木家の系譜を復元する。

前章で述べたように、『鈴木修理日記』の元禄十年(一六九七)十一月四日の記載から、『(柏木政等伝來目録)』を伝授された柏木太郎右衛門が伊兵衛の養子であったことが知られる。柏木播磨の養子願いとは時代が大きく隔たるが、伊兵衛と太郎右衛門の事例で注目すべきは、小普請方大工棟梁がまだ定棟梁と呼ばれていたその萌芽期において、すでに爆御用職人の家柄において養子が認められるケースがあつたということだろう。

二ノ二 柏木長十郎由緒書抜について

御用職人の家系において養子を取ることがどのような場合に、ま

の『由緒書抜』の全文翻刻を以下に記す。

【翻刻・柏木長十郎由緒書抜】

・国立公文書館所蔵（多聞櫻文書）。請求番号（多029115）。作成記は無し。一通。写本。縦書きを横書きに改め、仮名・漢字とも原文に従い翻刻。括弧書き註記、丸数字は筆者の加筆。

柏木長十郎由緒書抜〔端裏書〕

- ①先祖 柏木土佐
②嚴有院様御代③元禄二年
拾人扶持被下同十一年國名
柏木日向
元禄十一年④大工棟梁見習
⑤安永七年⑥部屋住二而國名
柏木杔
享保六年父⑦跡職
元文二年國名日向⑧後李
高祖父 ⑨柏木門作
明和五年父跡職⑩之後三病身
二付隠居
曾祖父 柏木但馬
⑪寛政七年父跡職同八年
國名

⑫養祖父 柏木日向

文政五年父跡職同十一年

國名

⑬養父 柏木大隅

天保三年⑭養父跡職

同六年國名

この『由緒書抜』の詳しい来歴は不明であるが、江戸城多聞櫻旧蔵の素性が確かな資料といえる。収録内容は、先祖「柏木土佐」から「柏木大隅」、そして大隅の跡を継いだ柏木長十郎に至る系譜を記したものである。④「大工棟梁見習」とあることから、この柏木姓の家系が大工棟梁職を生業としていたことが分かる。①「柏木土佐」を先祖とし、二代・柏木日向、三代・柏木杔（日向）、四代・柏木門作、五代・柏木但馬、六代・柏木日向、七代・柏木大隅の七名を記し、その家職を八代・柏木長十郎が継承した系譜が分かる。七名のうち六名が國名を受領しており、その年も知ることができる。表題にその名がある長十郎については、國名を受領したか定かでない。國名以外の呼び名は、四代目が「門作」であったことが判明する。

二ノ三 柏木伊兵衛について

自家の系譜を『由緒書抜』として幕府に提出する立場にあつた大工棟梁といえば、やはり幕府役職にあつた作事方、もしくは小普請

方大工棟梁が考えられる。そこで、元禄期の活動が確認できる者がから「柏木土佐」を求めるに、小普請方大工棟梁柏木伊兵衛が挙げられる。柏木伊兵衛は『(柏木政等伝來目録)』(元禄二年・巻子装・全五巻・竹中大工道具館蔵) (以下、柏木伝來目録) (注2) を記した人物であり、『鈴木修理日記』(注3) の中には、柏木伊兵衛に関して次のような記録が残る。

【翻刻・鈴木修理日記】

..括弧書き註記は筆者の加筆。

〔元禄十年七月〕十日 戊子 雨天

(省略)

一 村松忠兵衛參、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石見と申候由、柏木太郎右衛門參候、昨日、護持院上棟相済、銀子拾枚拝領、名改候而周防と申候由申来。

(省略)

〔元禄十一年八月〕二日 癸卯 朝少々曇、昼時々小雨

一 上野中堂御普請出来ニ付、御褒美被下之。

(省略)

一 銀拾枚宛 伊兵衛事柏木土佐、惣左衛門事小林若狭

上に引いた二つの記録は、江戸幕府小普請方大工棟梁の職にあつた柏木伊兵衛と柏木太郎右衛門の父子について書かれたもので、元

禄十年(一六九七)七月十日に、護持院の上棟出来として太郎右衛門が「周防」の名を受領したとある。また、同十一年八月二日の記録に、「伊兵衛事柏木土佐」とあり、すなわち柏木伊兵衛が土佐を名乗つたことが分かる。これより、伊兵衛もまた太郎右衛門と同様、上野中堂の普請出来として「銀拾枚」とあわせ土佐の國名を受領したとみられ、その受領年は由緒書の先祖・柏木土佐のものと一致する。

二ノ四 柏木門作について

『由緒書抜』には、柏木土佐の他もう一人注目される者がいる。

それが⑨の「柏木門作」である。『由緒書抜』が小普請方大工棟梁柏木家のものであると仮定すると、安永期から寛政期にかけて武鑑にその名が収録される柏木門作が、『由緒書抜』の「門作」に比定できる。江戸時代に年次公刊されていた武鑑には、小普請方大工棟梁だけではなく、御大工頭、作事方大工棟梁の名も収録されているが、大工頭等も含め、ほとんどの者が國名を受領している。國名の無い者もいるが、その場合は棟梁見習の者であつたり、先代跡職に就いて間もない者であつたりする。その中で「門作」の名を持つ柏木姓小普請方大工棟梁は、安永期に登場するこの人物以外には確認できない。そして『由緒書抜』で門作が先代の跡職に就いたのを明和五年(一七六八)とする記述は、柏木門作が武鑑に登場する時期と一致する。

武鑑にその名をみるこの柏木門作は、小普請方大工棟梁職を辞した後、江戸時代を代表する漢詩人として活躍した柏木如亭であることが、日本近世文学の先行研究で明らかとされている（注4）。柏木如亭が職を退いたのは寛政六年のことであり、「之後ニ病身ニ付隠居」（注5）となつた門作の跡職に但馬が就いたのを寛政七年（一七九四）とする『由緒書抜』の記述とも問題なく一致する。

表中に記した。『由緒書抜』では國名拝命以前の呼び名が不明であるため、「団助」や「正助」といった呼び名で記録された柏木姓小普請方大工棟梁の名も、参考として記した。また、宝暦元年（一七五一）と天明八年（一七八八）については、「柏木日向」と「柏木門作」がそれぞれ『由緒書抜』と一致する人物だが、同一の資料内に『由緒書抜』には無い柏木姓小普請方大工棟梁が認められる事例のため、参考として記した。

二ノ五 柳営日次記にみる柏木姓の小普請方大工棟梁

江戸幕府では、前代の鎌倉・室町幕府とは異なり、幕府職制による公日記が筆録されていた。公日記は「日記」、「柳営日次記」、「柳営録」、「柳営日録」に分類され、これらのうち『柳営日次記』の内容が最も整っている。そこで『柳営日次記』（注6）を基本資料として、『徳川実紀・続徳川実紀』（注7）、『徳川禁令考』（注8）、『鈴木修理日記』のような職掌日記、また遺構や『御府内備考続編 神社部』（注9）、『棟札銘文集成』（注10）、『焼失文化財』（注11）などで確認できる棟札から、『由緒書抜』と同名の柏木姓小普請方大工棟梁を抜き出してみた。その結果を、出典とあわせて年代順に並べたものが表2である。『東京市史稿』（注12）より引用した事例はその旨を表中に記した。天保十年（一八三九）の柏木大隅の事例は『江戸幕府の制度』（注13）より引用した。

『由緒書抜』の記録による箇所は表中の備考欄にて示してある。また『柏木伝來目録』に関わる柏木太郎右衛門（柏木周防）の名も

表2 記録に見る柏木姓小普請方大工棟梁

元号	年次	西暦	備考	出典	
寛永	9	1632	三代將軍家光の新体制の時期（寛文9年以降）に主要職制が確立 寛永12年 「老中並諸役月番ノ始及分職庶務取扱日定則」 寛永15年 老中の職務分掌の制定		
寛永	9	1632	御小普請奉行が新設したのは寛永9年とする説がある	東職紀聞	
寛文	3	1663	江内家が加わり大棟梁四家となる	？？？	
寛文	6	1666	柏木吉好	初代舞造の時鐘に「願主 柏木吉好」の銘があった	
寛文	6	1666	柏木源兵衛	寛永寺諸堂建立記に載る黒門時鐘の寄進者	
寛文	6	1666	柏木大助	大仏下の時の鐘の願主	
寛文	6	(要確認?)	十三日 在宿、西之丸被損見分之帳、寄合仕立。 (中略) 覚 (中略)	鈴木修理日記二 p.224	
寛文	9	1669	伊兵衛 左助？	一、寛文六年、御修復御奉行桑山伊兵衛、（下略） [四月]十五日 戊寅 霽 一左之書付、大島肥前守殿江与右衛門持参、指上ル。 覚 (中略) 一三人扶持 大工棟梁 九兵衛 [溝口] 一同断 同 伊兵衛 [柏木] 一同断 同 左助 [伊兵衛の子？] 一同断 同 惣左衛門 [小林] (中略) 寛文九年 開元三日 (下略)	鈴木修理日記四 p.20 ↓ 元禄十五年八月二十八日を参照すると「左助」は伊兵衛に統いて「小児左介」と書かれる。小児とは「息子」の意味か？
寛文 ～ 元禄			柏木伊兵衛 高百五拾俵 依田弥次右衛門 高百俵 柏木伊兵衛 高百俵 村松忠兵衛 捨人扶持 溝口九兵衛 捨人扶持 小林惣左衛門 捨人扶持 大谷善次郎 【寛文年中より元禄年中】	片岡家文書「寛政二年」	
延宝	3	1675	[溝口？] 九兵衛 九月十三日 (中略) 一、与惣右衛門・藤兵衛両人、修理宅ニテ被損方定棟梁九兵衛呼寄、 (下略)	鈴木修理日記一 p.159	
延宝	5	1677	柏木伊兵衛 町大工の中から溝口九兵衛・柏木伊兵衛・小林惣兵衛の3名を小普請方棟梁に登用する	内藤昌は「江戸幕府小普請方の成立過程について」の中で「延宝5年武鑑に（中略）計3名が所見する」としているが？	
延宝	5	1677	七月十六日 増上寺修理を甲良豊前と平内太隅が担当		
延宝		柏木	延宝期に村松・柏木・溝口・大谷・依田・小林といった大工棟梁が小普請方に定着 彼等を小普請方定棟梁と呼ぶ	本途帳	
貞享	2	1685	小普請方棟梁（溝口）九兵衛 [八月]二日 (中略) 一、戸又兵衛殿被仰は、今日、加賀守殿被仰渡ハ、小普請方棟梁之内九兵衛儀、十人扶持御加増被下、則小普請奉行衆支配被仰付候由可申渡候間、（省略）	鈴木修理日記	
貞享	2	1685	四人之定棟梁（溝口）九兵衛、残三人共 [八月]三日 (中略) 一、又兵衛殿被仰候は、四人之定棟梁、七ツ過召連罷越候様ニと被仰、相心得候由申上。 (中略) 一、申刻、棟梁共召連、又兵衛殿へ参候処ニ、御呼出シ、九兵衛義八人扶持被下、残三人共ニ向後小普請奉行衆支配被仰付候由御申渡、帰ル。（省略）	鈴木修理日記	
元禄	1	1688	大工棟梁溝口筑後 [元禄元年11月竣工 知足院を神田橋外に移して護持院と改]（前略）大工棟梁溝口筑後準備を以て御休息御殿の棟より此堂地の正中迄引渡して定めたり。三丸御殿の棟、及び其頃も居住したる松平右京大夫輝定居宅の棟、神田橋御門渡櫓等上、彼引渡したり。其手段その用途夥しき事天下の眼を驚したり。（省略）	参考落穂集	
元禄	2	1689	初代柏木伊兵衛が十人扶持となる	由緒書抜	
元禄	2	1689	柏木伊兵衛政等 (正等) 柏木太郎右衛門政虎	秘伝書奥書	

元禄	2	1689	大工 柏木伊兵衛 尉源政等	増上寺台徳院盡廟修營「増上寺仏殿」 棟札に載る日付は「元禄二己巳年十一月廿四日」	棟札「焼失文化財」
元禄	2	1689	大工棟梁溝江 [マ] マ 筑後守 其子	[元禄二年7月4日竣工 知足院不正工事関係者処罰] (前略) 大工棟 梁溝口筑後守も遠流に處せられ、其子は追放たる。	常慶院殿御裏紀 [鈴木修理日記は元禄二年6月29日の記事を最後に翌三年正月まで日記が欠落している]
元禄	4	1691	大工 柏木伊兵衛 政等	神田大明神「神田明神社」社頭一字修復 棟札に載る日付は「元禄四辛未穀十一月二十三日」	棟札（「御府内備考續編」 神社部）国会図書館蔵→東京都公文書館 棟札に「小普請元方御奉行」「同元方支配」と書かれている
元禄	5	1692	大工 柏木伊兵衛 源政等	淺草寺堂宇修營 棟札に載る日付は「元禄五年壬申九月二日」	棟札「棟札集成」
元禄	6	1693	柏木太郎右衛門	十月 小石川離宮構造竣成	
元禄	6	1693	大工柏木伊兵衛政等	神明宮「芝神明宮」本社内宮両殿護摩堂神樂所御手洗井大鳥居惣門等 修營 棟札に載る日付は「元禄六年癸酉年八月吉祥日」	棟札（「御府内備考續編」 神社部）国会図書館蔵→東京都公文書館
元禄	7	1694	柏木太郎右衛門	[十一月] 朔日 [一日] 乙丑 霽 (中略) 大広間北御縁側太引之書付、左之通相認、兵助殿へ御請取。 貞 (中略) 元禄七年戊午九月 (中略) 甲良豊前、平内大隅、村松忠兵衛、柏木太郎右衛門、甲良志摩	鈴木修理日記二 p.473
元禄	10	1697	柏木伊兵衛 柏木太郎右衛門 他	[六月] 廿二日 庚午 霽 (中略) 覚 格天井縁組合せ之上端ニ、鉄之十文字金物、(中略) 柏木伊兵衛、小林惣左衛門、村松忠兵衛、柏木太郎右衛門、大谷善次郎、福田久右衛門、栗野平右衛門、甲良志摩 五六 (下略)	鈴木修理日記三 p.40
元禄	10	1697	柏木伊兵衛	東叡山寛永寺元禄度造營発令 柏木伊兵衛、村松石見、小林惣左衛門ら七人が將軍綱吉に御目見	柳營日次記
元禄	10	1697	柏木太郎右衛門	[七月] 九日 丁亥 雨天、未刻霽 (中略) 今朝、護持院・護国寺両所共ニ上棟、護持院ハ太郎右衛門勤之、 護国寺ハ忠兵衛勤之、(下略)	鈴木修理日記三 p.45 護持院上棟を太郎右衛門が勤める
元禄	10	1697	柏木太郎右衛門	[七月] 十日 戊子 雨天 (中略) 村松忠兵衛参、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石見と申候由、柏木太郎右衛門參候、昨日、護持院上棟相済、銀子拝領、名改候而周防と申候由申來。 (下略)	鈴木修理日記三 p.45 太郎右衛門が周防の國名を拝領
元禄	10	1697	柏木周防 同 [柏木] 伊兵衛	[八月] 七日 戊子 雨天 (中略) 小林惣左衛門參、昨日、三河町ニ而御屋敷拝領仕候届、村松石見、柏木周防、同伊兵衛、大谷善次郎五人拝領致ス。	鈴木修理日記三 p.49 周防と伊兵衛が共に三河町に御屋敷を拝領する
元禄	10	1697		[八月] 七日 五名の小普請方大工棟梁が拝領した屋敷は共に「三河町百坪」	土佐は元禄十一年十一月に 屋敷替 「麹町一丁目 三百三十坪」
元禄	10	1697	柏木伊兵衛	[八月] 八日 乙卯 霽、昼過【ヨリ】疊 (中略) 栗野平右衛門參、(中略) 村松石見、柏木伊兵衛、甲良志摩(下略)	鈴木修理日記三 p.50
元禄	10	1697	柏木伊兵衛 養子太郎右衛門	[十一月] 四日 (中略) 御扶持方願 甲良志摩 右志摩儀、豊前世憲三而年々相勸申候、少成とも御扶持方拝領仕候様 三泰願候、定棟梁柏木伊兵衛養子太郎右衛門義、別規ニ三人扶持被下 候例も御座候、已上。	鈴木修理日記三 p.68
元禄	11	1698	柏木周防	[東叡山中堂營造] 中堂地形洞突之事。(中略) 小普請奉行長谷川周防守「勝知」、間宮播磨守「信明」、御普請の奉行として吟味を遂げ、地形かたまり氣遣有之間数、柱立近々被仰出、是も苦しかるまじき旨、右御用掛りの若年寄秋元但馬守に申し候。(中略) 是故但馬守早速懇奉行老中役阿部豈後守正武に伺ひ被申候處、なるほど検分いたすべしとて、不日にかの御普請場へ被出候時、尤但馬守及び御普請の奉行中御付役中井大工棟梁甲良左衛門柏木周防等相詰め候也。	参考落穂集 落穂集 兵学者・大道寺友山重祐(1639-1730)の著。友山の最晩年享保13年(1728年)に発表。
元禄	11	1698	柏木周防	[七月] 廿八日 上野 巖有院様 御廟廻り 御普請ニ付 (省略) 棟梁 柏木周防	柳營日次記(年録)

元禄	11	1698	柏木伊兵衛	【元禄十一年八月】二日 上野中堂御普請出来ニ付、御褒美被下之。 (中略) 銀拾枚 棟梁 村松石見 同「銀拾枚」 同「棟梁」 柏木伊兵衛 同「銀拾枚」 同「棟梁」 小林惣左衛門	柳當日次記
元禄	11	1698	柏木伊兵衛	【元禄十一年八月】二日 (省略) 小判金拾両 小普請下役 森與五左衛門 白銀拾枚 小普請棟梁 村松石見 同断「白銀拾枚」 同「小普請棟梁」 柏木伊兵衛 同断「白銀拾枚」 同「小普請棟梁」 小林惣左衛門 右中堂御普請御用相勧付而被下之。但馬守申渡之。丹後守列座。但與五左衛門一人罷出、残者一同三申渡之。	東叡山中堂根元記
元禄	11	1698	大工柏木土佐源政等	征夷大將軍正二位内大臣源綱吉創建 上棟 武東東叡山 中堂 元禄十一戊寅年八月十一日 (中略) 大工 村松石見藤原定能 柏木土佐源政等 小林若狭源利尚	東叡山中堂根元記(棟札写し)
元禄	11	1698	柏木土佐	柏木伊兵衛が土佐の國名を拝領する【八月二日の東叡山根本中堂普請出来褒美】	由緒書抜
元禄	11	1698	柏木土佐	柏木土佐 元禄十一年十月に屋敷替「越町一丁目 三百三十坪」	
元禄	11	1698	伊兵衛事 柏木土佐	【八月】二日 発卯 朝少々曇、昼時【ヨリ】小雨 — 上野中堂御普請出来ニ付、御褒美被下之。 (中略) — 銀拾枚宛 伊兵衛事柏木土佐、惣左衛門事小林若狭	鈴木修理日記三 p.113 史料の上で確認できる「柏木土佐」の初出 伊兵衛事土佐が上野御仏殿「東叡山中堂」の工事出来として銀十枚拝領
元禄	11	1698	柏木土佐 柏木周防	元禄十一年寅八月十一日辰之刻、中堂御上棟之次第 (省略)	鈴木修理日記三 p.116
元禄	11	1698	棟梁 柏木周防	九月十一日 (中略)	鈴木修理日記三 p.120 周防が鈴木修理らと共に、上野御仏殿御本坊の工事を小普請方と打込にする旨仰せ付けられる
元禄	11	1698		伊兵衛柏木家の2代目「後の日向」が大工棟梁見習となる	由緒書抜
元禄	11	1698	柏木土佐 柏木周防 ほか	十二月二十四日 翌年正月に肝煎に任命される諸職人一同が列記 翌二十五日に鈴木修理が諸職人共「小出淡路守殿江参」 — 今日、左之通被相触。 大棟梁 鶴飛鱗 平内大隅、甲良豊前、辻内茂兵衛 定棟梁 村松石見 溝口筑後 依田淡路 柏木周防 小林若狭 柏木 土佐 大谷平太夫 (省略)	翌年正月の肝煎任命諸職人一覧と基本的に同じメンバー 「助左衛門(修理日記)」が「介左衛門(禁令考)」などの相違は一部ある また「依田淡路(修理日記)」が「依田毫岐(禁令考)」、「細井藤四郎(修理日記)」が「細井藤十郎(禁令考)」
元禄	12	1699	柏木周防 柏木土佐	建築関係十二職の肝煎を任命 鶴飛鱗、村松石見、柏木周防、小林若狭、溝口筑後、甲良豊前、大谷 平太夫、平内大隅、依田毫岐、柏木土佐、辻内茂兵衛	徳川禁令考前集第五卷 撰要永久錄
宝永	2	1705	柏木団助	五月 大 朔日 癸亥 曜 —卯刻 根津權現御手鉄始、(中略) 村松淡路 小林惣右衛門 柏木団助 (下略)	鈴木修理日記四 p.31
宝永	2	1705		根津權現 村松淡路 小林惣右衛門	
宝永	2	1705	柏木太郎右衛門 柏木団助	六月八日 (中略) —今晨、内山惣右被參、被申候は、昨日増上寺方丈御裝束之間、御鉄 初・御新始。(中略) 此兩人役相勤申候【依田毫岐と柏木太郎右衛門の両名】 依田毫岐 柏木太郎右衛門 [柏木] 団助	鈴木修理日記四 p.39
宝永	7	1710	柏木日向	伊兵衛柏木家2代目が日向の國名を拝領する	由緒書抜
正徳	2	1712		八月に小普請奉行を一度廃止して作事奉行の兼帶となる 享保二年(1717)十二月に再び設けられる	
享保	2	1717		正徳二年(1712)八月に廃止された小普請奉行が十二月に再び設けられる	
享保	3	1718		享保三年五月二十五日 作事方小普請方工事分担(御場所分け)	

享保	5	1720	大棟梁家鶴氏〔鶴武左衛門〕が「暮し方不如意」の理由で川船役に転じる	寛政呈譜
享保	6	1721	伊兵衛柏木家2代目・日向が離職、3代目が跡職	由緒書抜
享保	8	1723	八代將軍吉宗が足高の制を実施	
享保	10	1725	柏木土佐 柏木周防	小普請奉行配下の技術者として専属の大工棟梁が定められ、町方より、村松淡路・柏木土佐・柏木周防・溝口備中・大谷出雲・依田伊予・小林阿波が登用される
享保	16	1731	柏木八十郎	九月二十九日 田安第造營の褒美
享保	17	1732	柏木周防	十二月十三日
元文	2	1737	柏木日向	伊兵衛柏木家3代目が日向の國名を拝領する
元文	2	1737	柏木文十郎	元文二年己卯八月十日東叡山御本坊普請手伝蒙仰〔前田利隆〕。 同十二月出来。右懸り役人、左之通。 (中略) 一、棟梁依田淡路、阿波理、小林宗左衛門、柏木文十郎。 (下略)
元文	2	1737	柏木日向	授賞 左ノ如シ。 廿八日〔元文二己卯十二月〕 (中略) 焼火之間 (中略) 同〔銀〕十枚ツ、大棟梁社内豊後、依田淡路、柏木日向、小林阿波。
元文	5	1740	大工 柏木日向源	東叡山東照宮社殿修營
元文	5	1740	柏木日向	政滿 十月二十三日 東叡山東照宮修營 授賞 柏木日向
元文	5	1740	大工棟梁 柏木日向	東叡山東照宮社修理 左ノ如シ。 八日〔元文五年三月〕(中略) 小普請奉行の細川飛騨守安定が東叡山御宮御修復御用の近将監〔近衛府將監〕を申し渡される 廿日〔元文五年九月〕 (中略) 同断〔銀十枚〕、大工棟梁柏木日向。 右同断ニ付被下旨、於焼火間、西尾隱岐守〔忠尚〕申渡之。
宝暦	1	1751	柏木近江 柏木日向 柏木土佐	他五名の小普請方棟梁と共に本途帳に名を連ねる 近江と日向は「小普請方棟梁」ほか村松・大谷・依田・溝口・小林の5名 土佐は「同 [小普請方棟梁] 見習」ほか大谷・村松の2名
宝暦	2	1752	柏木日向	東叡山常憲院・有徳院靈廟修營
宝暦	4	1754	柏木日向	
宝暦	9	1759	柏木日向	六月 橋普請 柏木日向
宝暦	9	1759	柏木土佐	八月 東叡山本坊修理 柏木土佐
宝暦	13	1763		柏木門作〔如亭〕誕生する
明和	5	1768		伊兵衛柏木家3代目・日向〔奎〕が離職、4代目〔門作〕が跡職 門作6才〔算え年〕の事
安永	9	1780	柏木出雲	十二月四日 隨宜樂院宮隠居所 柏木出雲
安永	9	1780	柏木門作 (如亭)	柏木門作が奎より家督相続
天明	2	1782		石丸家が作事方大棟梁に任ぜられる 江戸の町大工・石丸才兵衛が大棟梁となり、次いで讃岐の國名を拝領する〔伊藤ていじ〕 内藤昌は「町方棟梁から」という表現をしていて 西和夫は「安永元年(1772)」としている
天明	5	1785	柏木出雲	十一月二十七日 安祥院長局修理 柏木出雲
天明	6	1786	柏木出雲	十二月二十五日 寛永寺本坊等修理 柏木出雲
天明	8	1788	柏木出雲	十二月二十九日 寛永寺修理竣成授賞 柏木出雲
天明	8	1788	柏木出雲	十二月二十九日 伝通院普請 柏木出雲
寛政	5	1793	柏木善藏	四月十二日 柏木善藏
寛政	6	1794		門作が小普請方大工棟梁の職を退く
寛政	6	1794	溝口淡路	十二月十五日 溝口淡路
寛政	7	1795		伊兵衛柏木家4代目・門作が「病身三付隱居」する、5代目が跡職
寛政	8	1796	柏木但馬	伊兵衛柏木家5代目が但馬の國名を拝領する
寛政	8	1796	柏木周防源政苗	東叡山東照宮社殿修營
寛政	8	1796	柏木周防	十一月二十六日 上野東照社修理 柏木周防
文化	1	1804	柏木但馬	御小普請方大工棟梁
文化	~	1817	柏木栄助	但馬「十人ふち三川丁しん道」 栄助「百俵御玉か池」
文化	1	1804	柏木周防	三月十四日 上野常憲院其他廟所拜殿修理 柏木周防
文化	3	1806	柏木伊賀	八月二十八日 浅草書替所修理 柏木伊賀
文化	13	1816		柏木番磨「伊兵衛柏木家8代目か」誕生する
				播磨養子願

文政	5 [†]	1822	柏木正助源政一	伊兵衛柏木家5代目・但馬が離職、6代目が跡職	由緒書抜
文政	6 [†]	1823	柏木但馬 [2] 柏木榮助 [5]	御小普請方大工棟梁	武鑑
文政	10 [†]	1827	柏木正助源政一	東叡山常憲院・有徳院・孝恭院靈廟修營	棟札「焼失文化財」
文政	11 [†]	1827	柏木正助	七月 上野靈屋其他修理 授賞 柏木正助	由緒書抜
文政	11 [†]	1828	柏木日向	伊兵衛柏木家6代目が日向の國名を拝領する	由緒書抜
天保	2 [†]	1831	柏木久助	七月二十七日 殆修理 柏木久助	
天保	2 [†]	1832	柏木兵助	十二月二十四日 柏木兵助	
天保	3 [†]	1832		伊兵衛柏木家6代目・日向が離職、7代目が跡職	由緒書抜
天保	6 [†]	1835	柏木大隅	伊兵衛柏木家7代目が大隅の國名を拝領する	由緒書抜
天保	7 [†]	1836	柏木長門	十月六日 濱庭修理 柏木長門	
天保	7 [†]	1836	柏木長門	十二月六日 濱園庭中所々修復成功 柏木長門	
天保	19 [†]	1839	柏木大隅	十月二十三日 濱苑修理 柏木大隅	
天保	10 [†]	1839	柏木大隅	江戸城西丸御殿普請落成につき小普請方大工棟梁等を行賞 柏木大隅の他、村松近江・溝口若狭・大谷出雲・村松伊勢の小普請方 大工棟梁五人が「銀式拾放すつ」を拝領 加えて、同じく小普請方大工棟梁の清水藤右衛門が「銀五枚」を拝領 その他、大棟梁平内大隅・石丸伊勢・甲良若狭・大工棟梁見習和泉九 兵衛の名がみられる”吹塵録”	吹塵録
天保	12 [†]	1841	(大工) 柏木大隅 源茂樹	東叡山大猷院・嚴有院・浚明院・文恭院靈廟修營	棟札「棟札集成」
天保	13 [†]	1842	柏木大隅	十二月六日 覧永寺文殊殿修理 柏木大隅	
弘化	1 [†]	1845	柏木因幡	二月十日 柏木因幡	
弘化	1 [†]	1845	柏木因幡	十一月八日 柏木大隅	
弘化	1 [†]	1845	柏木因幡	十二月二十八日 柏木因幡 柏木大隅	
弘化	1 [†]	1846	柏木大隅		
弘化	3 [†]	1846		新太郎【伊兵衛柏木家9代目か】誕生する	播磨養子願
嘉永	6 [†]	1853	柏木因幡	十二月十三日 上野靈屋修理 柏木因幡【柏木因幡の誤りか?】	
安政	4 [†]	1857	柏木因幡	九月 小石川薬園修理	
安政	4 [†]	1857	柏木因幡	十月 東海寺位牌所等修理	
安政	5 [†]	1858		辻辨吉(團助と改名)が柏木因幡の養子となる	
安政	6 [†]	1859	柏木因幡	三月 上野本坊修理 柏木因幡	
				近世名匠傳によると柏木貢一郎(辨吉)が養子となつた柏木家は以下の普請に關与しているといふ。 ・紅葉山靈屋 ・上野吉祥閣の大小工事 ・江戸城天保本丸炎上後の柳當普請 柳當普請については貢一郎家に「天保十五年甲辰年十二月九日」と書かれた額が遺されてゐたといふ。 また、代々神田のお玉ヶ池に住んでいたといふ。	
文久	1 [†]	1861	柏木团助	三月八日 上野靈屋廟所修理 柏木团助	
文久	1 [†]	1861	小普請方大工棟梁	12月8日 伊兵衛柏木家7代目・大隅が離職か?、8代目(長十郎)が「跡目被仰付」	続徳川実紀
文久	2 [†]	1862		六月十五日 普請奉行小普請奉行廃止	
文久	2 [†]	1862		六月十五日 小普請方大工頭廃止	
文久	2 [†]	1862		享保二年(1717)十二月に再設された小普請奉行が廃止される	市史稿の記事と時期が異なる?
文久	4 [†]	1864		「當長十郎跡職より四ヶ年めニ相成候」 伊兵衛柏木家8代目(長十郎)が播磨の國名を拝領か?	長十郎國名之儀取調
慶應	2 [†]	1866	柏木播磨 新太郎(児玉屋)	柏木播磨(伊兵衛柏木家8代目か)が新太郎の養子願を出す 日付は「七月」、裏に貼られた紙片に「「丑八月廿九日」とある 播磨は「丑五十歳」、新太郎は「丑二十歳」 養子願は差出人「御作事奉行支配但次」、宛名は「御作事奉行」の 「大久保肥前守 堀伊賀守」	柏木播磨養子願書付
慶應	3 [†]	1867		職人受領呼名規制	藤岡屋日記

明治	1	1868	柏木若狭（貨一郎）	柏木團助が柏木因幡より第九世を襲名し若狭となる 時の時鐘堂頭の柏木氏も数代撞き来った鐘の音の我代になって音を潜（ひそ）めるとは情ない事だと政府へ出願して漸く許可を得たが、さて費用の出る途（みち）が無い。財源たる武家寺社は諸方に分散移転したので、この上は私財を拠（なげう）っても音を断やすまいと、自費を以て鐘撞男を雇入れ撞き出したのは翌二〔明治2年〕年の二月二十六日正午からで、八町四方の町民は暗夜に燈火を得た如く喜んだものです。	
明治	31	1898	柏木伊賀 柏木播磨 柏木若狭 祐三郎（不及庵）	年代不詳の文書だが、多聞櫛文書の「御規式役割」に柏木伊賀・柏木播磨・柏木若狭の名が載る 御規式始申上は柏木伊賀が担当 柏木貨一郎死去（享年58歳） 貨一郎の死後甥の辻祐三郎を迎えて家督を相続	御規式役割
元号	年次	西暦	備考		出典

() は筆者補記 [] は筆者補記

柏木門作（柏木如亭）は、その名を見出せたのが天明八年の文公御筆類の記録だけであったので、柏木門作が初めて武鑑に掲載された安永九年（一七八〇）も、参考として記した（注14）。

表2に挙げたうち國名のある小普請方大工棟梁たちを、『由緒書抜』に列記された七名と比較してみると、その時期はほぼ齟齬無く一致する。『由緒書抜』が伝える「六代・柏木日向」だけが、柳營日次記等から比定できる名を確認できなかつたが、あるいは、柏木正助（文政七年ほか）あるいは柏木久助（文政十年ほか）のいずれかが、國名受領以前の「六代・柏木日向」であるかもしれない。

二ノ六 柏木長十郎について

表2の文久元年（一八六一）に挙げたのは、小普請方大工棟梁の柏木長十郎が「跡目被仰付」とする『続徳川実紀』（昭徳院殿御実紀）の記録である。小普請方大工棟梁の肩書きに続き「大隅養子 柏木長十郎」と記されており、まさに大隅を「養父」とする『由緒書抜』の長十郎とその由緒が一致する。

『由緒書抜』は、端裏書の表題と収録内容から推測すると、主となる文書が別に存在し、それに添えられた書付であると判断されるものである。多聞櫻文書は、国立公文書館内閣文庫の蔵書で、江戸幕府の各役所で日常作成されたと思われる記録や書付の類、いわば、徳川幕府の公文書ともいえる記録が多数所蔵されている（注15）。そこで、同じく多聞櫻文書の書付類の中で、『由緒書抜』と関連があ

ると思しきものを精査したところ、次の書付を確認することができます。

【翻刻・柏木長十郎國名之儀取調候処】

・国立公文書館所蔵（多聞櫻文書）。請求番号（多701459）。作成記は無し。一通。写本。縦書きを横書きに改め、仮名・漢字とも原文に従い翻刻。

柏木長十郎國名之儀取調候処
同人家代々連綿國名相唱

既三跡職より二年め國名申渡候
例も有之當長十郎跡職より
四ヶ年めニ相成候処此度格別之御用柄
出精相勤殊ニ近々御上棟御斬納
御規式も有之候付右以前國名
申渡度旨願之趣無余儀相聞候間
本文之通取調候事

『柏木長十郎國名之儀取調候処』（以下、國名之儀取調）には作成記は無く、柏木長十郎が受領した國名も不明である。ただし、その家職については「近々御上棟御斬納御規式も有之候付」とあることから、ここで述べられている柏木家が大工棟梁の職にあつたことが分かる。ゆえに、『國名之儀取調』と『由緒書抜』という二つの書付は、同じ江戸城多聞櫻に保管されていた書付であることを勘案する

と一組のもので、その内容は、江戸幕府小普請方大工棟梁の職にあつた柏木長十郎について言及している資料であると推定できる。

二ノ七 柏木伊兵衛の系譜

『由緒書抜』が小普請方大工棟梁柏木家のうち柏木伊兵衛の系譜であることが明らかとなつたところで、あらためてその内容を詳しく解説してみる。

①先祖 柏木土佐

『柏木伝来目録』を記した柏木伊兵衛政等を、先祖つまり初代として記している。

②厳有院様御代

四代将軍・家綱（在位一六五ー一六八〇）の時代。先祖・土佐が活躍した時代を示している。続く「元禄二年（一六八九）」は五代將軍・綱吉（在位一六八〇ー一七〇九、常憲院）の時代である。

③元禄二年拾人扶持被下

元禄二年とあるが、『鈴木修理日記』には、厳有院様御代の貞享二年（一六八五）に、溝口家が三人扶持から十人扶持に増料となり、破損方定棟梁たちが正式に小普請奉行（後の小普請方）支配になつたことが記されている。すなわち、拾人扶持という大工棟梁の御役料は、幕府役職の大工棟梁として一人前と認められた証でもあり、それゆえ、『由緒書抜』では土佐の「拾人扶持」をことさら強調して

いるのであろう。

ちなみに、江戸幕府では男一人一日の食料を玄米五合と見積もりこれを一人扶持といつた。扶持米は毎月給付され、十人扶持だと年間でおよそ十八石となる。『鈴木修理日記』によると柏木伊兵衛は御役料「百俵」の時期があつたが、一俵を米三斗五升入りとすると百俵は三十五石に該当する。つまり、柏木家の御役料は拾人扶持から百俵まで、およそ倍の隔たりを以て変動したことがわかる。先に紹介した、平井聖氏所蔵の儀式絵巻は貞享二年に描かれたものであり、その当時にはすでに儀式絵巻を表すほど職能に熟知し、十人扶持を拝領した溝口家に劣らぬ技量を柏木家が備えていたことをうかがい知れる。

④大工棟梁見習

これは技術不十分という意味の「見習」ではなく、部屋住（へやずみ）、つまり先代と同居し養われる立場で大工棟梁に準ずる職に就くことを意味していると思われる。大工棟梁見習の時にはその個人への御役料は原則無かつたのだろう。場合によつては、後述する『鈴木修理日記』の太郎右衛門の記録のように、「別規」にて扶持米を受けることがあつたのかもしれない。武鑑には、度々「大工棟梁見習」と書かれる例がある。その外の資料でも、都立中央図書館・特別文庫室所蔵の重要文化財『甲良家文書』のうち宝暦元年（一七五一）の本途帳に、「小普請方棟梁」柏木近江と「小普請方棟梁」柏木日向と「同見習」柏木土佐の柏木姓3名が連署した珍しい記述を確認できる。

⑤安永七年「宝永の誤り力」

元禄から安永ではかなりの隔たりがあるが、柏木日向を資料から確認できる時期を考えると、あるいは宝永の誤りであろうか。

⑥部屋住ニ而國名

前掲「大工棟梁見習」の身分で國名を受領することを指していると思われ、そのような例が時として認められていた点が興味深い。

⑦跡職

先代が隠居した後にその職を引き継ぐ事。先代が現役を退き、自らに御役料が下される点が大工棟梁見習と異なつていたと思われる。

⑧後李

三代目が最初に受領した名は「日向」つまり國名であるが、その後「李」という別の名を授かつたとある。これは國名を狭義の受領名と呼ぶことに対する官名に当たり「木工守」（もぐのかみ）を意味すると思われる。同じ小普請方大工棟梁溝口家にも溝口内匠（内匠守の意味か）を授かつた例を確認することができる。

⑨柏木門作

柏木如亭の事。ここで注目したいのは、宝暦十三年（一七六三）

生まれの門作が先代の跡職に就いたのが「明和五年（一七六八）」と記される点である。揖斐高氏は武鑑を根拠に、柏木門作が大工棟梁職に就いたのを安永九年（一七八〇）とされているが、『由緒書抜』は門作が数え六歳の時に跡職に就いたことを伝える。柏木如亭は自ら「幼くして両親と死別」したことを書き残しているが、実際にどのような経緯で一人前の大工棟梁となつたのかは定かでない。これまで武鑑を根拠に門作の跡職は安永九年説が採用されてきたが、『由緒書抜』の確かな素性を考慮すると、門作の跡職は「明和五年」

と考えるべきである。なお、『由緒書抜』にみる歴代のうち長十郎の除けば、國名を受領しなかつたのはこの門作だけである。諸職人の受領呼名や官名は明和度以来、度々規制された経緯があるので（注16）、あるいは、その影響もあってのことかも知れない。現時点では、後に家職を放棄した門作の資質に起因するのか、受領名規制という社会背景が影響してのことなのかは断定できない。

⑩之後ニ病身ニ付隠居

門作が小普請方大工棟梁の職を辞して漢詩人として起つたことを意味する。

⑪寛政七年

『如亭山人藁初集』には、門作が寛政七年（一七九五）すでに大工棟梁を退いていた正月作と考えられる漢詩「鹽濱元旦」が収録されている。門作が小普請方大工棟梁の辞職願を出したのが寛政六年のことと、五代目（後但馬）への跡目が正式に認められたのが寛政七年であったと推測される。

⑫養祖父

大隅の養子であつた長十郎にとつての「養祖父」という意味。

⑬養父

長十郎にとつての養父という意味。

⑭養父跡職

これは六代・日向が大隅から見た「養父」に当たるという意味で、つまり大隅自身も養子であつたことを意味する。

二ノ八 二家体制確立の経緯について

【翻刻・「元禄十年」十一月四日】
〔括弧書き註記は筆者の加筆。〕

『由緒書抜』が小普請方大工棟梁柏木家のものと判明したことで、柏木二家のうち伊兵衛の系譜が判明したことになる。また、太郎右衛門の名が『由緒書抜』にみられないことから、もう一方の柏木家が太郎右衛門の系譜であることが推測できるまでに至る。しかし、まだ柏木家の出自から終焉までを解明することはできない。

従来知っていた『柏木伝來目録』は一九八二年に竹中大工道具館が古書店より購入したものだが、詳細な経緯が不明であるため、それ以上の来歴を追うことはできない。幕末から明治にかけて活躍した柏木貨一郎について研究報告（注17）された大川三雄氏が貨一郎の末裔に聞き取り調査を行った際も、柏木棟梁家の由緒を記した書付等は確認できなかつたといふ。

一方、柏木伊兵衛の足跡は、増上寺台徳院靈廟修營（棟札・元禄二己巳年十一月廿四日）、神田大明神社頭一字修復（御府内備考続編・元禄四辛未稔十一月二十三日）、浅草寺堂宇修營（棟札・元禄五年壬申九月二日）、神明宮「芝神明宮」本社内宮両殿護摩堂神樂所御手洗井大鳥居惣門等修營（御府内備考続編・元禄六癸酉年八月吉祥日）、東叡山寛永寺元禄度造營（柳營日次記など・元禄十年）など多數の幕府工事（造営・修營）に関わったことが確認できる。その活動時期はちょうど元禄期にあたり、『柏木伝來目録』奥書とその時代は一致する。この時期の柏木家の様子を知る興味深い記録として『鈴木修理日記』の次の記述が挙げられる。

〔元禄十年〕十一月四日
(省略)
御扶持方願 甲良志摩
右志摩儀、豊前世恵ニ而年々相勤申候、少成とも御扶持方拝領仕候様ニ奉願候、定棟梁柏木伊兵衛養子太郎右衛門義、別規ニ三人扶持被下候例も御座候、已上。

作事方大棟梁甲良家が御役料（御役扶持）について、甲良豊前の世恵（せがれ）である甲良志摩についても柏木家の例と同様に御扶持を拝領したい、と願い出たことを記している。ここでいう「柏木家の例」とは、柏木伊兵衛の養子である太郎右衛門に「別規」にて三人扶持が下されていることを指し、伊兵衛が現役で大工棟梁職を勤めている最中に養子の太郎右衛門にも御役料が下されるという、いわば特別の待遇があつたことを知ることができる。

甲良豊前とは甲良家三代・甲良宗賀（作事方在職・延宝元・元禄十二年）、世恵の甲良志摩とは四代・甲良宗員（作事方・延宝五年・享保十一年）のことであり、二人の在職期間は日記が記された元禄十年当時重なつてゐる。小普請方大工棟梁と作事方大棟梁という違いはあれ、甲良豊前と志摩のように、柏木伊兵衛と太郎右衛門父子が同時代共に大工棟梁職に就いていたことは諸資料で確認できる。ではなぜ、柏木家だけが「別規」の特別扱いを受けたのか。その

理由が知られる資料は今のところ確認できないが、これが当時として異例の待遇であつたことは甲良家の願出からも推測できる。

太郎右衛門は先に述べた通り元禄十年七月十日に國名を受領しているが、その後、同年八月七日に柏木伊兵衛、村松石見、小林惣左衛門、大谷善次郎（いづれも小普請方大工棟梁）らと共に御屋敷を拝領し、名実共に独り立ちしている（注18）。従つて、この「別規ニテ三人扶持」を太郎右衛門が拝領するようになつた事こそが大工棟梁柏木家の二家体制のはじまりであつたと考えられる。つまり、伊兵衛の養子として修行を積んだ後に『柏木伝來目録』を授かり（この時点で分家したかどうかは不明であるいは部屋住のままであつたのかもしれない）、元禄十年までに部屋住でなく「別規ニテ三人扶持」を自ら拝領するに至り、さらに國名と屋敷を拝領する独立一家の小普請方大工棟梁としての地位を獲得したと考えられる。

二ノ九 小結

以上、『由緒書抜』を引きながら、初代・柏木土佐から八代・長十郎に至るまで、小普請方大工棟梁柏木伊兵衛の系譜を明らかにした。また、柏木二家体制が実現に至る過程で、初代・柏木伊兵衛の養子・太郎右衛門に「別規」という特別な待遇処置が行わっていたことを明らかとした。

表3 柏木伊兵衛の系譜

代	表名【譜】	通称	國名・官諱名	受領年	小普請方大工棟梁 在職期間	没年日	拝領地*	資料**	備考【事績等】
初代	政等 [正等]	伊兵衛	土佐	元禄11年 (1698)	元禄2年-? (1689-?)		三河町＊ 鷹町一丁目＊ 京橋三丁目	高百俵 三人扶持 十人扶持 百石	紅葉山台荷院靈廟修省 浅草寺臺宇修省 上野御仏殿 [東歌中山堂]
2代			日向	宝永7年 (1710)	?-享保6年 (?-1721)		京橋三丁目 久松町 村松町	百石 百石 十人扶持	元禄11年に大工棟梁見習となる 東歌山御本坊普請手伝
3代	政清	文十郎	日向・圭	元文2年 (1737)	享保6年-明和5年 (1721-1768)		本郷金助町 下谷御徒町丁	百俵 十人扶持 百俵	同名・日向を拝領した後「英」(木工頭)を授かる 東歌山常勝院・有衛院靈廟修省
4代	四作 雅	-	-	明和6年-寛政7年 (1768-1795)	文政1年7月11日 (1819: 57歳)		三河町新道 神田 ■ 吉前	十人扶持	寛政7年 (1795) 「病身ニ付」德島 柏木如亭
5代			但馬	寛政8年 (1796)	寛政7年-文政5年 (1795-1822)		三河町新道 八丁堀	十人扶持	
6代			日向	文政11年 (1828)	文政5年-天保3年 (1822-1832)		八丁堀	十人扶持	
7代	茂樹		大隅	天保6年 (1835)	天保3年-文久1年? (1832-1861?)		根岸	百俵 十人扶持	由緒書抜より大隅は日向の養子 由緒書抜より御殿御内侍宮成にまき行當された大工棟梁五人の一 東歌山大師院・勝有院・深明院・文部院靈廟修省
8代	栄助 長十郎	摺磨	文久4年? (1864)	文久1年? (1861-?)			お玉が池	百俵 十人扶持	由緒書抜と統衙川裏紀より摺磨は大隅の養子 奥庭では栄助を「父大隅」としている
9代		新太郎	伊賀	?	?				丑 [慶應1年か] 七月に摺磨からの養子願が出される 「御規式食制」に伊賀・摺磨・岩佐が載る

第三節 柏木太郎右衛門政虎の系譜

三ノ一 緒言

柏木伊兵衛から『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』を伝授された太郎右衛門であるが、『鈴木修理日記』の元禄七年から十一年までの記録を見ると、柏木太郎右衛門が周防の國名を拝命し、それに加えて屋敷も拝領していたことがわかる。この太郎右衛門が周防を拝命したのは元禄十年七月のことであったが、『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』を太郎右衛門に授けた柏木伊兵衛が國名・土佐を拝命するのは、翌元禄十一年で、養子の太郎右衛門の方が先に國名を拝命したという、実に興味深い現象が起きている。

【翻刻】鈴木修理日記
(元禄十年) [七月] 九日 丁亥 雨天、未刻霧
(中略)
一 今朝、護持院・護国寺両所共ニ上棟、護持院ハ太郎右衛門勤之、
護国寺ハ忠兵衛勤之、(下略)

【翻刻】鈴木修理日記
(元禄十年) [七月] 十日 戊子 雨天

(中略)

一 村松忠兵衛參、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石見と申候由、柏木太郎右衛門參候、昨日、護持院上棟相済、銀子拾枚拝領、名改候而周防と申候由申来。
(下略)

【翻刻】鈴木修理日記

(元禄七年) [十一月] 朔日 [二日] 乙丑 霽

(中略)

一 大広間北御縁側太引之書付、左之通相認、兵助殿へ御請取。

(中略)

覚

(中略)

元禄七年戊九月

(中略) 甲良豊前、平内大隅、村松忠兵衛、柏木太郎右衛門、甲良志摩

これらの記録を踏まえながら、前項で判明した柏木伊兵衛の系譜に続いて柏木太郎右衛門の系譜を(表4)を用いながら検討する。

表4 武鑑に見る柏木姓小普請方大工棟梁

元号	年	西暦	職名・棟梁名・釋領地	備考
延宝	8	1680	柏木伊兵衛 小普請定棟翌〔ママ〕 神田丁〔ママ〕 潤口九兵衛 い奈者丁 柏木伊兵衛 せいくわんし前 小林惣兵衛	『(敎尺・道具尺)』(栗田文庫) 版元不明 延宝6年(栗田文庫)の江戸鑑と同版
元禄	12	1699	柏木土佐 [?] 柏木周防 [?] 御大工頭 鶴飛彌 依田老岐 平内大鷦 潤口筑後 小林若狭 甲良豊前 大谷平太夫 柏木土佐 依田周防 [柏木周防の顔りカ]	『東武編』須原茂兵衛版 二行縦四段に九名記載、最下段のみ三名記載、柏木土佐は最下段中央に表記
元禄	14	1701	柏木土佐 [6] 柏木周防 [9] 御大工頭 鶴飛彌 小林若狭 大谷平太夫 潤口筑後 甲良豊前 柏木土佐 依田老岐 五百石 平内大鷦 [平内の顔りカ] 依田周防 [柏木周防の顔りカ]	『(正統武鑑)』須原茂兵衛版
元禄	15	1702	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭 同組頭	『(正統武鑑)』須原茂兵衛版
元禄	16	1703	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭 同組頭	『武宝鑑』菱屋金四郎版
元禄	16	1703	柏木周防 [1] 柏木土佐 [5] 柏木志广 [6] 御大工頭	『元禄武鑑大全』井筒屋三右衛門版 「柏木志广」は甲良志广の顔りカ
宝永	1	1704	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭 同組頭	『(武鑑)』山口屋権兵衛版
宝永	2	1705	柏木周防 [3] 柏木土佐 [7] 柏木志广 [8] 御大工頭	『宝永武鑑大成』平野屋吉兵衛版 「柏木志广」は甲良志广の顔りカ
宝永	2	1705	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭 同組頭	『(宝永武鑑)』須原茂兵衛版
宝永	3	1706	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭 同組頭	『(宝永武鑑)』須原茂兵衛版
宝永	3	1706	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 同【御大工】組頭	『(武鑑)』山口屋版カ
宝永	4	1707	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 御大工頭	『(宝永武鑑)』須原茂兵衛版
宝永	4	1707	柏木周防 [2] 柏木土佐 [8] 同【御大工】組頭	『(武鑑)』山口屋権兵衛版
宝永	5	1708	柏木土佐 [2] 柏木團助 [10] 同【御大工】 棟梁	『正風武鑑』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
宝永	5	1708	柏木周防 [2] 柏木土佐 [7] 同【御大工】 棟梁頭	『二統武鑑』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	1	1711	柏木周防 [2] 柏木土佐 [7] 同【御大工】 棟梁 柏木周防「いなは丁」、柏木土佐「京橋 二丁メ」	『(正統武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	2	1712	柏木土佐 [2] 柏木因防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(黄延武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	2	1712	柏木周防 [2] 柏木因防 [10] 同【御大工】 棟梁頭	『(一統武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	3	1713	柏木土佐 [2] 柏木因防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正統武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	4	1714	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	4	1714	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	5	1715	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	5	1715	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	6	1716	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
正徳	6	1716	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	1	1716	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(正徳武鑑)』山口屋権兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	2	1717	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	2	1717	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	2	1717	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	3	1718	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	3	1718	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	4	1719	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	6	1721	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	7	1722	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	8	1723	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	9	1724	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	10	1725	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 二名を連ねるのは柏木のみ
享保	11	1726	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 柏木の他、甲良も二名を連ねる【■■門と若狭】
享保	12	1727	柏木土佐 [2] 柏木周防 [10] 同【御大工】 棟梁	『(享保武鑑)』須原茂兵衛版 柏木の他、甲良も二名を連ねる【■■門と若狭】

宝暦	3	1753	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【出雲と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	4	1754	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【甲斐と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	5	1755	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【甲斐と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	6	1756	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【甲斐と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	6	1756	柏木周防 [5] 柏木日向 [10]	同【御大工】棟梁 柏木周防・柏木日向共に名前のみ記載 大谷が二名を連ねる【出雲と平太夫】	『有司武鑑』萬屋弥七版
宝暦	7	1757	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【甲斐と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	8	1758	柏木日向 [1] 柏木周防 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 京はし三丁メ」、柏木周防「[黒ベタ] いなは丁」 大谷が二名を連ねる【甲斐と平太夫】[押領地は共に白かへ丁]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 柏木周防、辻内と大谷平太夫の役料が黒べタ 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	9	1759	柏木日向 [1] 柏木土佐 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 久松丁」、柏木土佐「[空欄] 三河丁」 大谷が一名となる【甲斐のみ】[押領地は軫神下]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	9	1759	柏木周防 [5] 柏木日向 [10]	同【御大工】棟梁 柏木周防・柏木日向共に名前のみ記載 大谷が二名を連ねる【出雲と平太夫】	『有司武鑑』萬屋弥七版
宝暦	10	1760	柏木日向 [1] 柏木土佐 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 久松丁」、柏木土佐「[空欄] 三河丁」 大谷が一名となる【甲斐のみ】[押領地は軫神下]	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 御大工棟梁の直後に大錐棟梁、御大工京都棟梁の項
宝暦	10	1760	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	同【御大工】棟梁 御小普請方 柏木日向「十人ふら 村松丁 ●△」、柏木土佐「百表 三河丁 ●△」 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・溝口・村松・依田・小林 うち溝口若狭のみ△[御押領地] 無しの●〔御目見〕のみ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 特筆すべきは、「▲御大工頭 京都住居 五百石 四十人扶持 中井主水」に続き、「▲同棟梁」を「御作事方」と「御小普請方」と分けて記載している点。 御作事方は三名「百石 松田丁 ●△ 境内大隅」「百石 ふか川 ▲△ 甲良匠五郎」「十人ふち 神田ひら川丁 ●△ 辻内寺坂」 ちなみに、甲良匠五郎の作事方が職期間は1735-1757。
宝暦	11	1761	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	同【御大工】棟梁 御小普請方 柏木日向「十人ふら 村松丁 ●△」、柏木土佐「百表 三河丁 ●△」 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・溝口・村松・依田・小林 うち溝口若狭のみ△[御押領地] 無しの●〔御目見〕のみ	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 前年発行の体則武鑑と同じ体裁となる。
宝暦	11	1761	柏木日向 [1] 柏木土佐 [5]	同【御大工】棟梁 柏木日向「百石 久松丁」、柏木土佐「[空欄] 三河丁」 大谷が一名【甲斐のみ】[押領地は軫神下]	『(大成武鑑)』須原屋茂兵衛版 宝暦10年の須原屋版の体裁とまったく同じ。どういうことか 印も無し
宝暦	12	1762	柏木日向 [5] 柏木土佐 [10]	御大工棟梁 柏木日向「十人扶持 村松丁 御小普請方」、柏木土佐「百表 三河丁 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【大隅と仁兵衛】ただし仁兵衛は「見習 大隅子」と記されている	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 前年の須原屋版とは別の体裁のもの ▲御大工頭「中井主水」」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
宝暦	13	1763	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	御小普請方大工棟梁 柏木日向「十人ふら 村松丁 ●△」、柏木土佐「百表 三河丁 ●△」 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・溝口・村松・依田・小林 うち溝口若狭のみ△[御押領地] 無しの●〔御目見〕のみ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 宝暦10年版より更に体裁が変わっている。 ▲御大工頭「京都住居 五百石 四十人扶持 中井主水」に 続き、「▲御作事方大工棟梁」三名「百表 神田ひら川丁 ●△ 辻内 ■■■」「百石 ■田丁 ●△ 平内備中」百表 ふか川 ●△ 甲良富之助」、続いて「[合印無し] 御小普請方大工棟梁」が記される。「▲御大工京都棟梁 京住」と続く。 ちなみに、作事方が職期間1760-1819に甲良富助がいる。
宝暦	13	1763	柏木日向 [5] 柏木土佐 [10]	御大工棟梁 柏木日向「十人扶持 村松丁 御小普請方」、柏木土佐「百表 三河丁 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【大隅と仁兵衛】ただし仁兵衛は「見習 大隅子」と記されている	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
宝暦	14	1764	柏木日向 [5] 柏木土佐 [10]	御大工棟梁 柏木日向「十人扶持 村松丁 御小普請方」、柏木土佐「百表 三河丁 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【大隅と仁兵衛】ただし仁兵衛は「見習 大隅子」と記されている	『(宝曆武鑑)』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
明和	2	1765	柏木日向 [5] 柏木土佐 [10]	御大工棟梁 柏木日向「十人扶持 村松丁 御小普請方」、柏木土佐「百表 三河丁 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【大隅と長門】ただし長門は「見習 大隅子」と記されている	『明和武鑑』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
明和	3	1766	柏木團助 [5] 柏木土佐 [10]	御大工棟梁 柏木團助「十人扶持 村松丁 御小普請方」、柏木土佐「百表 三河丁 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【大隅と長門】ただし長門は「見習 大隅子」と記されている	『明和武鑑』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
明和	4	1767	柏木空 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木空「十八ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習 大隅子」と記されている	『明和武鑑』須原屋茂兵衛版 前年までの須原屋版とは若干体裁が異なる。 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
明和	4	1767	柏木空 [1] 柏木土佐 [6]	御小普請方大工棟梁 柏木空「百表 ●〔押領地と△の合印は真境目のため判読不可、押領地が「村松丁」よりも長い文字以上であることは確認できる〕」、柏木 土佐「百表 三川丁 ●△」 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・溝口・村松・依田・小林 うち溝口若狭のみ△[御押領地] 無しの●〔御目見〕のみ	『(大成武鑑)』出雲寺和泉掾版 前出の宝暦13年出雲寺版と同じ体裁。 ▲御経師に続き、「▲御作事方大工棟梁」三名「百表 神 田ひら川丁 ●△ 辻内 ■■■」「百石 ■田丁 ●△ 平内長 門」「百表 ふか川 ●△ 甲良筑前」、続いて「▲御小普請 方大工棟梁」が記される。「▲御大工京都棟梁 京住」と続く。
明和	5	1768	柏木空 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木空「十八ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習 大隅子」と記されている	『(明和武鑑)』須原屋茂兵衛版 前年までの須原屋版とは若干体裁が異なる。 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される
明和	5	1768	柏木空 [1] 柏木土佐 [6]	小普請方大工棟梁 柏木空日向「百表 ●〔押領地と△の合印は真境目のため判読不可、押領地が「村松丁」よりも長い文字以上であることは確認できる〕」、柏木 土佐共に名前のみ記載 前項「御作事方大工棟梁」には辻内・境内・甲良の三名が載る	『(有司武鑑)』出雲寺和泉掾版 特筆すべきは、御作事方大工棟梁・小普請方大工棟梁・御大工京都 棟梁いずれも「西之御丸掛御附券」に載ること。
明和	6	1769	柏木空 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木空「十八ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池 御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習 大隅子」と記されている 前年の須原屋版より「村松備後」の名が消える〔空白〕、ただし「百表 お玉か池 御小普請方」の注記のみ記載有り。	『(明和武鑑)』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」 ▲御大工頭「中井主水」「▲御大工京都棟梁」「▲御大工棟梁[御作事方と御小普請方の別を注記してある]」の順に記される

明和	7	1770	柏木李 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習」と記されている 前年の須原屋版より「村松備後」の名は無し【空白】、ただし「百表 お玉 か池、御小普請方」の注記のみ記載有り。	『明和武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
明和	7	1770	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	御小普請方大工棟梁 柏木日向「百表 ●△ 下谷御から丁」、柏木土佐「百表 三川丁」●△ 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・瀧口・村森・依田・小林 うち瀧口若狭のみ△【御揮領地】無しの●【御目見】のみ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 中井主水の名は前に移動。 ▲御絵師】に続き、▲御作事方大工棟梁】三名「百表 神田川■川丁 ■△ 泉内 ■■■」、「百石 ■田丁 ■△ ■平内長門」 「百表 ふか川 ■△ ■○ 甲良筑前」、続いて▲御小普請方大工棟梁】が記される。 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
明和	8	1771	柏木李 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習」と記されている 前年の須原屋版より「村松備後」の名は無し【空白】、ただし「百表 お玉 か池、御小普請方」の注記のみ記載有り。	『明和武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
明和	9	1772	柏木李 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習」と記されている 前年の須原屋版より「村松備後」の名は無し【空白】、ただし「百表 お玉 か池、御小普請方」の注記のみ記載有り。	『明和武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
明和	9	1772	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	御小普請方大工棟梁 柏木日向「百表 ●△ 下谷御から丁」、柏木土佐「百表 三川丁」●△ 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・瀧口・村森・依田・小林 うち瀧口若狭のみ△【御揮領地】無しの●【御目見】のみ 明和9年出雲寺版より小林筑後の位置が移動【内容に変更無し】	『(大成武鑑)』出雲寺和泉掾版 中井主水の名は前に移動。 ▲御絵師】に続き、▲御作事方大工棟梁】三名「百表 神田川■川丁 ■△ 泉内 ■■■」、「百石 ■田丁 ■△ ■平内長門」 「百表 ふか川 ■△ ■○ 甲良筑前」、続いて▲御小普請方大工棟梁】が記される。 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	2	1773	柏木李 [6] 柏木團助 [9]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 作事方平内も二名連ねる【備中と長門】ただし長門は「見習」と記されている 前年の須原屋版より「村松備後」の名は無し【空白】、ただし「百表 お玉 か池、御小普請方」の注記のみ記載有り。	『安永武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	3	1774	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 作事方平内備中の名が消える【資料・揮領地も含め空白】ただし長門は相変わらず「見習」と記されている また旧「村松備後」の欄に残っていた「百表 お玉 か池 御小普請方」の注記も消える	『(安永武鑑)』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	3	1774	柏木日向 [1] 柏木土佐 [6]	御小普請方大工棟梁 柏木日向「百表 ●△ 下谷御から丁」、柏木土佐「百表 三川丁」●△ 二名連ねるのは柏木のみ、ほか大谷・瀧口・村森・依田・小林 うち瀧口若狭のみ△【御揮領地】無しの●【御目見】のみ 小林筑後の位置は明和9年出雲寺版に同じ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 中井主水の名は前に移動。 ▲御絵師】に続き、▲御作事方大工棟梁】三名「百表 神田川■川丁 ■△ 泉内 ■■■」、「百石 ■田丁 ■△ ■平内長門」 「百表 ふか川 ■△ ■○ 甲良筑前」、続いて▲御小普請方大工棟梁】が記される。 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	4	1775	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 長門は相変わらず「見習」と記されている	『安永武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	5	1776	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 長門は相変わらず「見習」と記されている	『(安永武鑑)』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 四十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	6	1777	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 御作事方「平内長門」が「平内」のみの表記【國名は埋木黒塗】となる。 ただし「見習」等注記がそのまま また旧「平内太閤」の欄、旧「村松備後」の欄も埋木黒塗となる。	『(安永武鑑)』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	7	1778	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 前年須原屋版同様に三箇所が埋木黒塗	『安永武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	8	1779	柏木李 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木李「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 「平内太閤」の欄、「村松備後」の欄が空白マスとなる。 「平内長門」の箇名が記されている箇所は前年須原屋版同様に埋木黒塗のままである。	『安永武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	9	1780	柏木門作 [5] 柏木團助 [7]	▲御大工棟梁 柏木門作「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 「平内長門」の欄には「御作事方見習 本所柳はし 平内又助」 「平内太閤」の欄は空白マス	『安永武鑑』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
安永	10	1781	柏木門作 [5] 柏木團助 [8]	▲御大工棟梁 柏木門作「十人ふら 本郷金助丁 御小普請方」、柏木團助「百表 お玉 か池、御小普請方」 「平内長門」の欄には「御作事方見習 本所柳はし 平内又助」 「平内太閤」の欄に新たに「御作事方 京橋新■丁 石丸大和」の記載	『(安永武鑑)』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
天明	1	1781	柏木團助 [4] 柏木門作 [7]	御小普請方大工棟梁 柏木團助「△三河丁四丁目百俵 神田お玉が池 ●△」、柏木門作「三何丁 ■△ てめ十八ふら ■神田 ■寺前 ●△」 安永9年出雲寺版から体裁が変わった。 「名表」の記合は●△、三作は「見習」でいずれの合印は無し ほか依田・小林・村松・大谷が一名ずつ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 ▲御絵師】に続き、▲御作事方大工棟梁】三名「百表 ■■■ ふか川六人ほり ■△ 甲良筑前」、「百石 ■田 ■△ ■平内又助」、続いて▲御小普請方大工棟梁】が記される。 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
天明	2	1782	柏木門作 [6] 柏木出雲 [9]	▲御大工棟梁 柏木門作「十人ふら 三川丁 道徳 御小普請方」、柏木出雲「百表 お玉 か池、御小普請方」 安永10年須原屋版「平内又助」が「平内越前」に変更 辻内の下マスクに新たに「村松謹定」が記載される 安永10年須原屋版「石丸大和」が「石丸謹定」に変更	『(天明武鑑)』須原屋兵衛版 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される
天明	2	1782	柏木團助 [4] 柏木門作 [7]	御小普請方大工棟梁 柏木團助「△三河丁四丁目百俵 神田お玉が池 ●△」、柏木門作「三何丁 ■△ てめ十八ふら ■神田 ■寺前 ●△」 二名連ねるのは柏木と瀧口・内匠と三作」。内匠の合印は●△、三作は「見習」でいずれの合印は無し ほか依田・小林・村松・大谷が一名ずつ	『大成武鑑』出雲寺和泉掾版 ▲御絵師】に続き、▲御作事方大工棟梁】三名「百表 ■■■ ふか川六人ほり ■△ 甲良筑前」、「百表 ■田 ■△ ■平内又助」新たに「御揮領地は埋木黒塗」京橋はし新■丁 石丸隣岐」の記載、続いで▲御小普請方大工棟梁】が記される。 ▲御大工頭「五百石 十人扶持 京住居 [合印] 中井主水」】▲御大工京都棟梁】▲御作事方と御小普請方の別を記してある】の順に記される

天明	3	1783	柏木門作 [6] 柏木出雲 [9]	▲御大工櫻梁 柏木門作「三人ふち 三川丁新道 御小普請方」、柏木出雲「百表 お玉か池 御小普請方」	『天明武鑑』須原屋茂兵衛版 ▲御大工頭五百石 一人扶持 京住居 [合印] 中井主水】
天明	3	1783	柏木團助 [4] 柏木門作 [7]	御小普請方大工櫻梁 柏木團助「△三人ふち 神田お玉が池 ●△」、柏木門作「△三人ふち △十人ふち △神田お玉が池 ■■■等前 ●△」 一名も記されるのは柏木と浦内、内匠と三作。内匠の印合は●△、三作は見留でいずれの印合も無し ほか依田・小林・村松・大谷が一人名づ	『天成武鑑』出雲寺和泉據版 ▲御繪師に就き ▲御作事方大櫻梁 三名「百表 ■■■ つかひ六けんほり ●△ 甲辰筑前」「百表 ■■■ するかたい ●△ 平内文助」 ▲辺江「百石 ■■■ するかたい ●△ 平内文助」 ▲辺江「埋木黒塗 京はし新 ■■■ 石丸讀候」の記載、続いて ▲御小普請方大工櫻梁 が記される。「▲御大工京都櫻梁 京住」と続く。
天明	5	1785	柏木門作 [2] 柏木出雲 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁しん道」、出雲「百表 御玉か池」	『(天明武鑑)』須原屋茂兵衛版
天明	7	1787	柏木門作 [2] 柏木出雲 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁三川丁しん道」、出雲「百表 御玉か池」	『(天明武鑑)』須原屋茂兵衛版
天明	8	1788	柏木門作 [2] 柏木出雲 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁しん道」、出雲「百表 御玉か池」	『(天明武鑑)』須原屋茂兵衛版
天明	8	1788	柏木團助 [4] 柏木門作 [7]	御小普請方大工櫻梁 團助「■■■ 四丁 ■■■ 百儀 神田お玉が池」、門作「■■■■■ 十人ふち 神田 ■■■■■」	『(大成武鑑)』出雲寺和泉據版
天明	9	1789	柏木門作 [2] 柏木出雲 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁しん道」、出雲「百表 御玉か池」	『(天明武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	1	1789	柏木團助 [團?] 柏木門作 [8]	御小普請方大工櫻梁 見隔の端のため判読不可能	『(大成武鑑)』出雲寺和泉據版
寛政	2	1790	柏木門作 [2] 柏木出雲 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁しん道」、出雲「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	3	1791	柏木門作 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	4	1792	柏木門作 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	5	1793	柏木門作 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 門作「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	6	1794	柏木門作 [4] 柏木門作 [7]	御小普請方大工櫻梁 4人の柏木は名が空白 【人目】 神田 ■■■■■	『大成武鑑』出雲寺和泉據版
寛政	7	1795	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	8	1796	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	9	1797	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁新道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	10	1798	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	11	1799	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
寛政	12	1800	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
享和	1	1801	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(寛政武鑑)』須原屋茂兵衛版
享和	2	1802	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『享和武鑑』須原屋茂兵衛版
享和	3	1803	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『享和武鑑』須原屋茂兵衛版
享和	4	1804	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『享和武鑑』須原屋茂兵衛版
文化	2	1805	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	3	1806	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	4	1807	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	5	1808	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「三人ふち 三川丁しん道」、栄助「百表 御玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	13	1816	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	14	1817	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文化	15	1818	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁しん道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文化武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	2	1819	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	3	1820	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	4	1821	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	5	1822	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁しん道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	6	1823	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	7	1824	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁しん道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	8	1825	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	10	1827	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	11	1828	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	12	1829	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	13	1830	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『(文政武鑑)』須原屋茂兵衛版
文政	13	1830	柏木日向 [2] 柏木伊賀 [5]	御小普請方大工櫻梁 日向・●△ 十人夫チ 八丁より)、伊賀(●△ 百表 お玉か池)	『(大成武鑑)』出雲寺富五郎版
天保	2	1831	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『天保武鑑』須原屋茂兵衛版
天保	3	1832	柏木正助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工櫻梁 正助「一人夫チ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	『天保武鑑』須原屋茂兵衛版

天保	4	1833	柏木久助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 久助「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版 並い順の体裁に若干の変化あり。前年まで合計7名の小普請方棟梁を一行3名、7名を三行使って記載していたが、このれより後、須原屋版では「小普請方大工棟梁」の条目下に7番目の「大谷田舎」を記すようになる。
天保	5	1834	柏木久助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 久助「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	6	1835	柏木久助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 久助「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	7	1836	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「(大成武鑑)」出雲寺幸次郎版 並い順の体裁が須原屋版と同じになる。合計7名の小普請方棟梁を一行3名、7名を三行使って記載していたが、このれより後、出雲寺版でも「小普請方大工棟梁」の条目下に7番目の「大谷出雲」を記すようになる。
天保	7	1836	柏木久助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 久助「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「(天保武鑑)」須原屋茂兵衛版
天保	8	1837	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺幸次郎版
天保	8	1837	柏木久助 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 久助「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	9	1838	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺幸次郎版
天保	9	1838	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、栄助「百表 お玉か池」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	10	1838	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「(天保武鑑)」須原屋茂兵衛版
天保	10	1839	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺金吾版
天保	11	1840	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「(天保武鑑)」須原屋茂兵衛版
天保	11	1840	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	12	1841	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	12	1841	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「(大成武鑑)」出雲寺金吾版
天保	13	1842	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺金吾版
天保	13	1842	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	14	1843	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺金吾版
天保	14	1843	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「(天保武鑑)」須原屋茂兵衛版 並い順の体裁が变成了。前年までの7名から合計8名になった。大谷出雲の上に一人追記するかたち。清水■〔腰?〕右三門「五人フチ ■■■なべ丁「うんたなべ?みたなべ?」」。
天保	15	1844	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
天保	15	1844	柏木但馬 [2] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ 三川丁新道」、大隅「百表 ねぎし」	「天保武鑑」須原屋茂兵衛版
弘化	2	1845	柏木但馬 [2] 柏木栄助 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 八丁ほり」、栄助「●△ 百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
弘化	2	1845	柏木但馬 [2] 柏木因幡 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 因幡『百表 御玉ヶ池』、大隅「百表 ねぎし」	「弘化武鑑」須原屋茂兵衛版
弘化	3	1846	柏木但馬 [2] 柏木因幡 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「●△ 十人フチ 因幡『百表 御玉ヶ池』、大隅「百表 ねぎし」	「弘化武鑑」須原屋茂兵衛版
弘化	4	1847	柏木但馬 [2] 柏木因幡 [5]	御小普請方大工棟梁 但馬「十人フチ ねぎし」、因幡「百表 お玉か池」	「弘化武鑑」須原屋茂兵衛版 須原屋版がこれまで人名が増えて見づらかった版本を整えた。 ▲御小普請方大工棟梁」の行も含めて4行を専用の欄にあてている。この時で8名。2名分の余裕がある。
弘化	4	1847	柏木大隅 [2] 柏木因幡 [5]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし」、因幡「百表 お玉か池」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版 出雲寺版の体裁は変わらず、一行目最下に大谷家(それを7番目と教える)と、大隅は2、因幡は5)
弘化	5	1848	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「弘化武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	1	1848	柏木大隅 [5] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
嘉永	2	1849	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [5]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	2	1849	柏木大隅 [3] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
嘉永	3	1850	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	4	1851	柏木因幡 [3] 柏木大隅 [6]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	4	1851	柏木大隅 [3] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「(大成武鑑)」出雲寺萬次郎版
嘉永	5	1852	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	5	1852	柏木大隅 [5] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
嘉永	6	1853	柏木大隅 [3] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
嘉永	6	1853	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」	「(嘉永武鑑)」須原屋茂兵衛版
嘉永	7	1854	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7] 柏木栄助 [10]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」、栄助「父大隅 見習」	「嘉永武鑑」須原屋茂兵衛版
嘉永	7	1854	柏木大隅 [3] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
安政	2	1855	柏木大隅 [3] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 大隅「十人フチ ねぎし ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「大成武鑑」出雲寺萬次郎版
安政	2	1855	柏木因幡 [4] 柏木大隅 [7] 柏木栄助 [10]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、大隅「百表 ねぎし」、栄助「父大隅 見習」	「安政武鑑」須原屋茂兵衛版

慶應	3	1867	柏木播磨 [5] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 播磨「十人フチ お玉け池 ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「天成武鑑」出雲寺萬次郎版 ▲京都御大工棟梁 京住居」「▲御作事方大工棟梁」「▲同〔御作事方〕御大工棟梁」「▲御小普請方大工棟梁」の順に記載
慶應	3	1867	柏木因幡 [5] 柏木播磨 [8] 柏木栄助 [11]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、播磨「百表 お玉かいけ」、栄助「父大隅 見習」 柏木は三名を連ねる 小林が二名を連ねる「阿波と河内」、河内「父阿波 見習」 大谷も二名を連ねる「甲斐と志摩」、志摩は「父甲斐 見習」	「（慶應武鑑）須原屋茂兵衛版
慶應	3	1867	柏木播磨 [5] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 播磨「十人フチ お玉け池 ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「天成武鑑」出雲寺萬次郎版 ▲京都御大工棟梁 京住居」「▲御作事方大工棟梁」「▲同〔御作事方〕御大工棟梁」「▲御小普請方大工棟梁」の順に記載
慶應	4	1868	柏木因幡 [5] 柏木播磨 [8] 柏木栄助 [11]	御小普請方大工棟梁 因幡「百表 お玉ヶいけ」、播磨「百表 お玉かいけ」、栄助「父大隅 見習」 柏木は三名を連ねる 小林が二名を連ねる「阿波と河内」、河内「父阿波 見習」 大谷も二名を連ねる「甲斐と志摩」、志摩は「父甲斐 見習」	「慶應武鑑」須原屋茂兵衛版
慶應	4	1868	柏木播磨 [5] 柏木因幡 [6]	御小普請方大工棟梁 播磨「十人フチ お玉け池 ●△」、因幡「百表 お玉か池 ●△」	「（天成武鑑）須原屋萬次郎版 ▲京都御大工棟梁 京住居」「▲御作事方大工棟梁」「▲同〔御作事方〕御大工棟梁」「▲御小普請方大工棟梁」の順に記載
元号・年次・西暦				備考	

[] の数字は記載順 地名は武鑑に記載された押領地

○ は筆者補記 [] は筆者補記

●と△の合印は武鑑の凡例：●は「御目見【おめみえ】」、△は御押領地

三ノ二 別規三人扶持

十一月四日

(中略)

柏木太郎右衛門に家伝書を受けた伊兵衛が役料を得る立場を得たのは寛政二年頃の事と思われる。

【翻刻】片岡家文書「寛政二年」・東京市史稿 産33 pp. 647-686

高百五拾俵 依田弥次右衛門
高百俵 柏木伊兵衛
高百俵 村松忠兵衛
拾人扶持 溝口九兵衛
拾人扶持 小林惣左衛門
拾人扶持 大谷善次郎
〔寛文年中より元禄年中〕

『由緒書抜』からも分かるように、小普請方大工棟梁にとって「三人扶持」というのは格付けの一つであつた。武鑑の記載を見ても、小普請方大工棟梁に名を連ねる者達の役料は「百石」ないしは「十人扶持」であり、こういった役料を得られる立場になる」とこそが、一人前の証でもあつた。

ゆえに、右の「別規三人扶持」という処置は、作事方が願文に取り上げるほどに特別なことであつたと思われる。

この頃、後に小普請方大工棟梁七家のうち、柏木家の他にも、依田家、村松家、溝口家、小林家、大谷家の名を確認する事が出来る。

延宝八年（一六八〇）に町大工の中から溝口九兵衛、柏木伊兵衛、

小林惣兵衛の三名が小普請方棟梁に登用された様子が（表4）に掲げた武鑑からも伺えるが、すでに依田家と村松家、大谷家も、溝口九兵衛、柏木伊兵衛、小林惣兵衛らと同様か、もしくはその者たちと近い地位にあつたものと推察される。

三ノ三 柏木伊兵衛から太郎右衛門への家伝書伝授

柏木太郎右衛門が伊兵衛から授かつた『（柏木伊兵衛政等伝來目録）』は全五巻（巻子本）の体裁をとる。その奥書には、各々次のよう記されている。

【翻刻】鈴木修理日記三 p. 68

柏木氏正等 [印]

【第一卷・御所様之部】

元禄二己巳年正月受之者也

柏木太郎右衛門政虎「花押」

木伊兵衛政等伝來目録の奥書にある柏木伊兵衛と柏木太郎右衛門が、二家ある小普請方大工棟梁柏木家のうち各々どちらの家柄に属するのか、そもそも同じ系譜であるのか別の系譜であるのか、何世にあたるのかなど一切が不明であつた。

【第二卷・神社之部】

柏木伊兵衛政等「印」

元禄二己巳年正月受之者也

柏木太郎右衛門

政虎「花押」

【第三卷・佛閣之部】

柏木伊兵衛政等「印」

元禄二己巳年正月受之者也

柏木太郎右衛門政虎「花押」

【第四および五卷・門之部および塔之部】

柏木伊兵衛政等「印」

元禄二己巳年正月受之者也

柏木太郎右衛門政虎「花押」

紅葉山台徳院靈廟修營（元禄二年・一六八九）
浅草寺堂宇修營（元禄五年・一六九二）
東叡山東照宮社殿修營（元文五年・一七四〇）
東叡山常憲院・有徳院靈廟修營（宝暦二年・一七五二）
東叡山東照宮社殿修營（寛政八年・一七九六）
東叡山常憲院・有徳院・孝恭院靈廟修營（文政二年・一八二七）
東叡山大猷院・嚴有院・浚明院・文恭院靈廟修營（天保十二年・一八四一）

柏木伊兵衛のイミナは「正等」と「政等」の二種が見られる。
前項で示した『由緒書抜』が発見される前の従来の研究では、『(柏

右に掲げたのは、主に棟札資料を引いたものである。実際に柏木伊兵衛が修理工事を担当した建物の中に、台徳院靈廟（寛永六年・

一六二九建立・戦災焼失)がある。その時期は元禄二年(一六八九)十一月であり、その年の正月に『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』は伝授されたことになっている。

また、『匠明』を記した平内正信らとともに台徳院の造営工事に参加していた者の中から、『建仁寺派家伝書』の筆者・甲良宗広を見ることができる。そして、特に注目されるのが、紅葉山台徳院靈廟の修當に柏木伊兵衛が関与していることであり、これは後述する「上野方」を考える上で、重要な意味を成す。

江戸時代の官職には、通称として使われる官職名と、正式の基本官職名の二通りがあった。前者は大和守や右京亮などで、後者は侍従・少将・中将・参議・中納言・大納言である。作事方大棟梁や小普請方大工棟梁たちが名乗った甲良豊後や平内大隅、柏木土佐といつた受領名(國名)は通称に当たり、幕府からその名乗りを許されたものであった。

江戸幕府小普請方大工棟梁に名を連ねる家柄の中で、この國名を最初に与えられたのは、管見の限り、溝口家である。溝口家は、小普請方の組織化の過程で、他家に先んじて頭角を表した棟梁家であり、柳當日次記を引くと、延宝八年七月四日では「小普請方棟梁九兵衛」、貞享二年八月廿五日では「棟梁溝口九兵衛」、貞享三年五月十九日では「小普請方棟梁筑後」、貞享四年十二月十日では「定棟梁溝口筑後」

「口筑後」と、その名前と共に地位が高まっていく様子を確認することができる。

【翻刻】柳當日次記

延宝八年七月四日 「小普請方棟梁九兵衛」

貞享二年八月廿五日 「棟梁溝口九兵衛」

貞享三年五月十九日 「小普請方棟梁筑後」

貞享四年十二月十日 「定棟梁溝口筑後」

貞享二年の時点では棟梁「溝口九兵衛」であったのが、翌貞享三年になると小普請方棟梁「筑後」とその名が改まる。この貞享二年(一六八五)という年は、先にも述べたように、小普請奉行が設置された年にあたり、「棟梁」の肩書きが「小普請方棟梁」に変化しているのはそのためであると思われる。そして、同時期に、溝口九兵衛が小普請方大工棟梁として國名を拝領しているわけであるが、これからも、柏木家の『上棟一通』が書かれた貞享二年が、小普請方にとつて以下に重要な時期であるかがわかる。

この溝口家の次に國名を授かつたのが柏木家である。

【翻刻】鈴木修理日記

(元禄十年)「七月」十日 戊子 雨天

(中略)

一 村松忠兵衛參、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石見と申候由、柏木太郎右衛門參候、昨日、護持院上棟相済、銀子拾

枚拝領、名改候而周防と申候由申来。

(下略)

元禄十年（一六九七）、溝口家に遅れること十年余りであるが、元禄十一年・十二年の諸職肝煎りに先んじた國名拝命である点が注目できる。

何より特筆すべきは、柏木伊兵衛よりも先に、まず養子の太郎右衛門が國名を授かっている点で、伊兵衛は太郎右衛門に遅れること一年、元禄十一年八月の東叡山根本中堂工事出来として銀十枚を拝領した際に「柏木土佐」と記録されるのが、伊兵衛の國名の初出である。

【翻刻】鈴木修理日記

（元禄十一年）【八月】二日 癸卯 朝少々曇 昼時【ヨリ】小雨

一 上野中堂御普請出来ニ付、御褒美被下之。

(中略)

一 銀拾枚宛 伊兵衛事柏木土佐、惣左衛門事小林若狭

以上、柏木伊兵衛の系譜に対する太郎右衛門の系譜について考察した結果より、次表5が復元される。伊兵衛の系譜に比べ、武鑑による箇所が多いため、いまだ不明な点もあり、今後の課題である。

これは『柏木長十郎由緒書抜』のうち二代目・日向についての記述である。ここにある「大工棟梁見習」とは、いわゆる技術不十分という意味の「見習」ではなく、大工棟梁に準ずる職に就くことを意味している。

注目されるのは、部屋住（へやすみ）、つまり先代と同居し養われる立場でその立場に就いている点である。通常、大工棟梁見習の時にはその個人への御役料は無かつたと思われる。武鑑では、小普請方ならびに作事方いずれにおいても度々「大工棟梁見習」と書かれる例があり、その外の資料を引いても、都立中央図書館・特別文庫室所蔵の重要文化財『甲良家文書』のうち宝暦元年（一七五一）の本途帳に「小普請方棟梁」柏木近江と「小普請方棟梁」柏木日向と「同見習」柏木土佐の柏木姓三名の連署が確認できる。

【翻刻】鈴木修理日記

（元禄十一年）【八月】二日 癸卯 朝少々曇 昼時【ヨリ】小雨

一 上野中堂御普請出来ニ付、御褒美被下之。

(中略)

一 銀拾枚宛 伊兵衛事柏木土佐、惣左衛門事小林若狭

柏木日向

元禄十一年 大工棟梁見習
安永七年 部屋住二而國名

第四節 柏木家の出自について

四ノ一 緒言

小普請方大工棟梁という幕臣の身分にまで上り詰めた柏木家の出自については、柏木如亭研究の第一人者である揖斐博士が推論を述べられているが、自ら断られているように、何ら確証が得られない状態での推測でしかない。

ここで今一度、木割書『(柏木政等伝來目録)』に目を向け、第三卷「仏(閣之部)」に比叡山諸堂宇の指図が描かれていることに注目して、この問題について考察を加えたいと思う。

四ノ二 柏木伊兵衛の出自について

『(柏木政等伝來目録)』第三卷「仏(閣之部)」に比叡山諸堂宇の指図は他の項目の図とは若干異なり、他がほとんどすべて建地割(立面図の一部を断面表記した図面)を描いているのに対し、完全な立面図となっている。元禄十一年の東叡山根本中堂の造営に関わった柏木伊兵衛が比叡山諸堂宇の指図をこきらに描いている事実が興味深く、あるいは、それは柏木家の出自に関連があるのではない

表5 柏木太郎右衛門の系譜

代	本名〔諱〕	通称	國名	受領年	小普請方大工棟梁 在職期間	没年月日	葬領地	役料＊＊	備考〔重複等〕
初代	政虎	太郎右衛門	周防	元禄11年 (1698)	?-?		三河町＊ 因幡町	別記三人扶持	伊佐美の養子 藤井院 上野御仮殿御本坊 増上寺方丈御装束之間
2代			近江		?-?		因幡町		増上寺方丈御装束之間
3代			土佐		?-?		三河町	百俵	
4代			出雲		?-?		お玉が池	百俵	
5代	政苗		周防		?-?		お玉が池	百俵	東叡山東照宮社駿修首
6代			伊賀		?-?		お玉が池	百俵	
7代			長門		?-?		お玉が池方?	百俵か?	武鑑が「但馬」としているのは無りか?
8代			因幡		?-慶徳4年 (7-1688)		お玉が池	百俵	
9代	政矩	助助一郎 孫古	若狭		?-?	明治31年9月6日 (1898・58歳)	お玉が池		因幡の養子
10代		辻祐三郎 不及庵							貞一郎の甥 貞一郎の死後、柏木家に入り家督を相続

か、という想像が働く。そこで、東叡山関連資料を調べてみると、東叡山の鐘撞人柏木家の初代・柏木大助が、元禄十一年に御公儀の「修理所」となったという記録を『東叡山縁起』に確認することができる。

東叡山時鐘 寛文六年東叡山三時鐘ヲ置ク

時鐘

寛文六年有柏木大助者、訴公儀建立之、元禄十一年為公儀御修理所

東叡山の鐘撞人柏木家は維新後まで存続しているので、この記録が小普請方大工棟梁柏木家と関係があるとすれば、柏木伊兵衛が鐘撞人柏木家から輩出された人物ということになる。

また、東叡山縁起が伝える「公儀御修理所」が小普請方大工棟梁（定棟梁）を意味するとすれば、「御公儀」は柏木家が大工肝煎として正式に任命されたことを指すと考えられる。

ただし、ここで一点確認しなければないのが『徳川禁令考』に載る諸職人肝煎任命者の記載である。『徳川禁令考』に見る肝煎任命者の公表は元禄十二年正月のことであるので、一見すると『東叡山縁起』と矛盾するように思える。しかし、この点、実は任命者の公表に先がけ、前年十二月二十四日に大工棟梁を含めた全諸職人が鈴木修理と共に小出淡路守殿へ参じた記録が『鈴木修理日記』にある。

〔元禄十一年〕十二月二十四日
一 今日、左之通被相触。

大棟梁 鶴飛驒 平内大隅 甲良豊前 辻内茂兵衛
定棟梁 村松石見 溝口筑後 依田淡路 柏木周防 小林若狭 柏木土佐 大谷平太夫

（省略）

翌年正月に肝煎に任命される諸職人一同が列記
翌二十五日に鈴木修理が諸職人共「小出淡路守殿江参」

大工職では、大棟梁の鶴飛驒・平内大隅・甲良豊前・辻内茂兵衛の4名が、定棟梁（小普請方大工棟梁の前身が定棟梁であることは内藤昌博士らが指摘している）では村松石見・溝口筑後・依田淡路（禁令考では依田壱岐となっている）・柏木周防・小林若狭・柏木土佐・大谷平太夫の七名が名を連ねており、元禄十一年に「御公儀の修理所」となったとする東叡山縁起が、肝煎諸職人の公表年ではなく、実際に肝煎を仰せ付けられた元禄十一年十二月二十四日を指していると考えれば矛盾はなくなり、現時点で推察される小普請方大工棟梁柏木家の出自に関する極めて有力な説といえよう。

四ノ三 東叡山鐘撞人柏木家

『東叡山縁起』に登場する柏木大助について、もう少し詳しく見ていくことにする。

寛永二年（一六二五）、徳川三代將軍家光は大僧天海に命じて江戸城の鬼門にあたる東北の方角、上野の地に東叡山を建立した。不忍

池にも中島を造成し、琵琶湖の竹生島に見立てた景色がつくられたことはよく知られている。この寛永寺の時の鐘は、明治時代に時の鐘が廃止されて以降も残された珍しい例であるが、寛文六年（一六六六）に鐘が製作されるにあたってその願主となつたのが、寛永寺の鐘撞人であった柏木大助であつた。

これ以外にも『寛永寺諸堂建立記』によれば、黒門時鐘の寄進者（寛文六年）に柏木源兵衛、寛永寺時鐘案内板では「初代铸造の時鐘に「願主 柏木古好」の銘があつた」ことが解説されている。

この柏木大助、柏木源兵衛、柏木古好とはいずれも同一人物で、現在寛永寺に残る『寛永寺鐘撞堂文書』によると、寛文九年に設置された寛永寺鐘撞人（鐘撞頭）の初代にあたるのが柏木源兵衛古好（大助）という人物であった。

この柏木大助は、天海僧正に由縁があり、輪王寺宮所属の大光院に出仕していた（注19）。当時、寛永寺には二つの鐘が存在した。東照宮鳥居前右手の鐘と、三代將軍家光靈廟の鐘である。しかし、これらは儀式用の鐘であり、どちらも時刻を報じる、いわゆる時の鐘ではなかつたため、柏木大助が時の鐘の設置を願い出た。この願い出は、寺社・町・勘定三奉行によつて許可され、鐘樓は文殊殿前に立てられたといふ。

このように、寛永寺の時の鐘の設置には「柏木」を名乗る人物が深く関わっていたわけであるが、江戸時代の府内に目を向けると、時の鐘の中には、「鐘撞人」や「時鐘役」「鐘撞役」「請負人」「請負役」などと呼ばれる立場の人物によつて直接の管理・運営が行われるものがあつたといふ。鐘撞人が置かれていたのは、本石町、

上野寛永寺、芝切り通し、浅草寺、本所の五ヶ所で、その他の時の鐘についてはその事実は確認できない。寿昌寺については松平陸奥守が、その他の時の鐘については設置されている寺社自体が、直接の管理を行つたということである。

また、鐘撞人は、いずれも自分の先祖からの由緒などを幕府に書き上げていたようで、鐘撞きの人足を雇う際にすら、その出自などを明確に記した願書を出し、雇い人も出自の明確な者でなくてはならなかつた。つまりこのような状況を考えると、鐘撞人としての立場は、それぞれの時の鐘によつて異なつていたであろうが、いずれも町人の中ではそれなりの身分であつたことが予想されるのである。

ところで、將軍家の御靈屋と時の鐘の管理の仕事は、ほぼ同列にみなされていたようで、江戸府内の時の鐘とその管理者である鐘撞人たちは、幕府の管轄下に置かれていた状況がうかがえよう。

柏木家が関わっていた寛永寺の場合は、幕末以降明治期まで、鐘撞人は上野の大仏の管理も兼ねていた。そして、寛永寺の鐘撞人は、柏木大助を初代として、代々「柏木」の姓を継いでいたようで、一連の『寛永寺鐘撞堂文書』からは、歴代の鐘撞人のうち九名の名がうかがえる、いざれもその姓は柏木となつてゐる。また、『寛永寺鐘撞堂文書』中の、文久二年（一八六二）の「御負請役譲受一件」と題された資料には、上野寛永寺の鐘撞頭の職の譲渡がどのように行われていたかが具体的に記されており、この資料によると、上野寛永寺の鐘撞人が、名跡相続によつて譲り継がれる、いわゆる世襲制の役職であつたことがはつきりと確認できるといふ。

以上のように、東叡山鐘撞人の柏木家を見ていくと、元禄十一年に鐘撞人の柏木家が御公儀の「修理所」、つまり小普請方大工棟梁（肝煎り）となつたという記録は、十分に信憑性のあるものと考えられよう。

四ノ四 小結

以上が、系譜が明らかとなつた、小普請方大工棟梁家の柏木伊兵衛家ならびに柏木太郎右衛門家をとりまく状況である。

小普請方大工棟梁柏木家の祖が、東叡山寛永寺鐘撞人の柏木家であり、元禄十一年に御公儀の修理所、つまり幕府肝煎りに任命されたとする説を示すことができる。

とは限らない。

(6) 本稿では、国立公文書館内閣文庫所蔵の『柳當日次記』と国会図書館所蔵の『年録』を参考とした。

(7) 黒板勝美・国史大系編修会編『徳川実紀』（新訂増補国史大系第三八～四七巻）吉川弘文館 一九六四～一九六六年
黒板勝美・国史大系編修会編『続徳川実紀』（新訂増補国史大系第四八～五一巻）吉川弘文館 一九六六～一九六七年

(8) 石井良助校訂『徳川禁令考』 創文社 一九五九～一九六年

(9) 東京都神社本庁『御府内備考続編神社部』（『東京都神社史料』第一輯）一九六六年

(10) 国立歴史民俗博物館『棟札銘文集成 関東編』一九九七年

(11) 文化財保護委員会『戦災等による焼失文化財建造物（靈廟・東照宮）篇』便利堂 一九六五年

(12) 東京市（現在は東京都）刊『東京市史稿』（皇城篇・御墓地篇・変災篇・上水篇・救済篇・港湾篇・遊園篇・宗教篇・橋梁篇・市街篇・産業篇）一九一一年

(13) 小野清『史料徳川幕府の制度』 人物往来社 一九六八年

(14) 深井雅海・藤實久美子共編『江戸幕府役職武鑑編年集成』 東洋書林 一九九六～一九九八年

(15) 大賀妙子『江戸城多聞櫓旧蔵文庫について その整備斐高『遊人の抒情 柏木如亭』 岩波書店 一九〇〇年

(4) 「之後ニ病身ニ付隠居」とあつても隠居の理由が病氣である

注

(1) 西山松之助『家元と研究 西山松之助著作集一』 吉川弘文館 一九八二年 p.50

(2) 佐々木昌孝「江戸幕府小普請方大工棟梁家「柏木家」について」 日本建築学会学術講演梗概集 二〇〇五年

(3) 鈴木棠三・保田晴男編『近世庶民生活史料未刊日記集成 鈴木修理日記』全三巻 三一書房 一九九七～一九九八年

(4) 握斐高『遊人の抒情 柏木如亭』 岩波書店 一九〇〇年

(5) 「之後ニ病身ニ付隠居」とあつても隠居の理由が病氣である

理状況と若干の史料の考察』 〔『北の丸』 10号所載 一

九七八年

(16) 藤岡屋日記 〔『東京市史稿』 市街篇四八 p.353 所
載)

(17) 大川二雄「工匠・柏木賀一郎の経歴とその史的評
価について」 日本建築学会計画系論文集 四五九 一九九
四年

(18) 前掲 (3)

(19) 浦井祥子『近世史研究叢書六 江戸の時刻と時の
鐘』 岩田書院 1991年 p.34

第三章

江戸幕府職制における小普請方大工棟梁

第三章 江戸幕府職制における小普請方大工棟梁

第一節 小普請奉行

一ノ一 緒言

先の章で触れたように、国立公文書館旧多聞櫻文庫の中に「大工棟梁柏木播磨養子願書付」という記録がある。これは、柏木伊兵衛の系譜八代目の柏木播磨が新太郎という人物を養子に迎えることを願い出た時のものである。

柏木播磨が新太郎を養子としたのは慶應二年（一八六六）のことであり、養子となつた時点で二十歳であつた新太郎が数年の後に九代目・伊賀となつたと推察される。この書付日付は「七月」、裏に貼られた紙片に「丑八月廿九日」とある。柏木播磨は「丑五十歳」、新太郎は「丑三十歳」で、養子願は差出人「御作事奉行支配但次」、宛名は「御作事奉行」の「大久保肥前守 堀伊賀守」となつてゐる。つまり、従来の理解では、若年寄支配の小普請奉行が小普請方大工棟梁を統括していたと思われがちであるが、小普請奉行そのもののあり方が、実は江戸時代を通して一定ではない。

そこで本章では、柏木家が所属した小普請方の組織そのものを考察していく。そこで本節ではまず、小普請方大工棟梁を統括する立場にあつた小普請奉行の様態について見ていきたいと思う。

一ノ二 江戸幕府初期の造営組織

柏木家が所属していた小普請方とは、周知のとおり江戸幕府の役職の一であるが、柏木家をふくむ所属の大工棟梁たちを統括する立場があつたのが小普請奉行であつた。『国史大辞典』には次のように解説されている。

江戸幕府の役職。はじめは小普請奉行組頭（破損奉行總頭・小普請方頭）と呼ばれていた。創置は貞享二年（一六八五）九月である。元禄十四年（一七〇一）三月（または四月）小普請奉行と改称したが、正徳二年（一七一二）八月には廃止となり、職掌は作事奉行の兼帶となつた。その後、享保二年（一七一七）十二月再び設置され、文久二年（一八六二）六月再度の廃止となつた。作事奉行・普請奉行とともに下三奉行と総称された。定員は享保二年の再置以後一人（以前は一～四人）、役高二千石・從五位下諸大夫・中間詰・若年寄支配であった。職掌は元方（所用物品の購入を掌る）・払方（所用物品の受取配分を掌る）の二つに分かれ、本丸・西ノ丸・大奥・二ノ丸・三ノ丸・浜御殿・紅葉山東照宮・同御靈屋・上野寛永寺・芝増上寺・品川東海寺・池上本門寺、また伝奏屋敷・評定所以下所々の御役屋敷その他の普請・修復を司つた。

劇職で権威があつたという。配下に小普請方・同改役・同改役下役組頭・同改役下役・同吟味役・同吟味手伝役・同手代組頭・同手代・同伊賀者組頭・同伊賀者・同物書役・同掃除者組頭・同掃除者・定小屋吟味方・人足方上役・大工棟梁などの諸役があつた。ちなみに寛永九年（一六三二）七月、前田五左衛門定良・梶川四郎次郎忠助・西山太郎兵衛昌綱・飯田清左衛門在久の四人が小普請奉行（破損奉行）に補任されているが、この小普請奉行は、いわゆるここで主題としている小普請奉行ではなく、のちの小普請方（元禄十四年三月（または四月）に改称）に相当する。

この解説にあるとおり、貞享二年に正式に幕府職制に設置された小普請奉行であるが、小普請奉行組頭とその配下の小普請方奉行がシステムとして稼働をはじめるのは元禄二年（一六八九）以降のことである（注1）。この年、小普請奉行組頭が従来一人であつたところ増員をして二人とし、小普請奉行も元方二人を創置した。元禄十一年（一六九七）には小普請奉行組頭が一人増員されて三人となり、小普請奉行では小普請方定小屋に元方・払方の二課を設けている。

そして、このような社会背景があつて、柏木家を含む小普請方大工棟梁たちが元禄十一年・十二年に幕府肝煎に定められるに至つたのである。

なお、永井康雄氏が自身の論考（注2）でまとめられた近世の造営組織図でも紹介されているが、『校訂江戸時代制度の研究』（注3）

では小普請方大工棟梁がもともと「灰小屋年番」と呼ばれていたという解説がされている。管見の限り、この役職を幕府職制が組織化される中から見出すことはできなかつたが、その引用を掲載しておこう。

【松平太郎『校訂江戸時代制度の研究』第十七章「營繕土工の職制」第二節「小普請方」より

（前略）

別に所属の大工棟梁あり、初、灰小屋年番と称し、作事方より六七名交勤仕せしが、延宝の頃より定棟梁となる、享保十年七人あり、即ち村松淡路、柏木土佐、柏木周防、溝口備中、大谷出雲、依田伊予、小林淡路諸氏に加ふるに、更に清水豊吉氏を以てし、慶応元年の武鑑には都て八名、玄米及銀の配与は作事方大工棟梁に同じ、を収録す、別に桶棟梁鈴木、大鋸棟梁南川、石方棟梁三津木氏あり。（略）

一ノ三 小普請方定棟梁

それでは、小普請方大工棟梁を統括した小普請奉行が幕府に設置された貞享二年とは、小普請方大工棟梁家にとつてどのような時期であったのだろうか。

ここで注目したいのが、小普請方大工棟梁家のなかでも特に溝口

家の存在である。溝口家は、小普請方が組織化される過程で、他家に先んじて頭角を表した小普請方大工棟梁家であつたわけだが、『柳當日次記』を引くと、延宝八年七月四日の「小普請棟梁九兵衛」以降、貞享二年八月廿五日「棟梁溝口九兵衛」、貞享三年五月十九日「小普請方棟梁筑後」、貞享四年十二月十日「定棟梁溝口筑後」を確認できる。これにより、溝口九兵衛の名前と地位の推移が分かる。武鑑に類する資料では、延宝八年の『(紋尽・道具尽)』(注4)に「小普請定棟口(翌力)」の職名で「神田てんマ丁 溝口九兵衛、い奈者丁 柏木伊兵衛、せいくわんし前 小林惣兵衛」とあり、幕府職制における定棟梁を明確に確認できる早い例となつてている。

『鈴木修理日記』から小普請方の定棟梁にまつわる記録を抜粋してみると、いずれも「上野方」との明確な関連は認められないものの、「破損定棟梁」「破損方定棟梁」という呼称が散見される。これにより、小普請方が破損方と呼ばれていた頃より定棟梁の制度が存在した事を確認できる。特に、「上野方」として溝口九兵を確認できる延宝八年から翌九年にかけては、作事方内において、定棟梁の役扶持について議論された様子がうかがえ、破損方定棟梁から小普請方定棟梁への変遷過程に「上野方」の登場を位置づけることができるのである。

【抜粋】『鈴木修理日記』から抜粋した定棟梁の記録

- ・延宝二年（一六七四）三月廿三日 破損定棟梁之外、増棟梁申付 遣候ニ付
- ・延宝二年十二月十四日 破損手代・定棟梁三人

第一節 上野方

・延宝三年九月十六日 修理宅にて破損方定棟梁九兵衛呼寄、此度上野御法事之時、猪石ら被頼候大工之様子口書させ、

・延宝八年二月廿七日 内匠へ参、定棟梁之義相談
如何、返事無之旨

・延宝九年四月五日 「四月四日の覚・定棟梁の御扶持について」
定棟梁四人之内、佐助儀、

小普請奉行が幕府に設置されたのは貞享二年であり、小普請奉行組頭とその配下の小普請方奉行がシステムとして稼働をはじめるのは元禄二年（一六八九）以降のことであった。そして、このような社会背景があつて、柏木家を含む小普請方大工棟梁たちが元禄十一年・十二年に幕府肝煎に定められるに至った。

また、貞享二年という時期は、柏木家の『上棟一通』が作成された年であり、この貞享期こそが、小普請方大工棟梁各家が「定棟梁」としてその地位を確立し始めた重要な時期である。

延宝から元禄期は、近世造営組織の確立期後半に位置づけられ、

小普請方はこの時期に整えられていった（注5）。その過程において「上野方」と呼ばれた者共の存在が認められる事について、次項で検証したいと思う。

二ノ二 上野方について

「上野方」については、小普請方大工棟梁柏木家に伝わった造営儀式書『上棟并斬初次第』（以下、上棟斬初次第）（注6）の奥書きに次のように記されている。

【翻刻一・上棟斬初次第奥書き】・括弧書きは筆者の加筆

已上

辰「元禄元年」十月十六日

右之三品向後之定目ニ相究候由

此三段之品者上野紅葉山ニ而度々有之候

御上棟之格式ヲ大概右之上之格ニ宛テ中下ハ上ヲ減シ
相定者也

貞享二乙丑季秋日

柏木伊兵衛政等「壺印」

秘傳

右之趣貞享五戊辰七月

上ノ方江被入御披見之儀有之候ニ付貞享二之
季秋差出仕差上申候
〔以下省略〕

奥書きは、柏木伊兵衛が『上棟斬初次第』をまとめた理由が、貞享五年（一六八八）に「上ノ方（上野方）」に入るためであつたと伝える。『上棟斬初次第』が最初にしるされたのは貞享二年のことで、この年は小普請奉行（当初は小普請奉行組頭）が恒職として設置された年にあたり、幕府関連の大工棟梁家が具体的な目的のために造営儀式書をまとめた事例として重要な記録である。また、作事方大工頭鈴木家の記録『鈴木修理日記』（注7）を引くと、『上棟斬初次第』が書かれた頃の日記から、上野方に関する次の記事が認められる。

〔延宝八年（一六八〇）七月〕三日

「中略」明日御用候間、「鈴木修理」長常公并上野方御被官衆・御手
大工頭・小頭・「甲良」豊前・久三郎御城江罷出候様ニと、

〔延宝八年七月〕四日

一、午后刻、加賀守殿・能登守殿・備中守殿、御祐筆部屋江御出、
上野方ヘ口（越カ）候役人・余も一同罷出候処、「中略」溝口九兵衛義
も、此方へ被仰渡ハ無之候得共、御納戸ニ而銀子請取、何も同道、
御老中廻り、御作事奉行衆へも礼ニ參、申刻帰。

〔貞享二年（一六八五）二月〕二日

未刻、内匠殿御城帰御寄、上野方御用相達、御被官誓旨案文調、同刻、椎名伊予參、兩人共面談、今度上野嚴有院様御宝塔被仰付候由。

〔貞享二年五月〕廿九日

一、未刻、御老中御祐筆部屋江御出、今度上野方へ掛候衆中江御褒美被下。

延宝八年（一六八〇）七月四日の褒賞については、『柳營日次記』（注8）にも同日の記録があり、「上野御法事御用相勤三付」ということで「小普請棟梁（溝口）九兵衛」が銀三枚を領拝している。「上野御法事」とは同年五月八日に死去した徳川四代将軍家綱（嚴有院）の御法事であり、『鈴木修理日記』と『柳營日次記』の記録より、上方方が、東叡山寛永寺における嚴有院御法事の勤めを担つた者共を指していることが分かる。九兵衛のほか、甲良豊前に金五両、御被官大工三人に銀十枚ずつ、小普請方手代十人に銀三枚ずつ、といった具合に褒美が領拝されており、小普請棟梁と作事方大棟梁の名が揃つて見られ、延宝八年当時において、作事方と小普請方（破損方）という所属に關係なく、上方方に配属される者が選定されていたことがうかがい知れる。

貞享二年の記録は、嚴有院の御宝塔造立（注9）とその褒美に関するもので、宝塔造立の奉行を勤めた御使番の佐久間宇右衛門（信就）に金三枚と時服二づゝ、木原内匠に銀二十枚（いずれも老中より御祐筆部屋にて）、鶴飛驒に銀五枚（山城守より焼火之間にて）、鑄物師の椎名伊予（良寛）に金五拾両と米百俵（山城守より御納戸

後御廊下にて）が下賜されている。大工頭の木原内匠、また鶴飛驒と、いずれも作事方の名が見られる一方で、宝塔造立の奉行が若年寄支配御使番である点が注目される。

また、時代は下るが、天明八年（一七八八）八月十九日の「小普請方職人不法行為捨訴」（注10）に、当時の小普請方大工棟梁が從えた者のうち不法行為（材木盜売）をはたらいた諸職人の名が、出雲方（柏木出雲）、門作方（柏木門作）、小林方、溝口方、大谷方、依田方、村松方といつた形で列記されており、その中に「上ノ方」という職人方が含まれている。この記録より、天明期の江戸幕府小普請方大工棟梁七家（小林備前家・溝口内匠家・柏木出雲家・大谷長門家・柏木門作家・依田伯耆家・村松阿波家）が各々諸職人を従えていたことが分かると同時に、『上棟鋸初次第』に見る上野方と呼ばれる者共が、天明八年時点にも存在していたことが分かる。享保二年（一七一七）に行われた作事方と小普請方の場所分けの際に上野寛永寺が作事方の管轄となつた以後の記録であるにも関わらず、小普請方職人の中に上野方に属する者が居たという点が疑問として残るが、あるいは延宝期と同様、作事方と小普請方の所属に關係なく上野方が編成されていた可能性も考えられる。

二ノ三 定棟梁職の成立期

先述した『鈴木修理日記』延宝八年の記録は、上野方との関連が指摘出来る大工棟梁の記録として、現時点では初見と位置づけられ

る。溝口家は、小普請方が組織化される過程で、他家に先んじて頭角を表した小普請方大工棟梁家で、『柳營日次記』を引くと、延宝八年七月四日の「小普請棟梁九兵衛」以降、貞享二年八月廿五日「棟梁溝口九兵衛」、貞享三年五月十九日「小普請方棟梁筑後」、貞享四年十二月十日「定棟梁溝口筑後」を確認できる。これにより、溝口九兵衛の名前と地位の推移が分かる。武鑑に類する資料では、延宝八年の『(紋尽・道具尽)』に「小普請定棟□_(翌方)」の職名で「神田てんマ丁溝口九兵衛、い奈者丁柏木伊兵衛、せいくわんし前小林惣兵衛」とあり、幕府職制における定棟梁を明確に確認できる早い例となっている。

『鈴木修理日記』から小普請方の定棟梁にまつわる記録を抜粋してみると、いずれも「上野方」との明確な関連は認められないものの、「破損定棟梁」「破損方定棟梁」という呼称が散見される。これにより、小普請方が破損方と呼ばれていた頃より定棟梁の制度が存在した事を確認できる。特に、「上野方」として溝口九兵を確認できる延宝八年から翌九年にかけては、作事方内において、定棟梁の役扶持について議論された様子がうかがえ、破損方定棟梁から小普請方定棟梁への変遷過程に「上野方」の登場を位置づけることができる。

【『鈴木修理日記』から抜粋した定棟梁の記録】

- ・延宝二年（一六七四）三月廿三日 破損定棟梁之外、増棟梁申付 遣候ニ付

- ・延宝二年十二月十四日 破損手代・定棟梁三人

・延宝三年九月十六日 修理宅にて破損方定棟梁九兵衛呼寄、此度上野御法事之時、猪石ら被頼候大工之様子口書させ、

・延宝八年二月廿七日 内匠へ参、定棟梁之義相談
・延宝八年十月十八日 御作事奉行衆へ逢候得バ、先日定棟梁之儀如何、返事無之旨

・延宝九年四月五日 「四月四日の覚・定棟梁の御扶持について」定棟梁四人之内、佐助儀、

二ノ四 小結

以上、まず重要なのが、柏木伊兵衛が記した造営儀式書『上棟并鋸初次第』が最初に記されたのが、小普請奉行の設置された貞享二年である点である。そして、その成立の理由は「上野方」への参入を目的としたものであった。「上野方」が記録に認められるのは、四代將軍家綱の靈廟を東叡山に造営した延宝八年と同時代のことである。これは、小普請方定棟梁の成立過程と一致する。延宝八年の小普請棟梁溝口九兵衛と「上野方」に関連が認められることから、柏木家の『上棟鋸初次第』が伝える「上ノ方」もまた東叡山寛永寺に関連する可能性が指摘できる。

第三節 小普請方諸大工棟梁

三ノ一 緒言

江戸幕府における造営組織に関しては、これまで何度もふれてきたとおり、いまだ不明なことが少くない。例えば、『上棟一通』の奥書にみられた「上野方」もそうである。また、作事方にに関する研究が豊富な一方で、小普請方に関する研究は特に未発展の部分が少なくない。作事方大棟梁ならびに小普請方大工棟梁たちは、それぞれの配下に数十名におよぶ大工棟梁を従えていたが、作事方はその

数十名の大工棟梁の名が知られる資料が散見されるのに対し、小普請方にはその類の情報を得られる資料は極めて少ない。そのような状況にあるので、多聞櫻文庫の『御規式役割』が確認できたことは、小普請方の組織を知る上で大きな意味を持つ。

作事方が従えた大工棟梁は、寛永九年（一六三二）の作事方設置後に整えられた組織で五十人棟梁とも呼ばれた（注1-1）。片岡家文書では、片山三七郎支配棟梁として四七・五七名が記されている（注1-2）。また、江戸時代に年次公刊された武鑑を引いてみると、安政三年（一八六五）の出雲寺萬次郎版以降、御作事方大棟梁につづき「同御大工棟梁」として四十五名ほどの棟梁名とその居住地が掲載されるようになる。

一方、小普請方は、小普請方大工棟梁が従える諸棟梁が武鑑に掲載されたことは幕末にいたるまで一度もなかつた。「文公御筆類」に記された天明八年（一七八八）八月十九日の「小普請方職人不法行為

捨訴」（以下、不法行為捨訴）に、当時の小普請方大工棟梁～名が從えた者のうち不法行為（材木盜賣）をはたらいた職人名が出雲方（柏木出雲）、門作方（柏木門作）、小林方、溝口方、大谷方、依田方、村松方といった形で列記される例があるが、残念なことに、この記録にある「職人」は、小普請方の「大工方下拵大工」であり、各々の小普請方大工棟梁が従えた諸棟梁より下の立場にある下拵え請負人たちである。ただし、このような記録であつても、小普請方に関する諸職人の名がまとまって記される記録は極めて稀である。

【翻刻・天明八年八月十九日表辻番所前え落置候書付写】

〔括弧書き註記は筆者の加筆。〕

小普請方　〔省略…立石利右衛門 以下二十一名の名が載る〕
屋根方棟梁　鈴木市兵衛

大工方下拵大工割頭

小林方　〔省略…小平太 以下七名の名が載る〕
溝口方　〔省略…左十 以下四名の名が載る〕

出雲方　〔省略…與兵衛 以下六名の名が載る〕

上ノ「上野」方　〔省略…弥兵衛 以下三名の名が載る〕

大谷方　〔省略…賀兵衛 以下五名の名が載る〕

門作方　〔省略…重介 以下四名の名が載る〕

依田方　〔省略…喜三郎 以下二名の名が載る〕

村松方　〔省略…久藏 以下七名の名が載る〕

〔以下、省略〕

棟鉄納における儀式次第をうかがい知ることが出来る。

以下、『御規式役割』の一部写真(図7・8)と全文の翻刻を記す。

この不法行為捨訴からは、作事方の五十人棟梁にあたる小普請方諸棟梁たちのことは分からぬのだが、天明期の江戸幕府小普請方請負職人の中に、小林備前家、溝口内匠家、柏木出雲家、大谷長門家、柏木門作家、依田伯耆家、村松阿波家の七家が各々、苗字を持たない諸職人を従えていたことが知られる。また、『上棟一通』の奥書に見られる「上野方」と呼ばれる大工方が、天明八年(1788)時点にも存在していたことが確認できる。

【翻刻・御規式役割】

・国立公文書館所蔵(多聞櫻文書)。請求番号(多028038)。作成記は無し。一通(断簡史料)。写本(原本)(注13)。縦15×横12〇センチ。縦書きを横書きに改め、仮名・漢字とも原文に従い翻刻。括弧書き註記、読点は筆者の加筆。□は不明文字。

御規式役割

- | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------|-----------------------|----------------|----------------------|------------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------------|--------------|---------------|---------------------|-----------------|
| 一、御儀式始申上 大紋 柏木伊賀 | 一、露拂引幕 素袍 小川忠兵衛 | 一、同【露拂引幕】 同【素袍】 多田長兵衛 | 一、金幣持 布衣 大崎直兵衛 | 一、同【金幣持】 同【布衣】 山浦□□郎 | 一、玉女檀守護役 大紋 柏木播磨 | 一、土器直 素袍 高橋万次 | 一、洗米持 同【素袍】 山本庄□郎 | 一、銚子 同【素袍】 石井勘右衛門 | 一、加【加之】 同【素袍】 山野金三郎 | 一、奉幣 大紋 清水肥後 | 一、座具敷 素袍 義崎銀平 | 一、打盤持 【装束の記述無】 横山□松 | 一、御棟棚槌役 布衣 吉永升藏 |
|------------------|-----------------|-----------------------|----------------|----------------------|------------------|---------------|-------------------|-------------------|---------------------|--------------|---------------|---------------------|-----------------|
- 三ノ二 多聞櫻文書の『御規式役割』について
- 先に紹介した不法行為捨訴が、苗字を持たない諸職人の名を列記した記録であったのに対し、多聞櫻文書の『御規式役割』には、すべて苗字を持つ者たちが記されている。
- その内容をみると「玉女檀」、「洗米」、「土器」、「銚子」、「加【加之】・加役のことと思われる」の文言がみられ、「四方固槌役」、「大工道具出」と「小工道具出」、「大工鉄直」と「小工鉄直」の役が見られるので、ここに記された儀式が「上棟鉄納」であり、その役者について書かれたのがこの『御規式役割』であると推測できる。
- 本資料は儀式の「次第」ではなく「役割」のため、列記された者たちの席次や行列の次第までは分からぬが、それぞれの役割が、冒頭の「御儀式始申上」から「御儀式相於跡申上」にい至るまで、上棟鉄納の儀式の進行に則して並べられている。ゆえに、当時の上

一、同「御棟棚槌役」 同「布衣」 羽仁□右衛門	一、加 同「素袍」 氏井豊藏
一、同「御棟棚槌役」 同「布衣」 堤 □五郎	一、道具箱持 同「素袍」 大澤福三郎
一、土器直 素袍 水谷市蔵	一、同「道具箱持」 同「素袍」 吉澤之次郎
一、洗米持 同「素袍」 □崎源七	一、同「道具箱持」 同「素袍」 早川富太郎
一、鉤子 同「素袍」 □戸七蔵	一、同「道具箱持」 同「素袍」 豊田五助
一、加「加之」 素袍 柚植清八	一、同「道具箱持」 同「素袍」 豊田金五郎
一、土器直 同「素袍」 松田毘兵衛	一、大工道具出 布衣 大島貞助
一、洗米持 同「素袍」 谷本□松	一、大工 大紋 村松伊勢
一、鉤子 同「素袍」 太田小兵衛	一、小工 同「大紋」 柏木若狭
一、加「加之」 同「素袍」 □木左次郎	一、大工曲尺直 布衣 金子清次郎
一、土器直 同「素袍」 村田清七	一、小工曲尺直 同「布衣」 村越毘平次
一、洗米持 同「素袍」 増田善兵衛	一、糸引 素袍 金井信之助
一、鉤子 同「素袍」 井上万蔵	一、大工鋸直 布衣 金子清次郎
一、加「加之」 人同「素袍」 □藤□蔵	一、小工鋸直 同「布衣」 村越毘平次
一、鉤口掛 同「素袍」 堀藤兵衛	一、鋸 大紋 柏木播磨
一、四方固槌役 布衣 石井房次郎	一、同「鋸」 同「大紋」 清水肥後
一、同「四方固槌役」 同「布衣」 山野甚右衛門	一、土器直 素袍 日下清蔵
一、同「四方固槌役」 同「布衣」 中川仁兵衛	一、土器持 同「素袍」 岡野和吉
一、同「四方固槌役」 同「布衣」 日下三右衛門	一、洗米供 大紋 柏木若狭
一、洗米持 素袍 尾崎庄八	一、洗米持 素袍 武藤長平
一、同「洗米持」 同「素袍」 石井繁次郎	一、土器直 同「素袍」 羽仁正之助
一、鉤子 同「素袍」 中川政吉	一、土器持 同「素袍」 飯島兵助
一、加 同「素袍」 小林金太郎	一、神酒供 大紋 柏木播磨

一、出席	諸棟梁	一、御儀式相於跡申上	大紋	一、加「加之」	同「素袍」	一、錫子	素袍
以上						福田豊次郎	三浦嘉七
						柏木伊賀	

図7 御規式役割（冒頭箇所）

図8 御規式役割（末尾箇所）

一 系列	小曲尺量金井律之物
一 大工折量	金井律中音
一小工折量	材量金井律
一 折	柏木竹夏
一 同	日清化後
一 土筭直	志田下清威
一 土筭拈	日圓野和尚
一 泥茶供	疫柏木香枝
一 洗茶供	志延長平
一 土筭坐	日羽仁三玄物
一 土筭接	疫拔島多仰
一 神消供	疫指本移原
一 被子	疫御園量算
一 加	日三浦嘉七
一 尘席	大根本移賀
一 内製茶和味和味	諸據張
从上	

三ノ三 『御規式役割』の作成年代について

『御規式役割』には、それぞれの役を演ずる者の装束が付記されており、「大紋」の装束をまとった人物は、いずれも國名を受領している。

る者たちである。大紋の他は「布衣」と「素袍」をまとう者がおり、中には複数の役を演じる者もみられる。この受領名を持つ者たちは、その苗字・國名より、小普請方大工棟梁であると推測できる。その受領棟梁たちの役割と装束を抜き出すと次のようになる。

御儀式始申上	大紋	柏木伊賀
玉女檀守護役	大紋	柏木播磨
奉幣	大紋	清水肥後
大工	大紋	村松伊勢
小工	大紋	柏木若狭
鋸	大紋	柏木播磨
同【鋸】	同【大紋】	清水肥後
洗米供	大紋	柏木若狭
神酒供	大紋	柏木播磨
御儀式相於跡申上	大紋	柏木伊賀

注目されるのは、「清水肥後」と「柏木若狭」の二名である。清水

肥後については、大工棟梁が元禄十二年（一六九九）に建築関係十

三ノ四 小結

二職の肝煎に任命された際の記録に清水姓の大工棟梁が含まれていないことから、後発の小普請方大工棟梁家と考えられる（注14）。延宝から慶応にいたるまでの武鑑を通観してみると、天保十四年（一八四三）の『(天保武鑑)』須原屋茂兵衛版が、前年まで七名であった小普請方大工棟梁に、清水某を加えた八名を掲載している（注15）。また、天保十四年武鑑をさかのぼる記録に、天保十年（一八三

九）の記事があり（注16）、それによると、江戸城西丸御殿普請落成につき小普請方大工棟梁等に行賞を行つた際、柏木大隅の他、村松近江、溝口若狭、大谷出雲、村松伊勢の小普請方大工棟梁五名が「銀式拾枚ずつ」を拝領するのに加えて、同じく小普請方大工棟梁の清水藤右衛門が「銀五枚」を拝領している。柏木若狭は、延宝から慶応にいたるまでの武鑑、ならびに柳営日次記（注17）を通觀しても、若狭の國名を受領した柏木姓小普請方大工棟梁を見出すことはできないのだが、幕末から明治にかけて活躍した元小普請方大工棟梁・柏木貨一郎（注18）が若狭を名乗った人物として知られている。

以上のこと考慮すると、清水肥後と柏木若狭の両名が記された『御規式役割』の作成年代は、肥後の記載より天保期以降と推測でき、さらに、柏木貨一郎が先代の跡職に就き若狭の國名を受領したのが慶応四年（明治元年・一八六八）であるので、それ以降と推断される。

以上の考察により、『御規式役割』の作成された時期が、柏木貨一郎が先代の跡職に就いた慶応四年以降であること、小普請方大工棟梁の従えた諸棟梁延べ六〇余名を知ることのできる重要な記録であることを明らかとした。そして、幕末の事ではあるが、作事方が従えた大工棟梁たち、作事方設置後に整えられたいわゆる「五十人棟

梁」と呼ばれた組織が、小普請方大工棟梁の配下においても確かに存在したことを明らかとした。

【翻刻・上棟役儀之次第】

・読点は筆者の加筆。

第四節 建築儀式と大工棟梁の装束

上棟役儀之次第

四ノ一 緒言

作事方大棟梁に対し資料数に乏しい小普請方大工棟梁に関する資料の紹介を兼ねて、『上棟一通』に記されている建築儀式の装束に関する内容と『御規式役割』から知られる大工棟梁達の装束を比較して検討を加えたいと思う。また、『御規式役割』に記された内容の説解を通して、本資料が作成されたおよその年代を特定し、その上で、小普請方大工棟梁が従えた諸棟梁の存在について論じたいと思う。なお、本稿では、資料名を示す場合ならびに資料の記述を引用する場合には「規式」の字を使い、論を述べる上で一般名称を示す場合には「儀式」の字を使うこととする。

- 一、棟梁 其日ノ主也、振奉之役ヲ勤
四位五位之束帶、或衣冠大紋、或布衣
- 二、斬初役 棟梁三續タル役也、但斬初除時ハ無役人
棟之中樋ニ當ル、棟梁之装束ヨリ一階劣ル、若ハ
棟梁幣ヲ勤終テ此儀ヲ勤ル事モ有ヘシ
- 三、棟中樋役 斬初之役ト装束同前
- 四、玉女役 棟中之樋役ト装束同前
- 五、小工 布衣、或素袍、但棟梁同輩之者此儀ヲ
勤ル時ハ棟梁ト装束同前
- 六、棟樋役 左ヲ上トス、布衣、或素袍
- 七、四方堅樋役 前ヲ上トス、布衣、或素袍
- 八、聲掛け役 布衣、或素袍

四ノ二 小普請方大工棟梁と諸棟梁の装束について

『御規式役割』の年代が推測できたところで、『上棟一通』に収録された装束に関する記述と『御規式役割』を比較してみる。

『上棟一通』では、「上棟役儀之次第」の項目で上棟斬初における役人とそれとの装束について、次のように記されている。

甲良家の『工匠式』では、この後に「右外之諸役次第不同也、裝束各素袍」の一文が書き添えられるが、『上棟一通』にその一文は無い。両資料では、いずれも「大紋」(四位五位の束帶あるいは衣冠大紋あるいは布衣)の装束を身にまとえるのは「棟梁」とされ、「斬初役」・「棟中樋役」・「玉女役」がそれより一階劣る装束となっている。

次に、慶応四年頃の様子を記した『御規式役割』では、「小工」と

「洗米供」の役者である柏木若狭、「神酒供」の柏木播磨がいずれも「大紋」の装束となつてゐる。また、「奉幣」の清水肥後も「大紋」となつてゐるが、この役は『上棟一通』にはみられない。『御規式役割』で主役を演じる柏木伊賀と柏木播磨の両名は、それぞれ「御儀式始申上」と「御儀式相於跡申上」、「玉女檀守護役」が大紋に当たる役なので、二役以上を演じる際にも装束が大紋のままであると推測できる。清水肥後は、「奉幣」役の詳細が不明だが、棟梁として振幣役を担う柏木伊賀に幣を渡す後取の役なのであらうか（注14）、棟梁と同様に大紋となつてゐる。最も疑問なのが柏木若狭で、「小工」と「洗米供」いずれも大紋に値しない役に思えるが、何か格段の事情があつたものなのか、あるいは貞享期と慶応期における儀式のあり方に変化があつたことが理由なのか、定かではない。

いくつかの疑問点は残されるが、『上棟一通』ならびに『工匠式』の記録からは、多聞櫻文書の『御規式役割』に記された受領名を持たない人物たちは、『工匠式』のいうところの「右外之諸役次第不同也、装束各素袍」と記される役人たちであり、造営に関わる諸大工棟梁たちであると判断してよいであろう。

ところで、『御規式役割』を収蔵している多聞櫻文庫では、江戸城西丸御普請に関する書付類が数点確認できるが、この中の1点に『西丸御普請御上棟御斬納之節諸棟梁共之儀申上候書付』（以下、西丸普請上棟斬納）がある。

【翻刻・西丸御普請御上棟御斬納之節諸棟梁共之儀申上候書付】

.. 国立公文書館所蔵（多聞櫻文書）。請求番号（多030257）。元治元

年七月。一通（断簡史料）。写本（原本）。縦一六・二×横三五・三センチ。縦書きを横書きに改め、仮名・漢字とも原文に従い翻刻。読点は筆者の加筆。□は不明文字。

西丸御普請御上棟御斬納之節御規式相勤候
諸棟梁先格之通、國名之者大紋、其外

布衣素袍着用仕候間相□候、諸棟梁共も
同様、先格之通り着用為仕候、依之申上候、以上

但、嘉永度西丸御表表向御上棟之節、惣御奉行初メ
掛役人長袴着用、諸棟梁國名之者大紋、

其外布衣素袍着用仕候

子 七月

この『西丸普請上棟斬納』は、『御規式役割』とほぼ同時期にあたる元治元年（一八六四）の記録であり、この記述より「國名之者」が大紋を着用するのは「先格之通」のことで、また、布衣素袍を着用するのがその他の「諸棟梁」であることもまた「先格之通」と認識されていたことが分かる。このような「先格之通」という認識は、慶応四年頃にも当てはめることができるとと思われる。ゆえに、多聞櫻文書の『御規式役割』は、上棟斬納における大工棟梁以下、小普請方配下の諸大工棟梁の役割について書かれたもので、本資料『御規式役割』が小普請方大工棟梁の名を含めた延べ60余名の小普請方大工棟梁配下の組織をうがい知ることのできる、現時点では数少ない貴重な記録であるといえるのである。

四ノ三 小結

以上の検討結果によつて、小普請方大工棟梁柏木家に伝わつた『上棟一通』の内容が、江戸時代の造営儀式を論じる上で、甲良家の『工匠式』ならびに「上棟三段品」と同等のものであり、甲良家資料と同様に引用できる重要な資料となり得ることを明らかとした。また、造営儀式における大工棟梁以下諸棟梁の装束のあり方については、作事方ならびに小普請方の組織が整えられた初期段階の貞享期と幕末の慶応期の造営儀式とで、多くの共通点を維持しながらも、若干の相違が認められる、ないしは許される状況があつたことを、あわせて明らかとすることが出来た。

第五節 大工棟梁の受領名・官途名

五ノ一 緒言

江戸時代の官職には、通称として使われる官職名と、正式の基本官職名の二通りがある。前者は大和守や右京亮などで、後者は侍従・少将・中将・参議・中納言・大納言である（注19）。作事方大工棟梁や小普請方大工棟梁たちが名乗つた甲良豊後や平内大隅、柏木土佐といった受領名（国名）は通称に当たり、幕府からその名乗りを許

されたものである。大名・旗本等の武家官位叙任は將軍が実質の叙任権者であったが、幕府に關係のある諸職人・楽人・神職は、幕府が叙任の手続きを取らず管轄が違つていたので不明な面がある。武家官位については、慶長二十年（一六一五）に江戸幕府が公布した「禁中並公家諸法度」によつて、武家官位を員外官とすることで公家官位と切り離した。同年に発布された「武家諸法度」と異なり「禁中並公家諸法度」は江戸時代を通じて一切改訂されなかつた。「禁中並公家諸法度」第七条を引くと、「公家とは切り離され個別に存在した武家の官位叙任の手続きは、まず武家の官位は必ず幕府に願い出、幕府から朝廷に一括して叙任を申請し、朝廷から幕府に渡された位記、口宣案が願い出た武家（大名）に幕府から渡された（注20）。本稿で扱う作事方大工棟梁や小普請方大工棟梁は、武鑑にその名が掲載される幕府役職者であり、役扶持を支給された大工棟梁であるが、大工棟梁の官位については、公家官位と切り離された武家官位の叙任とはさらに異なり、各管轄において手続きが行わっていた。そのため、大棟梁・大工棟梁の通称官職名（受領名）の詳細はそれほど先行研究が豊富でない。その理由のひとつは、職人官位については個別の事例を各々分析する事となり、その結果が江戸時代の全容を必ずしも示すとは限らない事が挙げられる。本稿では、日本前近代における身分秩序の再構築という観点から、官位叙任制度の基礎的事実の確定作業の一つとして、江戸幕府の大棟梁職・大工棟梁職にあつた者達を例に、作事方ならびに小普請方の受領制度を検証する。

五ノ二 大工棟梁にとつての國名とは

島盈株

大工を含む職人受領の初見は、文明十三年（一四八二）十一月十四日に大工越後の先祖が加賀守を受領した口宣案である（注17）。江戸時代において、単なる町方の大工たちは基本的に、国名どころか苗字すら与えられていなかった。それが、作事方大工棟梁、小普請方大工棟梁支配の諸棟梁になると苗字が与えられるようになる。そのような時代にあつて、作事方大工棟梁、小普請方大工棟梁たちが国名名乗りを許される事にはどのような意味があつたのであろうか。

江戸幕府職制に作事方ならびに小普請方がそれぞれ設置された当初より、大工頭や大工棟梁等の受領名は認められる。作事方大工頭であれば元和五年（一六一九）の鈴木近江守長次が挙げられる。作事方大工棟梁であれば、早い例として慶長元年（一五六九）の甲良豊後守宗廣、正保二年（一六四五）没の平内大隅正信が挙げられる。小普請方大工棟梁であれば、元禄元年（一六七八）の溝口筑後、元禄十年（一六九七）の柏木周防、同十年の村松石見が早い例である（注18）。

【作事方大工棟梁甲良家略系図】（注21）

初代・甲良豊後守宗廣／二代・甲良左衛門尉宗次／三代・甲良豊前宗賀／四代・甲良左衛門相員（志摩・豊前・宗員）／五代・甲良若狭棟利／六代・甲良匠五郎棟保／七代・甲良小左衛門棟政／八代・甲良筑前棟村（豊前）／九代・甲良吉太郎棟彊／十代・甲良筑前棟全（若狭）／十一代・甲良匠造（若狭・志摩・棟隆）／十二代・大

【作事方大工棟梁平内家略系図】（注22）

初代・平内大隅正信／二代・平内大隅応勝／三代・平内大隅政治／四代・平内七郎左エ門信直／五代・平内備中政長／六代・平内長門政敷／七代・平内大次郎／八代・平内大隅政休（初但馬）／九代・平内大隅政孝／十代・平内大隅廷臣（初長門）

【小普請方大工棟梁柏木家略系図】（柏木伊兵衛系譜）（注23）

初代・柏木土佐（柏木伊兵衛尉源政等・柏木土佐源政等）／二代・柏木日向／三代・柏木杣（柏木日向源政満）／四代・柏木門作（柏木如亭）／五代・柏木但馬／六代・柏木日向／七代・柏木大隅（柏木大隅源茂樹）／八代・柏木長十郎

右は、作事方大工棟梁甲良家と平内家、小普請方大工棟梁の二家柏木家のうち柏木伊兵衛家の略系図である。これを見ると、まず複数の国名を持った棟梁が居たことが分かる。また、三代・柏木杣の例は、日向を拝命した後に「杣」という「木工守」に準ずる名を持つ例が稀であることが指摘できる。初代・甲良豊後守宗廣、二代・甲良左衛門尉宗次、初代・柏木伊兵衛尉源政等の例は、「守」「尉」の下司を付した受領名・官途名である点が興味深い。

このような受領名を許された棟梁たちが、それにより「ある格」を得たであろう事は容易に想像できるが、具体的には、どのような事が受領名により可能となつたのであろうか。この点を検討する資料に、江戸幕府旧蔵文書の『柏木長十郎國名之儀取調候処』（注24）

がある。

柏木長十郎國名之儀取調候処
同人家代々連綿國名相唱
既ニ跡職より二年め國名申渡候

例も有之當長十郎跡職より

四ヶ年めニ相成候処此度格別之御用柄

出精相勤殊ニ近々御上棟御斬納

御規式も有之候付右以前國名

申渡度旨願之趣無余儀相聞候間

本文之通取調候事

右は小普請方大工棟梁柏木家にまつわる記録だが、これによると、
柏木長十郎が國名受領に値する理由として、先代の跡を継いですで
に「四年」が経つことを挙げている。「跡職二年」で國名を申し渡し
た前例があつたようで、また、長十郎が「近々御上棟御斬納御規式
も有」ことから、是非とも國名を申し渡したい、という内容になっ
ており、この記録からは、「國名がなければ造営儀式に少なからず差
し支える」という文脈を読みとくことができる。

造営儀式に關する大工棟梁家伝來の資料は、甲良家に伝わる貞享
二年（一六八五）の『工匠式』（注25）がよく知られているが、『工
匠式』では、棟梁の地位にあるものが、造営儀式の主役を演じ、そ
の棟梁のみが最も格式の高い「四位五位の束帶」あるいは「衣冠大
紋」あるいは「布衣」を着ることが出来るとされている。また、幕

府旧藏文書の『西丸御普請御上棟御斬納之節諸棟梁共之儀申上候書
付』（注26）を引くと、元治元年（一八六四）時点において、「國
名之者」が大紋を着用するのは「先格之通」のことであり、また、
その他の「諸棟梁」が布衣あるいは素袍を着用することもまた「先
格之通」であると認識されていたことが記されている。

つまり、『柏木長十郎國名之儀取調候処』、『工匠式』、『西丸御普請
御上棟御斬納之節諸棟梁共之儀申上候書付』から、棟梁が受領名を
持つ事で、上棟式など造営儀式において主役を演じる事が可能とな
った様子をうかがい知ることができる。

また、江戸初期に小普請方大工棟梁家が台頭してきた頃には、次
のような事例もみられる。

〔元禄十年七月〕十日戌子 雨天

（中略）

一、村松忠兵衛參、昨日、護国寺上棟相済、銀子拝領、名改候而石
見と申候由、柏木太郎右衛門參候、昨日、護持院上棟相済、銀子拾
枚拝領、名改候而周防と申候由申来。（以下省略）（注27）

これは、その後元禄十二年に幕府肝煎に任命されることとなる小
普請方大工棟梁の村松石見と柏木周防に關する記録である。両名は、
村松忠兵衛が護国寺觀音堂、柏木太郎右衛門が同寺大日堂を担当し、そ
の造営の功とあわせて、それぞれ石見と周防の國名に名を改めて
いる。柏木長十郎の例にあるように、大きな造営に關連し、造営儀
式を執り行う前に國名が許され、また、元禄の護国寺上棟の例にあ

るよう、普請後に褒美と共に受領されるケースの両方があつた。

いずれもそれは、大工棟梁が大名との付き合いから国名を受領するといったものではなく、あくまでも、幕府が許可を与えたものが正式なものという認識である。

五ノ三 国名受領の手続きについて

江戸時代における諸職人の受領呼名や官名は明和度以来、幕府より度々規制された。

〔慶応三年〕正月廿七日

町觸申渡

諸職人受領呼名之儀ニ付、明和度以来御觸も有之候處、近來猥ニ相成、自分方國名官名相名乗り、又は紛しく呼名等致し候者も有之趣き相聞、右は不相成事ニ候。此後國名等相名乗り度者ハ、兼而觸面之通り願出、夫々差圖可請候。(省略) (注28)

慶応三年町触以前にもこの種の全国触ならびに町触はしばしば出されている。明和三年(一七六六)十一月の全国触などを例に引く

五ノ四 国名と官途名の違いについて

と、受領名・官名は、①当人が口宣案を発給された勅許受領、②継目受領を欠いた先代の勅許の私的世襲、③下司の無い国名官名のみの「呼名」、④自分名乗りの私称、⑤公家・門跡からの受領、以上五つに分類することができ、幕府の規制は基本的に①の勅許受領の継

目受領を確立しようとするものであった(注29)。

大工棟梁の受領も本来は、先に資料紹介した『柏木長十郎國名之儀取調候処』にあるように、管轄する奉行等からの取り調べを受け手続を経て、江戸幕府が許可を与えるのが正式な国名の名乗り方である。規制対象となつたのは「自分より國名官名相名乗」る者たちであるが、自らとはいっても、そこは自分勝手に今日から国名を名乗るというわけには無論いかない。今日の大手建設会社の祖として知られる、清水喜助を例に挙げると、弘化三年(一八四六)に高田八幡宮、通称穴八幡隨身門の再建を請け負つた清水喜助は、竣工に近づいた頃、その功績によつて神祇伯白川家から日向の国名を拝命する。喜助は、さらに河内の国名も受領し、さらに嘉永四年(一八五二)年には上野寛永寺門跡の輪王寺宮から出雲の国名を拝命し、この時に素袍を着用する事を許される(注30)。「素袍」という装束から推測される地位は、小普請方大工棟梁や作事方大棟梁における受領棟梁と比べると、必ずしも高いものとはなつていない。清水喜助のように、立て続けに三つの国名を拝命するという例は、江戸幕府の正式な手続きを経る受領ではなかなか見られない事である。

江戸中期の小普請方大工棟梁であつた柏木日向について、江戸幕府旧蔵文書の『柏木長十郎由緒書抜』から次の事が判明する。日向が最初に幕府から受領した名は「日向」つまり国名であるが、その

後「**杔**」という別の名を許されている。国名を狭義の受領名と呼ぶならば、「**杔**」は官途名に当たり「木工頭（もぐのかみ）」を意味する。同じ小普請方大工棟梁溝口家においても、溝口内匠（内匠頭の意味）を授かつた例が認められるが（注31）、日向の例では、「元文二年國名日向、後^杔」というように、国名日向を拝命後に杔の名を与えた事が強調されている。実際に、小普請方大工棟梁ならびに作事方大工棟梁に例を求めて、官途名を名乗っている者は数名しか確認できない。この官途名乗りを許されることで、どれほどの格を得られたのか詳細は不明であるが、官途名は国名よりよりさらには栄誉なものだつたのではないだろうか。おそらくは、それにふさわしい功績を残したことで、幕府から官途名を許されるに至つたものと推測できる。

五ノ五 小結

作事方大工棟梁甲良家に造営儀式の要領を収録した『工匠式』が伝えられたのと同じように、小普請方大工棟梁柏木家にもまた、甲良家に負けるとも劣らない『上棟一通』という造営儀式に関する家伝書が伝えられた。両資料には、「上棟役儀之次第」として全く同じ次のような記述がある。

- 一、棟梁 其日ノ主也、振奉之役ヲ勤
- 四位五位之束帶、或衣冠大紋、或布衣

二、斬初役 棟梁ニ續タル役也、但斬初除時ハ無役人
棟之中樋ニ當ル、棟梁之裝束ヨリ一階劣ル、若ハ
棟梁幣ヲ勤終テ此儀ヲ勤ル事モ有ヘシ
三、棟中樋役 斬初之役ト裝束同前
四、玉女役 棟中之樋役ト裝束同前
(以下省略)

甲良家も柏木家も、家伝として最初にまとめられたのは、木割書でなく、『工匠式』や『上棟并斬初次第』のような造営儀式書であった。幕府直轄の造営を指揮する甲良・柏木両大工棟梁家にとって、また平内や溝口といった他家も含めた大工棟梁家にとって、造営儀式において最も格の高い装束を身にまとい主役を演じることは、大変重要な意味を持つていた。場合によつては、大紋のさら上をゆく「四位五位之束帶」を大工棟梁が身にまとうことがあつたというのであるから、その栄誉は相当なものである。

ここでは、小普請方大工棟梁ならびに作事方大工棟梁の国名が、大名や神祇伯から与えられたものではなく、幕府から正式に受領されたものであることを、重要な結論として指摘した。また、「**杔**」や「内匠」といった官途名を持つ大工棟梁が、詳細は不明なもの、官途名が国名を上回る栄誉として与えられたのではないかという点を指摘した。官途名を許されるに至る経緯や求められる条件を明らかにすることは出来なかつたが、その点を今後の研究課題とし、稿を改める機会を設けて論じたいと思う。

また、小普請方大工棟梁の受領は、『柏木長十郎國名之儀取調候處』

にあるように、管轄する奉行等からの取り調べを受ける手続きを経て、江戸幕府が許可を与えるのが正式な国名の名乗り方であった。

第六節 大工棟梁の地位

六ノ一 大工棟梁の役料

元禄二年拾人扶持被下

右はすでに触れた『柏木長十郎由緒書抜』にある柏木土佐に関する一文である。これに記されているように柏木土佐（伊兵衛）が、幕府役職の大工棟梁として一人前と認められた証といえる拾人扶持の役料となつたのが元禄二年のことである。一方、『鈴木修理日記』によると、溝口家は厳有院御代の貞享二年（一六八五）に三人扶持から十人扶持に増料となり、これにともなつて、他の破損方定棟梁たちが正式に小普請奉行（後の小普請方）支配になつた。

ちなみに、江戸幕府では男一人一日の食料を玄米五合と見積もりこれを一人扶持といった。扶持米は毎月給付され、十人扶持だと年間でおよそ十八石となる。『鈴木修理日記』によると柏木伊兵衛は御役料「百俵」の時期があつたが、一俵を米三斗五升入りとする百俵は三十五石に該当する。つまり、柏木家の御役料は拾人扶持から百俵まで、およそ倍の隔たりを以て変動したことがわかる。先に紹介した、平井聖氏所蔵の儀式絵巻『辰年御上棟之図』ならびに『辰年御規式之図』二巻は、貞享二年に描かれたものであり、その当時

表7 柏木伊兵衛の系譜における拝領地と役料

代	実名〔諱〕	通称	國名・官途名	拝領地*	役料**
初代	政等〔正等〕	伊兵衛	土佐	三河町* 麴町一丁目* 京橋三丁目	高百俵 三人扶持 十人扶持 百石
2代			日向	京橋三丁目 久松町 村松町	百石 百石 十人扶持
3代	政満	文十郎	日向・壱	本郷金助町 下谷御徒町丁	十人扶持 百俵
4代		門作 和	-	三河町新道 神田■■寺前	十人扶持
5代			但馬	三河町新道 八丁堀	十人扶持
6代			日向	八丁堀	十人扶持
7代	茂樹		大隅	根岸	百俵 十人扶持
8代		栄助 長十郎	播磨	お玉が池	百俵 十人扶持
9代		新太郎	伊賀		

溝口家に劣らぬ技量を柏木家が備えていたことをうかがい知れる。

表7ならびに表8は、柏木伊兵衛（土佐）と柏木太郎右衛門（周防）の各系譜について、その役料と拝領地を諸資料から抜粋してまとめたものである。

柏木伊兵衛の系譜において、初代と二代で「百石」とあるのは『武鑑』によるものだが、全体をとおしてやはり「十人扶持」が一つの基本にある様子がうかがえるだろう。一方、太郎右衛門の系譜においては、初代・太郎右衛門が、初めの頃は別規にて三人扶持を与えたのを除いて、終始「百俵」で推移している。この両家の相違は、太郎右衛門の系譜が二家体制を許される状況においても、あくまで柏木伊兵衛の系譜が本家として扱われていたのかも知れない。

六ノ二 大工棟梁の拝領屋敷

作事方大棟梁の甲良家が、市谷に元禄十三年（一七〇〇）以来拝領し続けた広大な敷地（東方三七・五間、南方三三間、西方四四間、北方二六間）の甲良屋舗を持っていたことは『御府内備考』にも明記された有名な話である（注32）。甲良家の由緒書によると、もともと甲良家の本邸は、神田皆川町にあり、百坪の拝領屋敷と高百俵を得て住んでいた。その拝領の時期は延宝期と推測される。また、これとは別に、甲良家は現在の足立区千住のあたりにも、東西約九二間、南北一〇二間の敷地に別邸を構えていた。

では柏木家についてはどうかというと、表には複数の拝領地が示

表8 柏木太郎右衛門の系譜における拝領地と役料

代	実名【諱】	通称	國名	拝領地	役料＊＊
初代	政虎	太郎右衛門	周防	三河町＊ 因幡町	別記三人扶持
2代			近江	因幡町	
3代			土佐	三河町	百俵
4代			出雲	お玉が池	百俵
5代	政苗		周防	お玉が池	百俵
6代			伊賀	お玉が池	百俵
7代			長門	お玉が池カ？	百俵カ？
8代			因幡	お玉が池	百俵
9代	政矩	団助 貢一郎 探古	若狭	お玉が池	
10代		辻祐三郎 不及庵			

されているが、『武鑑』において幕府御用職人に関するこの種の情報がどれほど信頼出来るかが不明瞭なため、この表をもつて、柏木家が複数の拝領地を与えていたとは断定できない。しかし、少なくとも、柏木伊兵衛の系譜の拝領地、すなわち屋舗が一定してないものに対して、柏木太郎右衛門の系譜では、後半は「お玉が池」に固定されていた様子がうかがえる。

六ノ三 小結

以上により、小普請方大工棟梁が國名を拝命する契機が、大きな造営に従事する際に造営儀式を執り行う前に國名が許されるケースと、また、元禄の護国寺上棟の例にあるように、普請後に褒美と共に受領されるケースの両方があった。それは、いずれも、大工棟梁が大名との付き合いから國名を受領するといったものではなく、あくまで、幕府が許可を与えたものが正式なものという認識であった。

拾人扶持という小普請方大工棟梁の御役料は、幕府役職の大工棟梁として一人前と認められた証でもあり、それゆえ、『由緒書抜』では土佐の「拾人扶持」をふくらむに強調しているものと考えてよいであろう。

- (1) 坂詰智美「小普請奉行小考」『専修法研論集』一二五所載
一九九九～一〇〇九年 pp. 35-57)
- (2) 永井康雄『近世造営組織と建築技術書の変遷に関する研究』
東北大学学位請求論文
一九九七年
- (3) 松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂江戸時代制度の研究』柏
書房
一九六四年 p. 725
- (4) 栗田文庫所蔵、深井雅海・藤實久美子共編『江戸幕府役職
鑑編年集成』第三卷所載 東洋書林 一九九六年
- (5) 前掲(2)
- (6) 平井聖氏が所蔵する柏木家伝の巻子装資料三点の内の一つ。
本資料では、外箱墨書ならびに本文において「ちょうな」には金偏に斧の字が用いられているが、本稿では斬と統一して表記している。
- (7) 鈴木棠三・保田晴男編『近世庶民生活史料未刊日記集成 鈴
木修理日記』全三巻 三一書房
一九九七～一九九八年
- (8) 国会図書館所蔵(同館での資料名は『年録』)
- (9) 寛永寺の嚴有院宝塔は、延宝九年に造立された石造の宝塔が、貞享二年に唐銅製に改造された。
- (10) 『東京市史稿』所載 産業編三十一 pp. 343-348
- (11) 日本国学士院編『明治前日本建築技術史』日本
学術振興会
一九六一年 pp. 90-92

注

もとは、承応元年(一六五二)に初めて普請奉行が設けられて作事方・小普請方・普請方棟梁を合わせた定員が五十名

となつたのを以てその総称を五十人棟梁と称した。貞享二年

（一〇九所載）・一九九二年

（一六八五）小普請奉行組頭設置後も、作事方大棟梁配下の大工棟梁は五十人規模を維持していた。

（20） 高埜利彦『江戸幕府と朝廷』山川出版・11001
年

（12） 西和夫ほか「江戸幕府作事方大工棟梁片岡家文書について（大工文書による近世建築生産史の研究Ⅰ）」日本建築学会関東支部学術研究発表会梗概集 一九七一年 pp.333-336

（13） 国立公文書館では、刊本に対する筆写本を「写本」と分類している。

（14） 石井良助 校訂『徳川禁令考』 創文社 一九五九
～一九六一年 p.217

（15） 参考文献 10、清水姓の小普請方大工棟梁が武鑑に掲載される初出。掲載内容は「清水□右エ明〔藤力〕五人チ □□たなべ丁」。天保十四年の『(天保武鑑)』は東京大学総合図書館所蔵のものであるが、内題が欠落しているため括弧書きで『(天保武鑑)』としている。

（16） 小野清『史料 德川幕府の制度』 人物往来社 一
九六八年 pp.126-127

（17） 国立公文書館内閣文庫所蔵の『柳營日次記』と国会図書館所蔵の『年録』を参考とした。

（18） 大川二雄「工匠・柏木賀一郎の経歴とその史的評価について」日本建築学会計画系論文集四五九 一九九四年 pp.147-156

（19） 小川恭一「近世武家の通称官名の制約」『風俗』

（21） 東京公文書館所蔵『甲良家史料』の甲良家略系図を基に、田辺泰「江戸幕府大棟梁甲良氏に就て」（『建築雑誌』六〇九所載・一九三六年）より補完して作成

（22） 東京公文書館所蔵『甲良家史料』の平内家略系図を基に、前掲（4）伊藤要太郎『匠明五巻考』より補完して作成

（23） 国立公文書館所蔵『柏木長十郎由緒書抜』を基に作成。

（24） 『柏木長十郎國名之儀取調候処』国立公文書館所蔵

（25） 『工匠式』国立公文書館所蔵

（26） 『西丸御普請御上棟御斬納之節諸棟梁共之儀申上候書付』国立公文書館所蔵

（27） 『鈴木修理日記』東京都立中央図書館所蔵
『藤岡屋日記』（『東京市史稿』市四八所載）

（28） 山口和夫「職人受領の近世的展開」（『日本歴史』第五〇五号所載）吉川弘文館・一九九〇年

（29） 前掲（19）

（30） 『方圓順度』東北大学所蔵。文化十年（一八一三）の写本で、撰者として「東都工匠長官溝口内匠源林卿」の名が記される。溝口内匠源林卿は、『匠家雛形』（東京都立中

央図書館所蔵)を延享四年(一七四七)に筆録しており、当資料には「東都官匠溝口若狭源林卿」の名を記しており、若狭の国名拝命の後に内匠を名乗つたと推測される。

(32) 瀧 善成「大棟梁甲良氏と本草家田村氏との関係
甲良屋敷をめぐって」(『歴史研究』一七二所載 新人物
往来社 一九七五年)

終 章

終章

結論

一

江戸幕府小普請方大工棟梁柏木家が伝えた家伝書として、従来から竹中大工道具館所蔵の柏木家『(柏木伊兵衛政等伝來目録)』の存在が広く知られていた。本研究において、新たに、柏木家旧蔵絵巻三點『上棟一通』『辰年御上棟之図』『辰年御規式之図』の存在を示し、その概要を明らかにした。

『柏木長十郎由緒書抜』が伝える初代・柏木土佐から八代・長十郎に至る家系が、小普請方大工棟梁柏木伊兵衛の系譜であることを明らかにした。また、柏木二家体制が実現に至る過程で、初代・柏木伊兵衛の養子・太郎右衛門に「別規」という特別な待遇処置が行われていたことを明らかとし、柏木太郎右衛門の系譜を明らかとした。しかしながら、特に柏木太郎右衛門が関係する柏木家については、その系譜を示しつつも、武鑑に通り名だけが載る人物たちを比定するには至らなかつた。この点が、新たな課題として浮き彫りとなつた。

三

二

小普請方大工棟梁が武鑑に掲載される初出は延宝八年の頃であるが、それを遡る寛文期に、溝口家、柏木家（この時すでに二家の兆しがある）、小林家の三つの家柄は「三人扶持」という御役料をもつて要職にあたつていたことを明らかにした。その後、元禄期までの間に、右の三家に依田家、村松家、大谷家が加わり、それらの役料は十人扶持までに上昇したと考えられるが、この時期は、小普請方大工棟梁家の萌芽期にあたり、小普請方大工棟梁家が徐々に作事方をおびやかす存在となつていく。

その後、元禄期になり小普請方大工棟梁各家が正式に肝煎りとして認められるようになると、作事方と小普請方の力関係は逆転し、小普請方大工棟梁管轄の幕府造営増加とともに、修理造営だけでなく新築造営にも小普請方が関与するようになるが、江戸後期の天保年間になると、小普請方大工棟梁家に新たに清水家が加わることになつた。

四

『東叡山縁起』が伝えている、東叡山寛永寺鐘撞人の柏木家が元禄十一年に御公儀の修理所となつたという記録は、鐘撞人の柏木家の系譜から幕府肝煎りに任命された者が輩出されたことを伝えるもので、小普請方大工棟梁柏木家の祖が、東叡山寛永寺鐘撞人の柏木家にあると考えられることを指摘した。

五

小普請奉行が幕府に設置されたのが貞享二年であり、また、小普請奉行組頭とその配下の小普請方奉行がシステムとして稼働をはじめるのが元禄二年（一六八九）以降のことであるが、このような社会背景があつて、柏木家を含む小普請方大工棟梁たちが元禄十一年・十二年に幕府肝煎に定められるに至つた。

貞享二年という時期は、柏木家の『上棟一通』が作成された年であり、この貞享期が、小普請方大工棟梁各家が「定棟梁」としてその地位を確立し始めた重要な時期であった。

六

柏木伊兵衛が記した造営儀式書『上棟一通』が最初に記されたのは、小普請奉行の設置された貞享二年である。そして、その儀式書が書き記された理由は「上野方」への参入を目的としたものであつた。「上野方」が記録に認められるのは、四代將軍家綱の靈廟を東叡山に造営した延宝八年と同時代のことである。これは、小普請方定棟梁の成立過程と一致する。延宝八年の小普請棟梁溝口九兵衛と「上野方」に関連が認められることから、柏木家の『上棟一通』が伝える「上ノ方」もまた東叡山寛永寺に関連する可能性が指摘できる。

七

『御規式役割』の作成された時期が、柏木貨一郎が先代の跡職に就いた慶応四年以降であること、小普請方大工棟梁の従えた諸棟梁延べ六〇余名を知ることのできる記録であることを明らかとした。そして、幕末の事ではあるものの、作事方が従えた大工棟梁たち、作事方設置後に整えられたいわゆる「五十人棟梁」と呼ばれた組織が、小普請方大工棟梁の配下においても確かに存在したことを明らかとした。

九

小普請方大工棟梁が國名を拝命する契機には、大きな造営に従事する際に造営儀式を執り行う前に國名が許されるケースと、また、元禄期の護国寺上棟の例にあるように、普請後に褒美と共に受領されるケースがあつた。それは、いずれも、大工棟梁が大名との付き合いから國名を受領するといつたものとは異なり、あくまでも、幕府が許可を与えたものが正式なものという認識であつた。

また、小普請方大工棟梁の受領は、『柏木長十郎國名之儀取調候処』にあるように、管轄する奉行等からの取り調べを受ける手続きを経て、江戸幕府が許可を与えるのが正式な國名の名乗り方であつた。

一〇

『柏木長十郎由緒書抜』では、初代・柏木土佐の「拾人扶持」を強調しているが、拾人扶持という小普請方大工棟梁の御役料が、幕府役職の大工棟梁として一人前と認められた証と認識されていた。

た『上棟一通』という造営儀式書が伝えられた。その表装や内容から、当該資料が、もともとは『(柏木伊兵衛政等伝来目録)』と組を成すものと考えられ、また、その成立は作事方大工棟梁甲良家の造営儀式書『工匠式』と同等で、その内容は甲良家『建仁寺派家伝書』のうちの「上棟」と「上棟三段品」の二冊を網羅したものであつた。

八

江戸幕府作事方大工棟梁甲良家に造営儀式の要領を収録した『工匠式』が伝えられたのと同じように、小普請方大工棟梁柏木家にもま

資料編

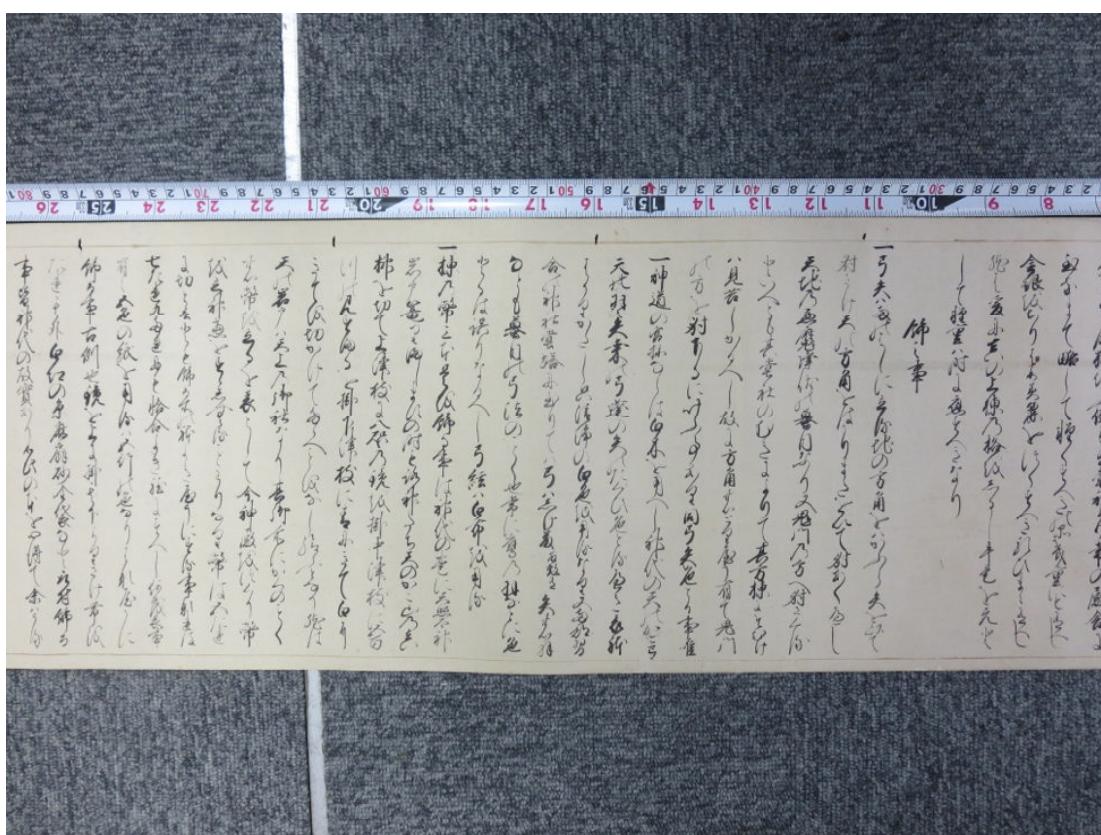
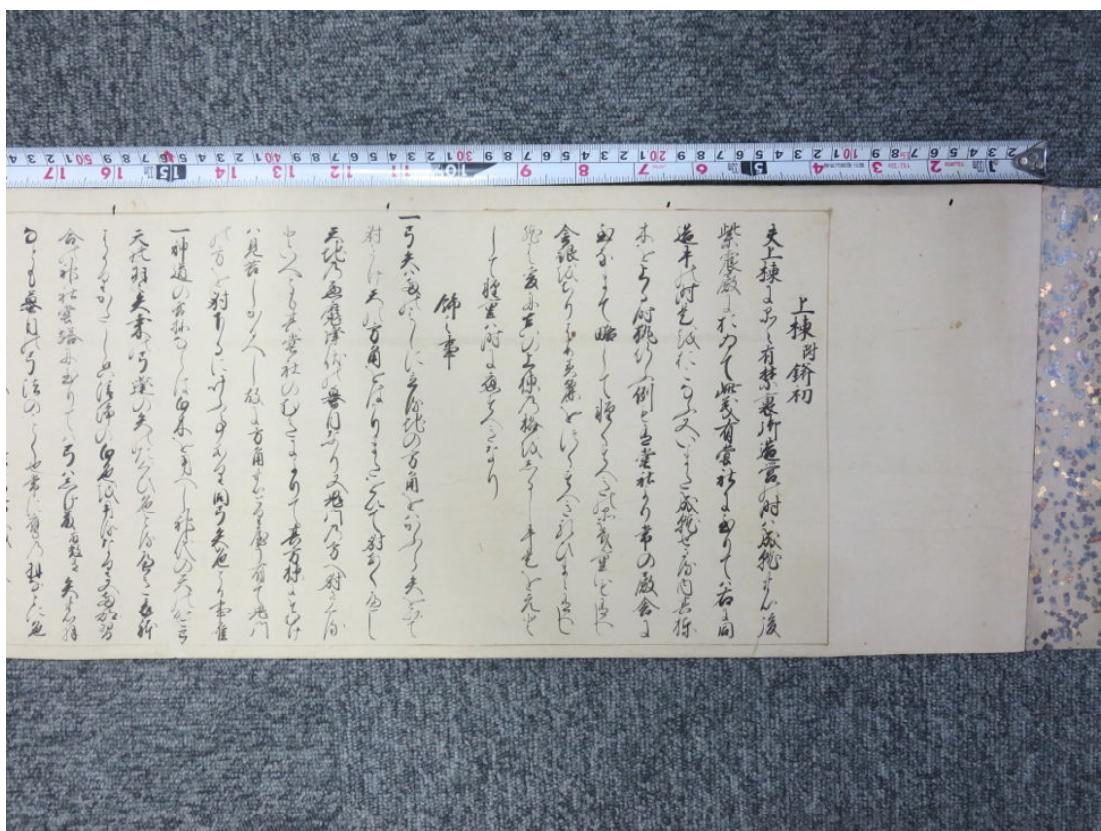
資料1 「上棟一通」

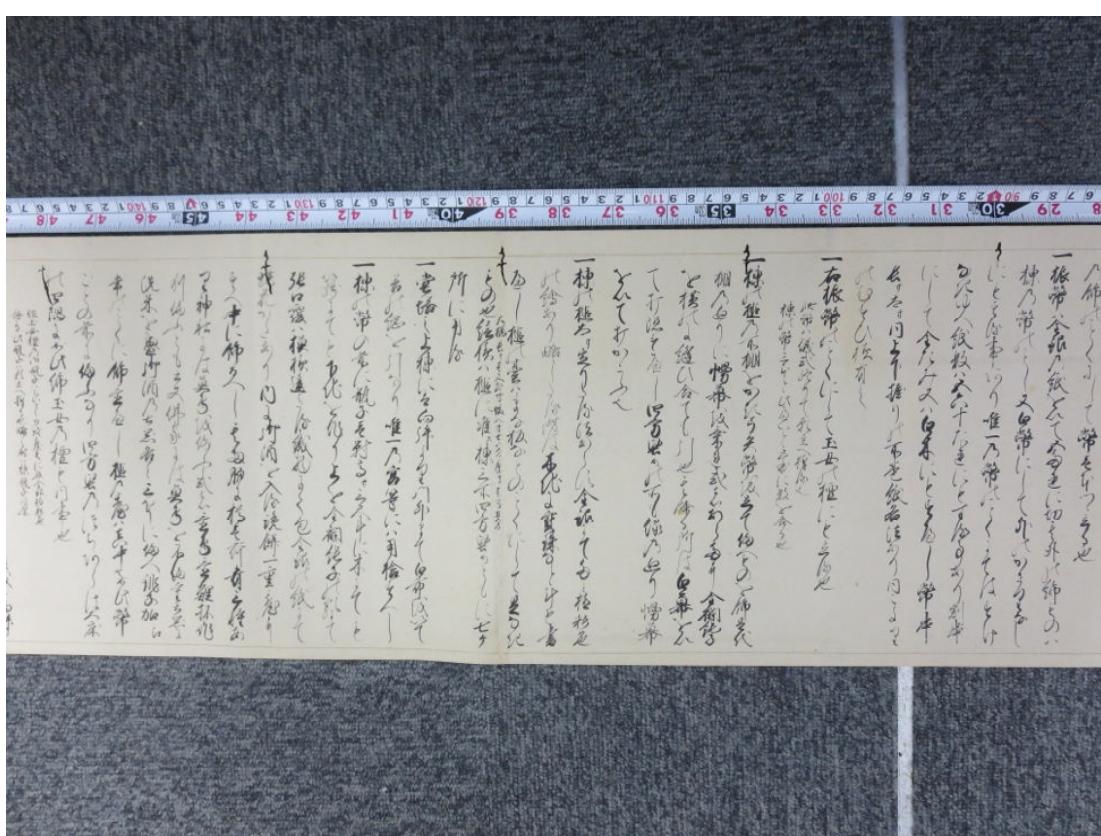
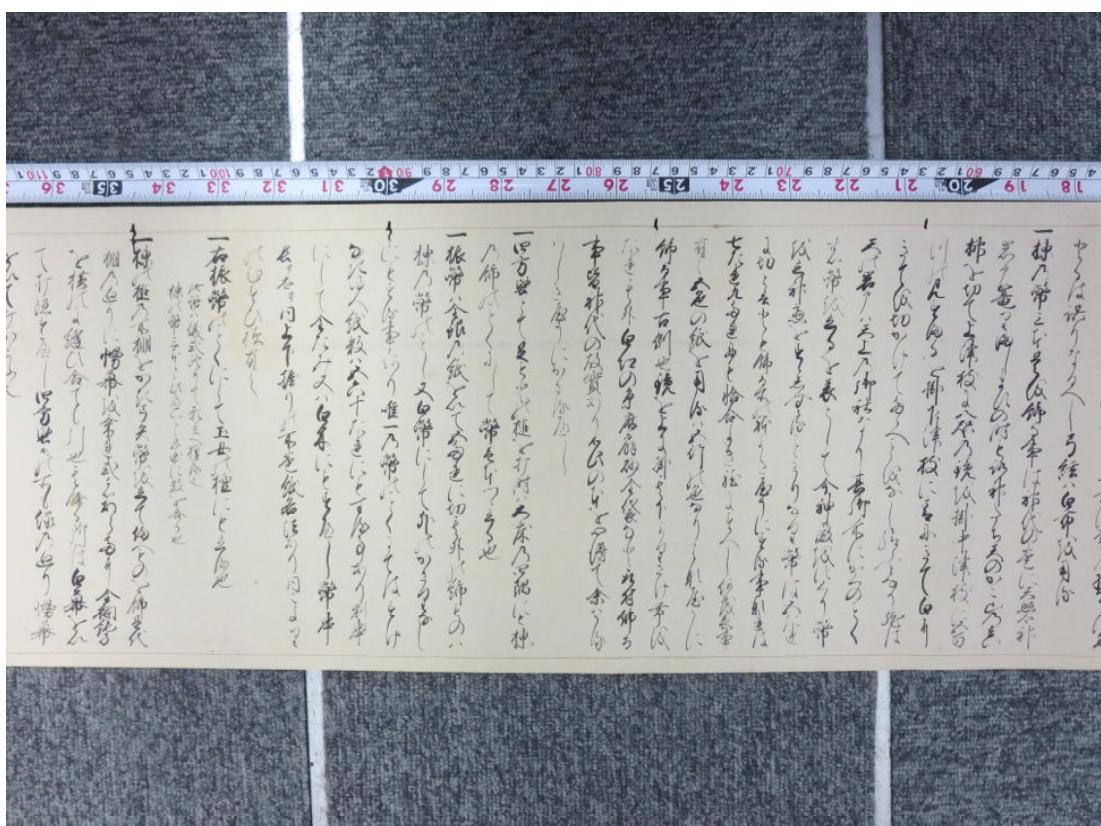
書誌

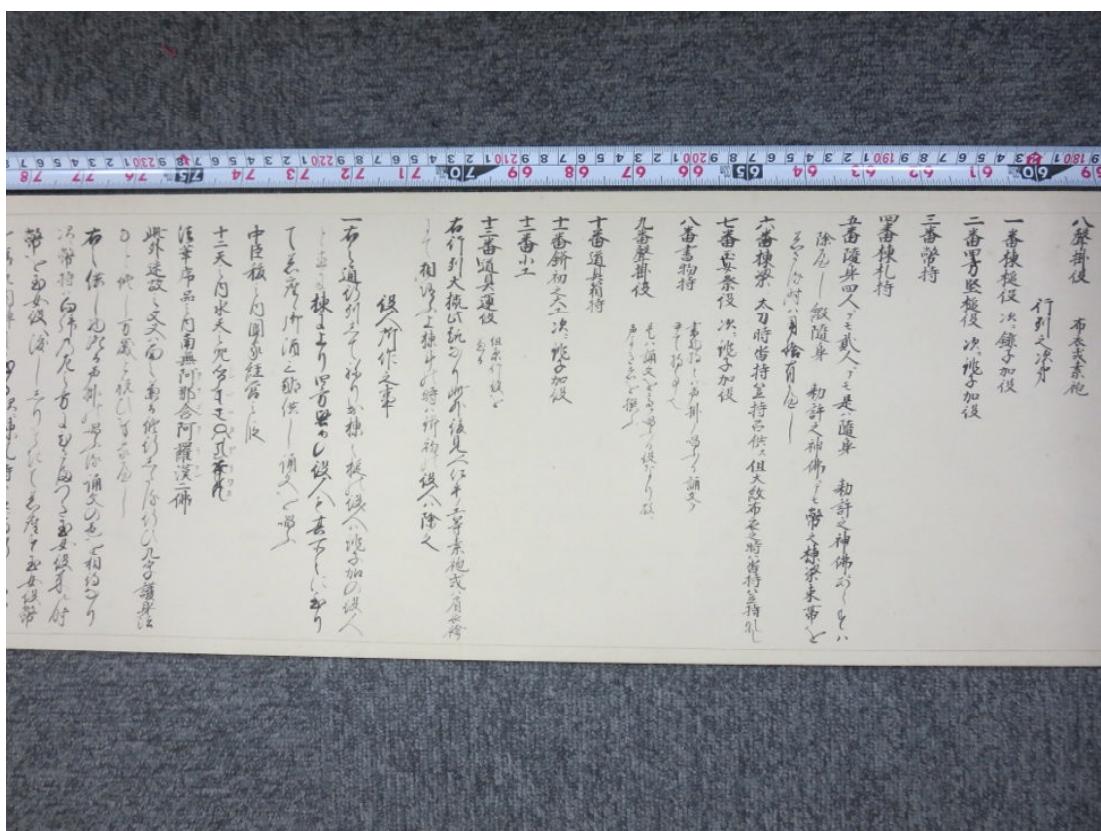
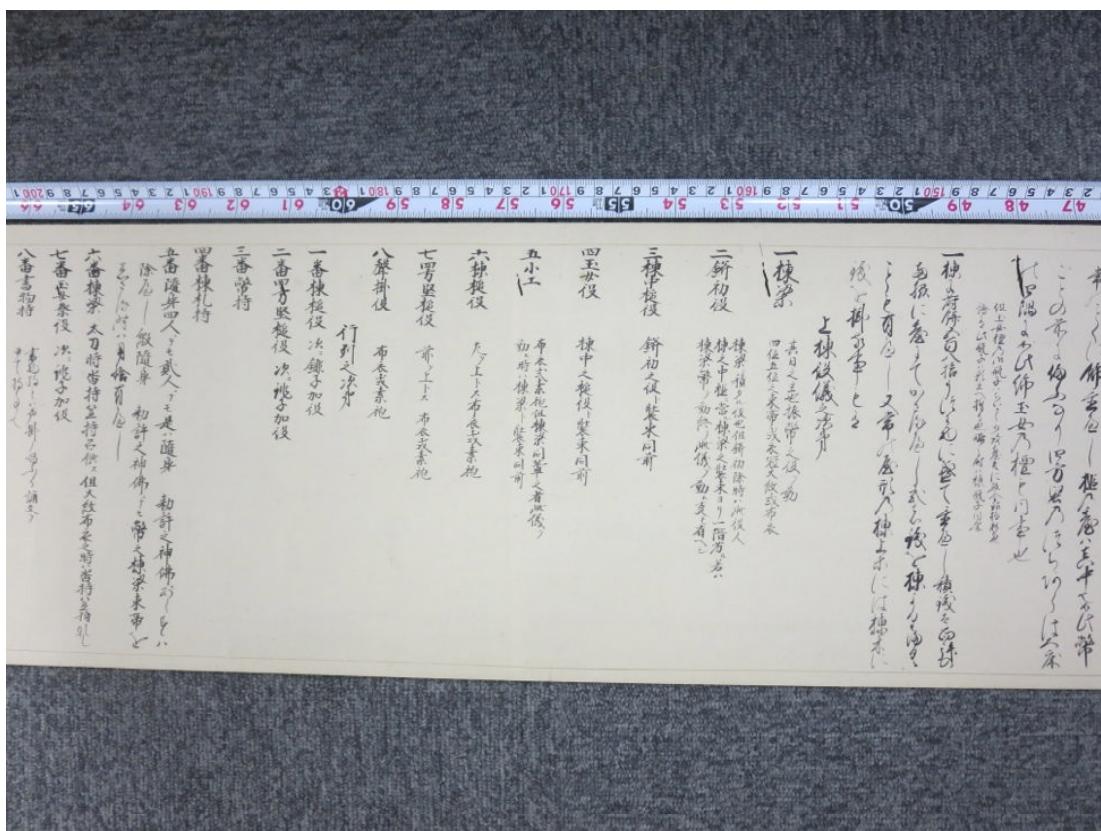
江戸幕府小普請方大工棟梁に関する資料（個人蔵）。その内容は造営の際に執り行われる建築儀式に関するもので、小普請方大工棟梁柏木家に伝わつたものということ以外にその詳しい来歴は不明である。体裁は、表装が紺地金欄雲模様の巻子装で、「上棟一通」と書かれた外題が貼られている。寸法は縦二四・八×横八六・五センチ（見返し二五・七十本紙八三五・八・表紙の紙数九枚）。木製の外箱に納められており、蓋には「上棟并鋸初次第 柏木伊兵衛政等秘傳本 貞享五（右横に二と添書）年寫 原本」の墨書きが認められる。

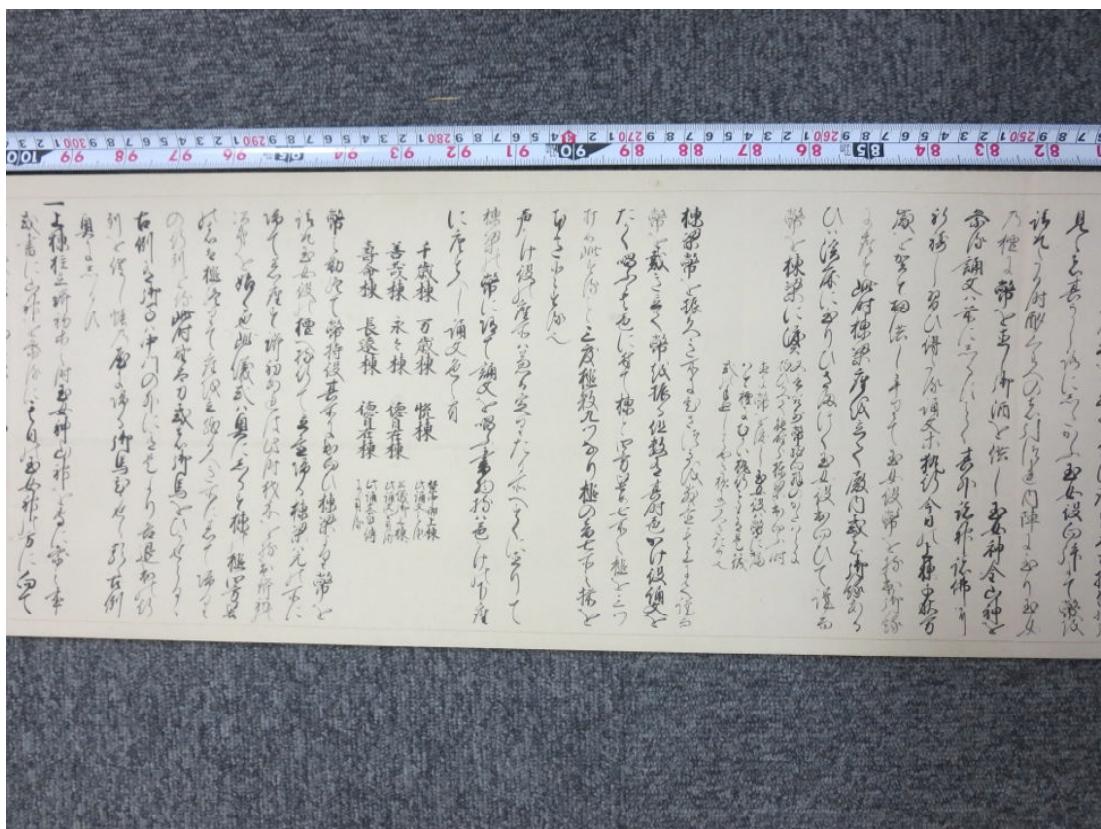
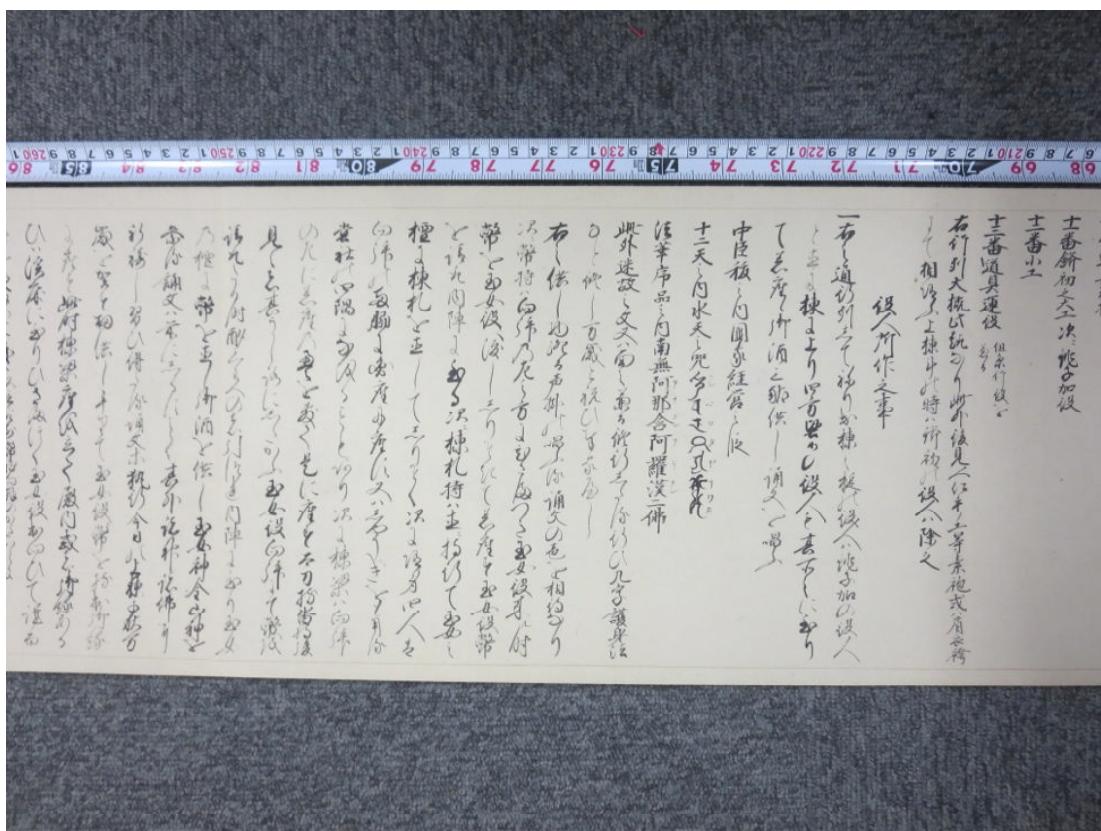
構成は、収録順に「上棟附鋸初」、「飾之事」、「上棟役儀之次第」、「行列之次第」、「役人所作之事」、「鋸初之事」、「上之部（棟之飾・四方堅槌之飾・御内陣玉女之飾・鋸初之飾・外）」、「中之部（棟之飾・四方堅槌之飾・御内陣玉女之飾・鋸初之飾・外）」、「下之部（棟之飾・四方堅槌之飾無之・御内陣玉女之飾・鋸初・外）」、「奥書（跋文1・柏木伊兵衛政等署名印・跋文2・跋文3）」。奥書に見られる柏木伊兵衛政等は、『（柏木政等伝來目録）』（元禄二年・巻子装・全五巻・竹中大工具館藏）（以下、柏木伝來目録）をまとめた江戸幕府小普請方大工棟梁に比定される。

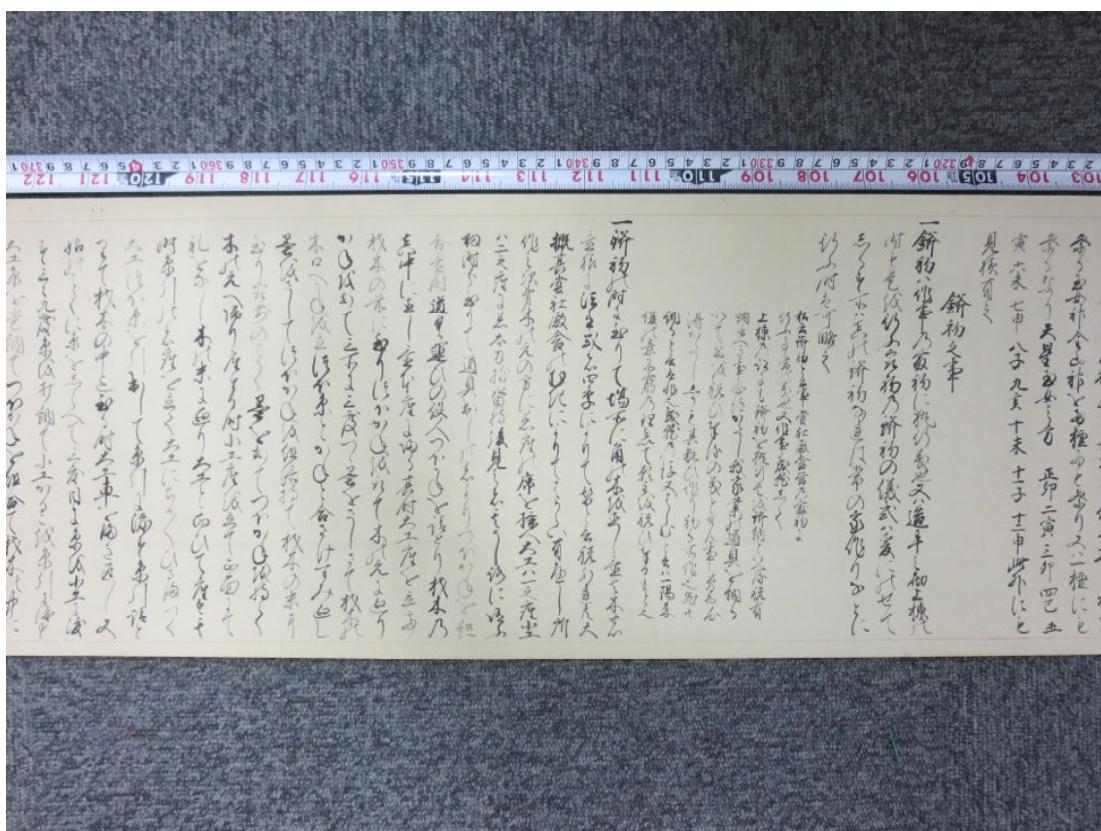
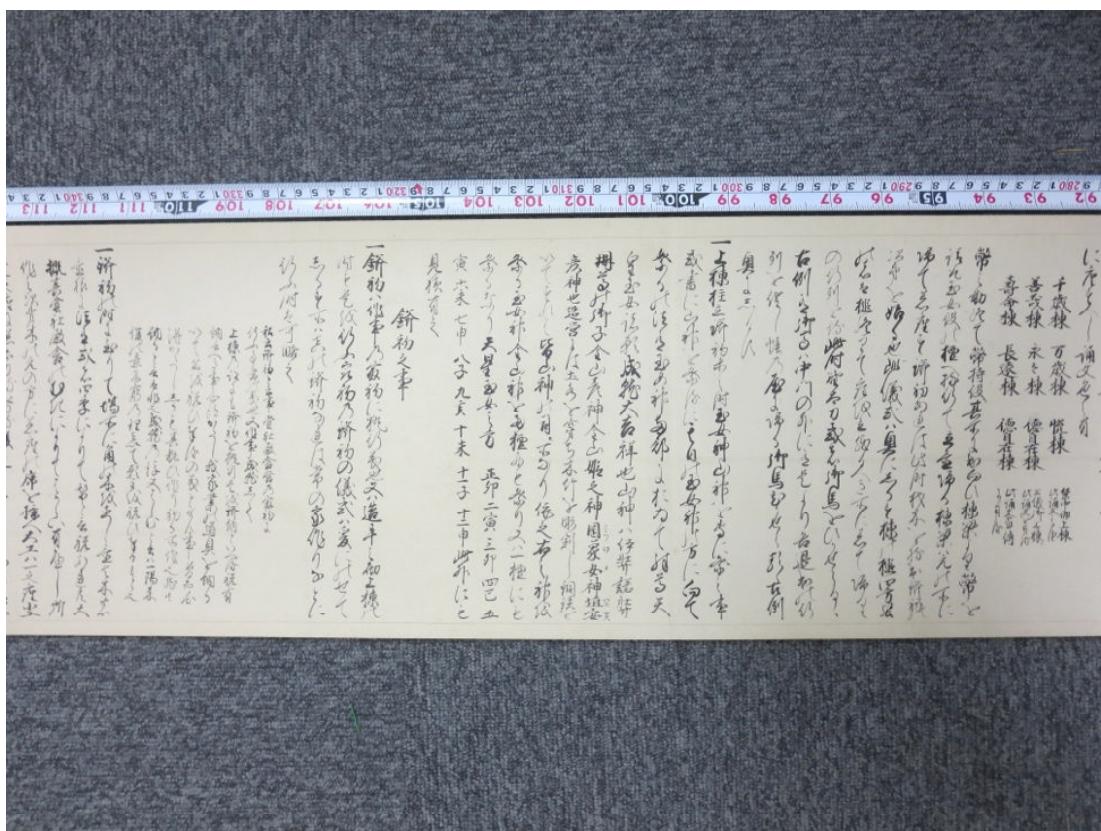


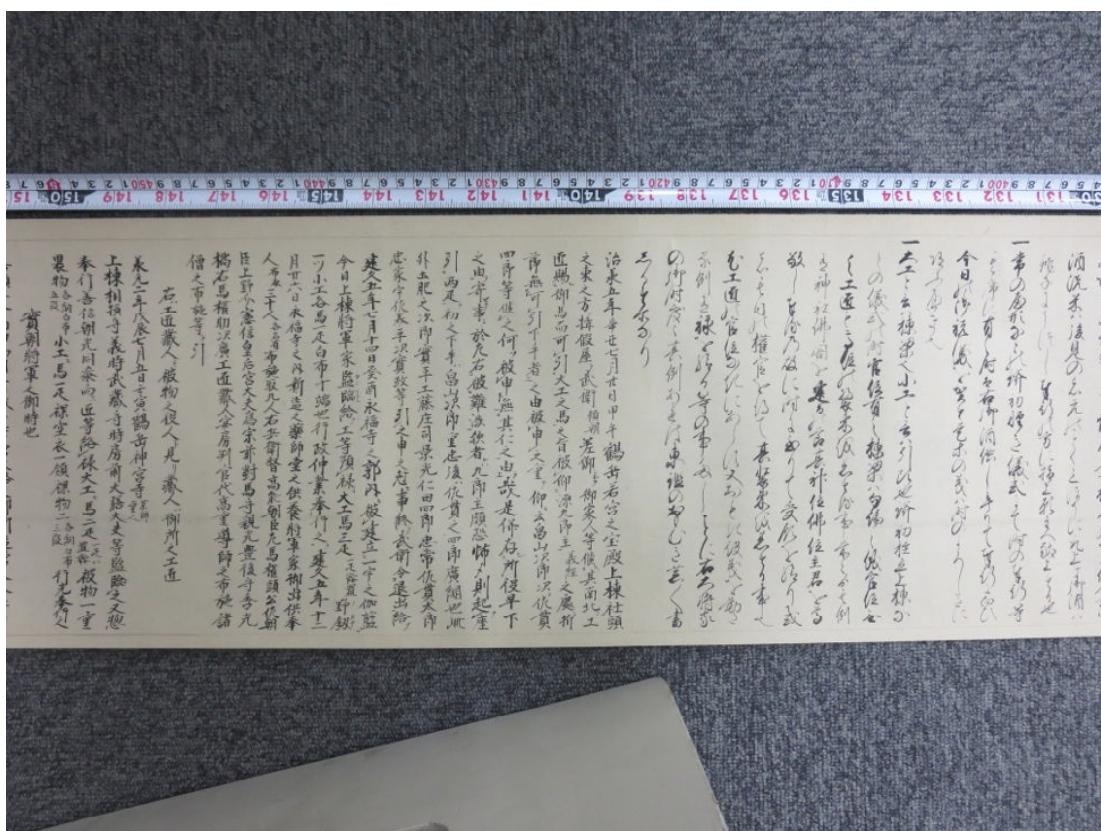
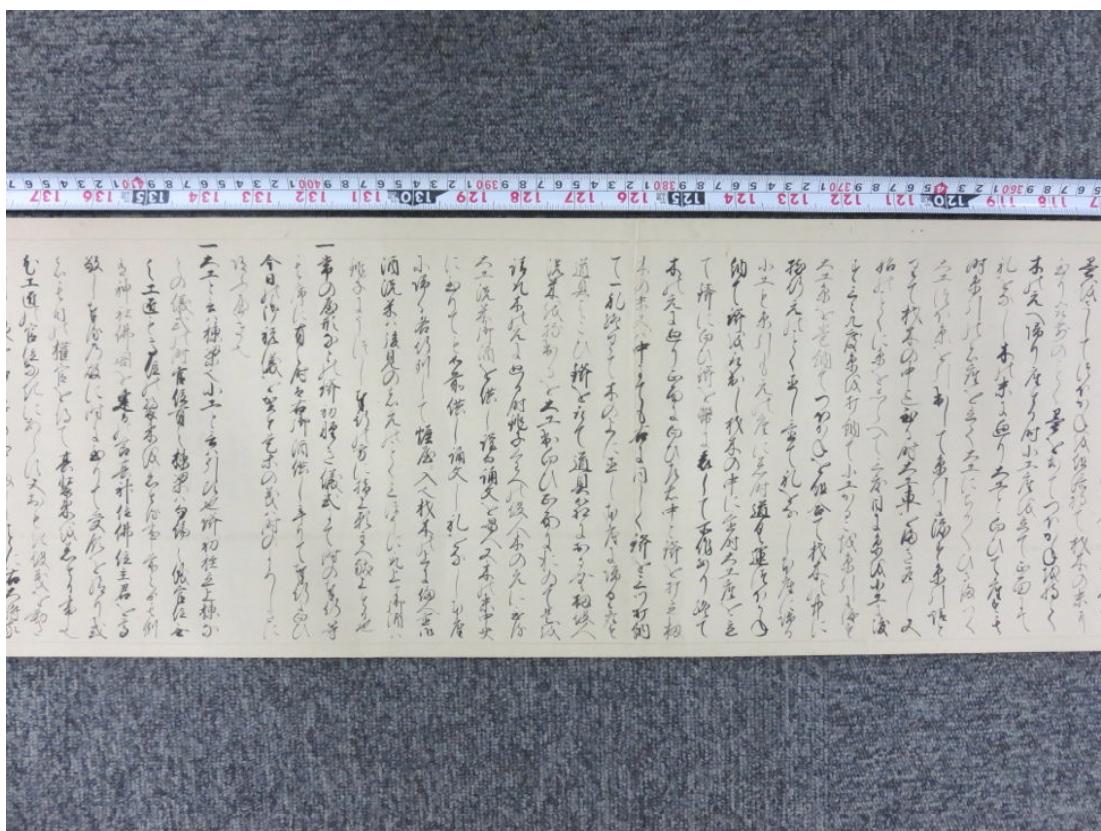


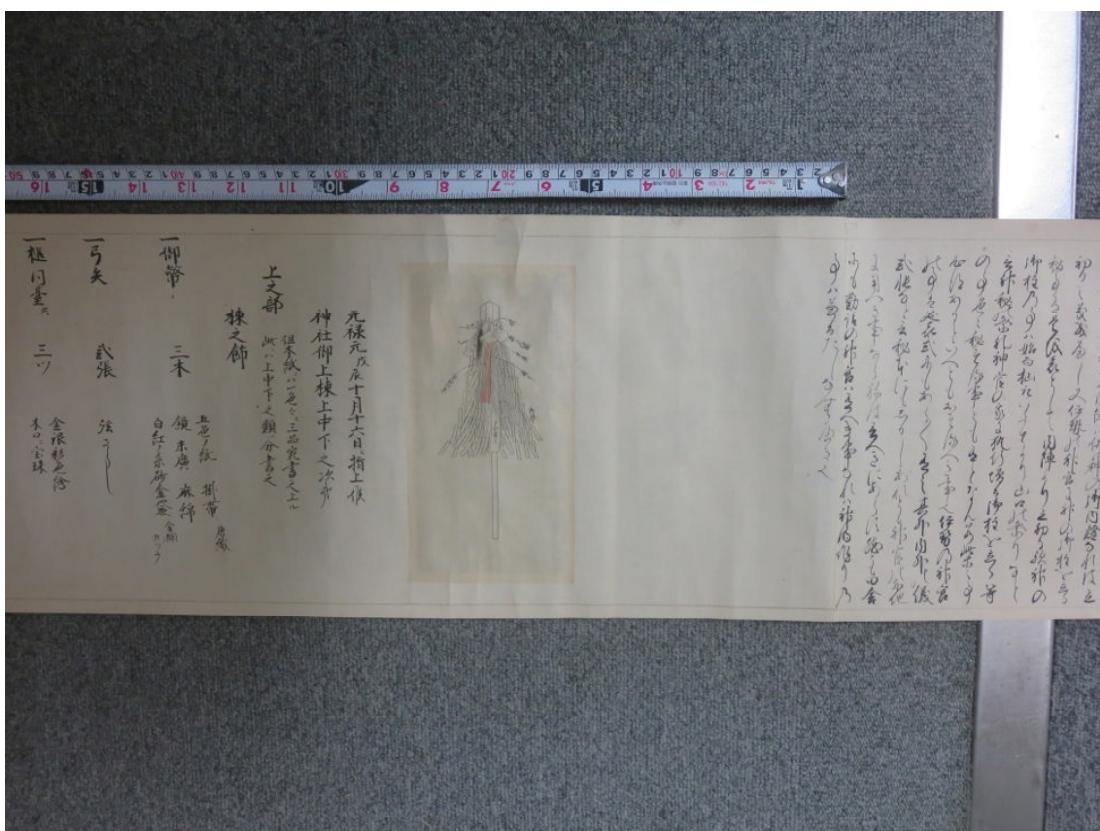
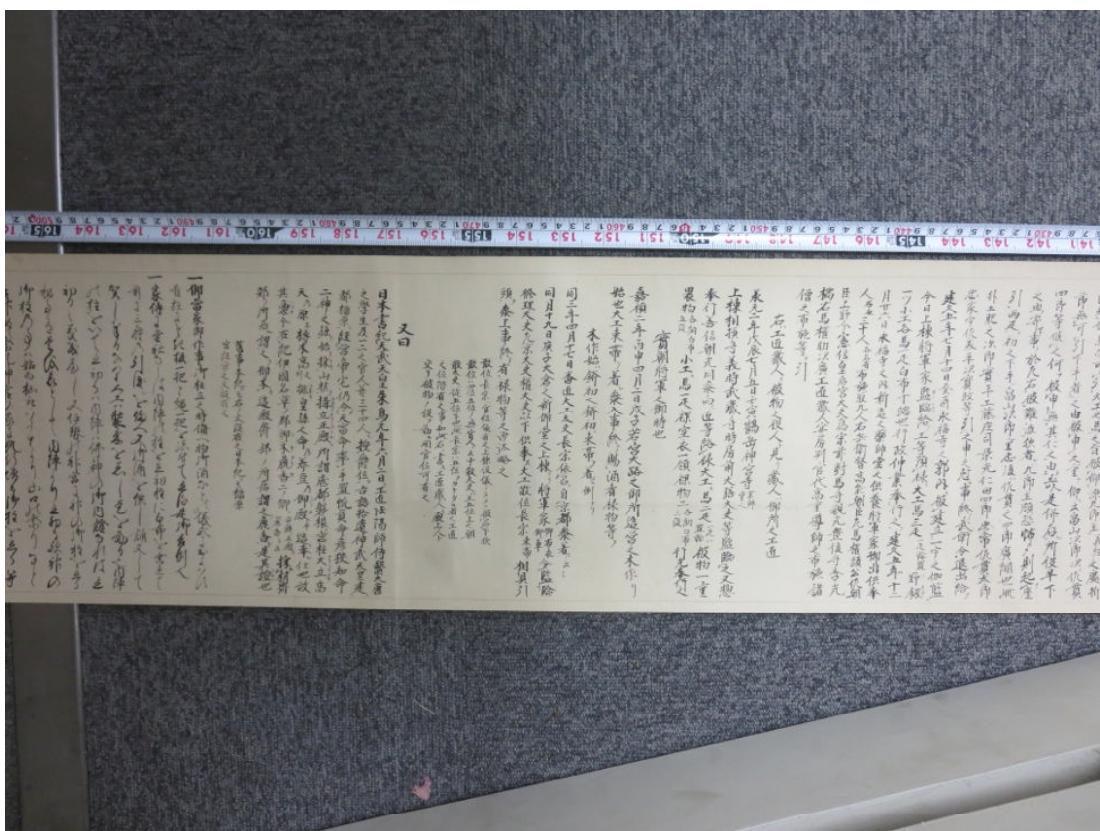


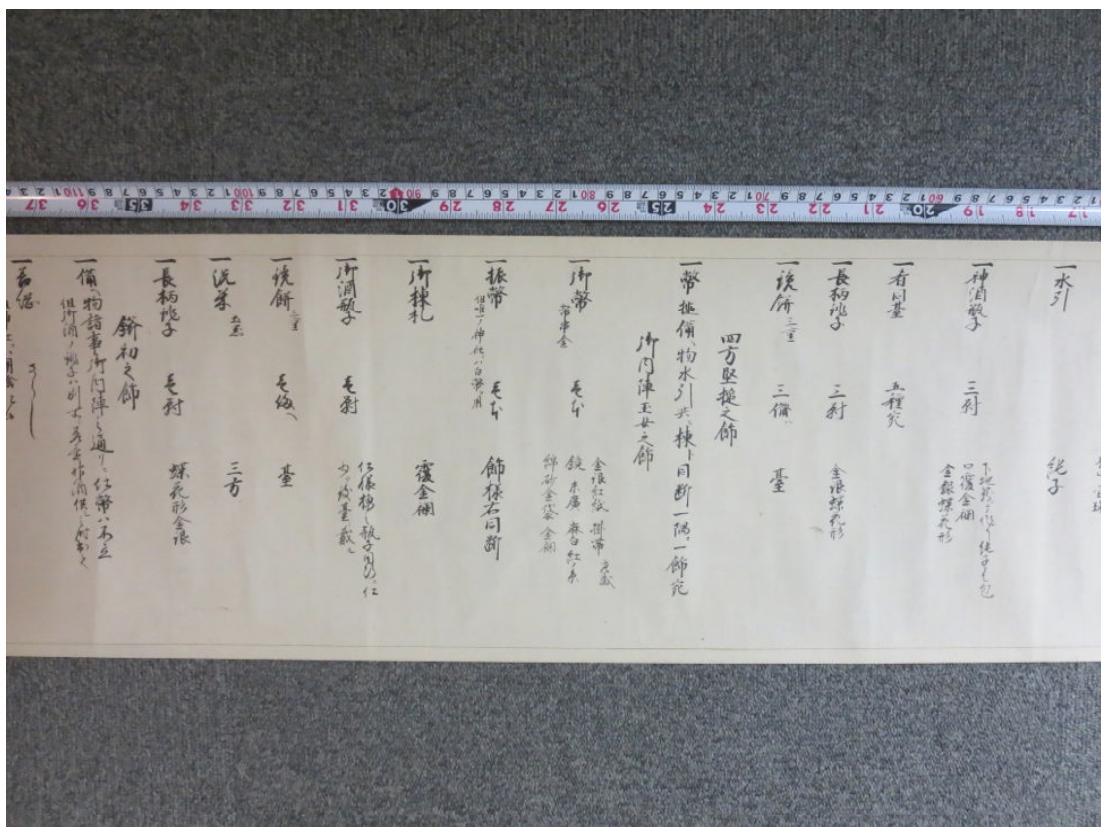
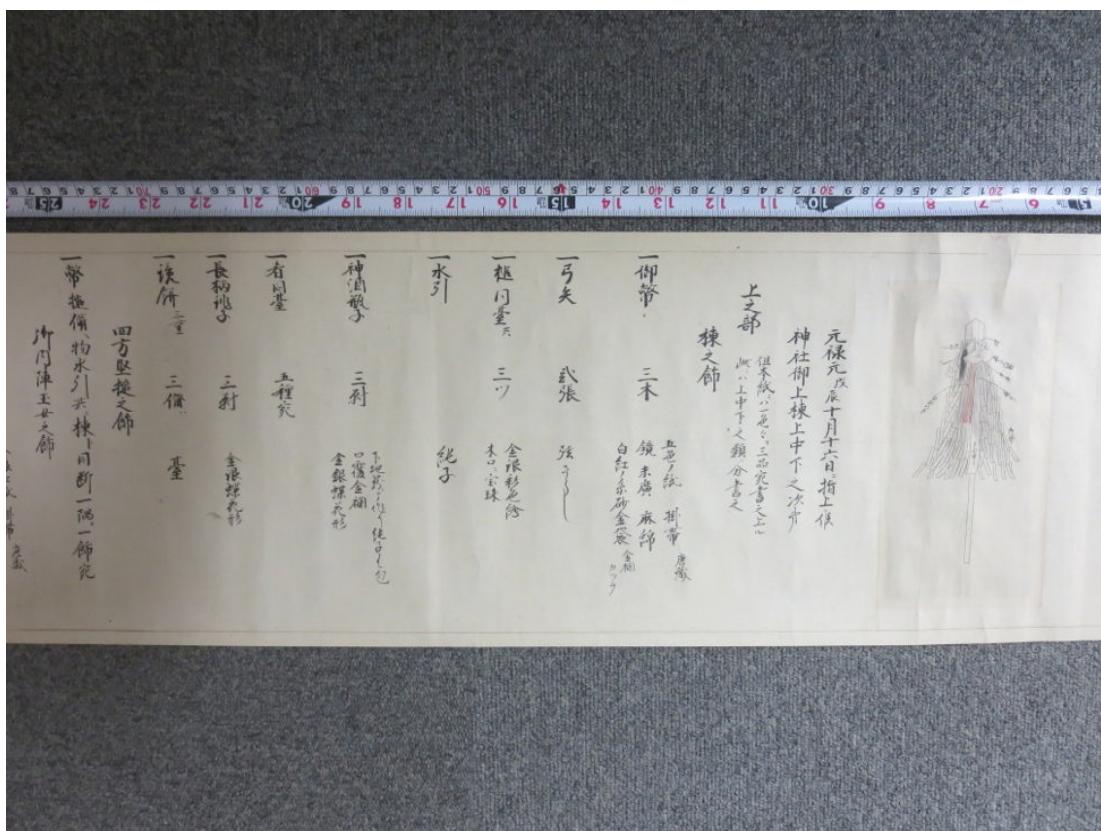


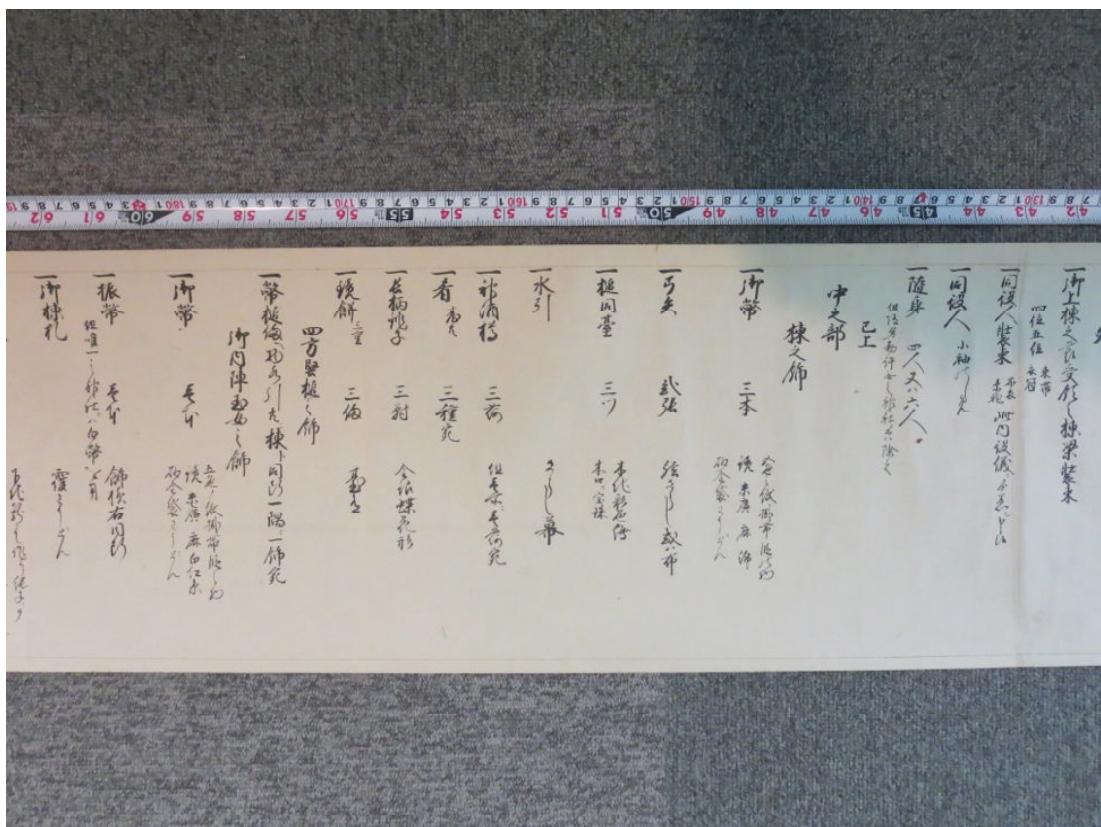
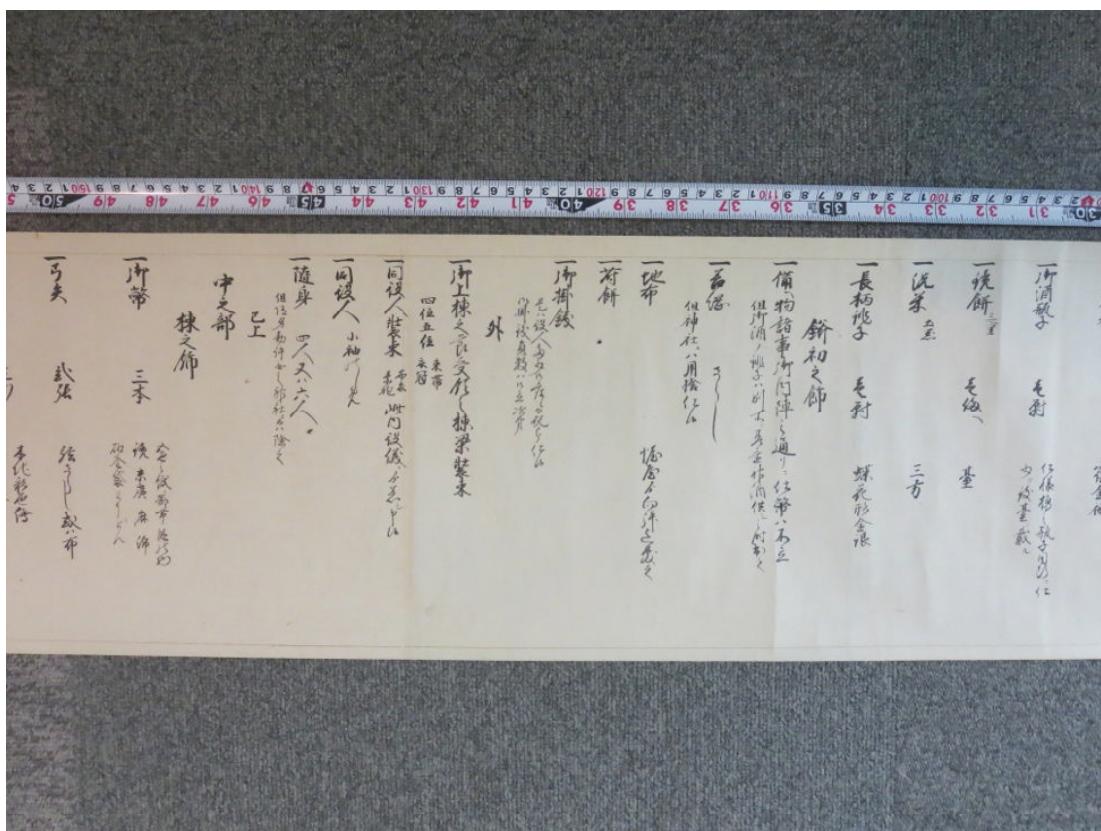


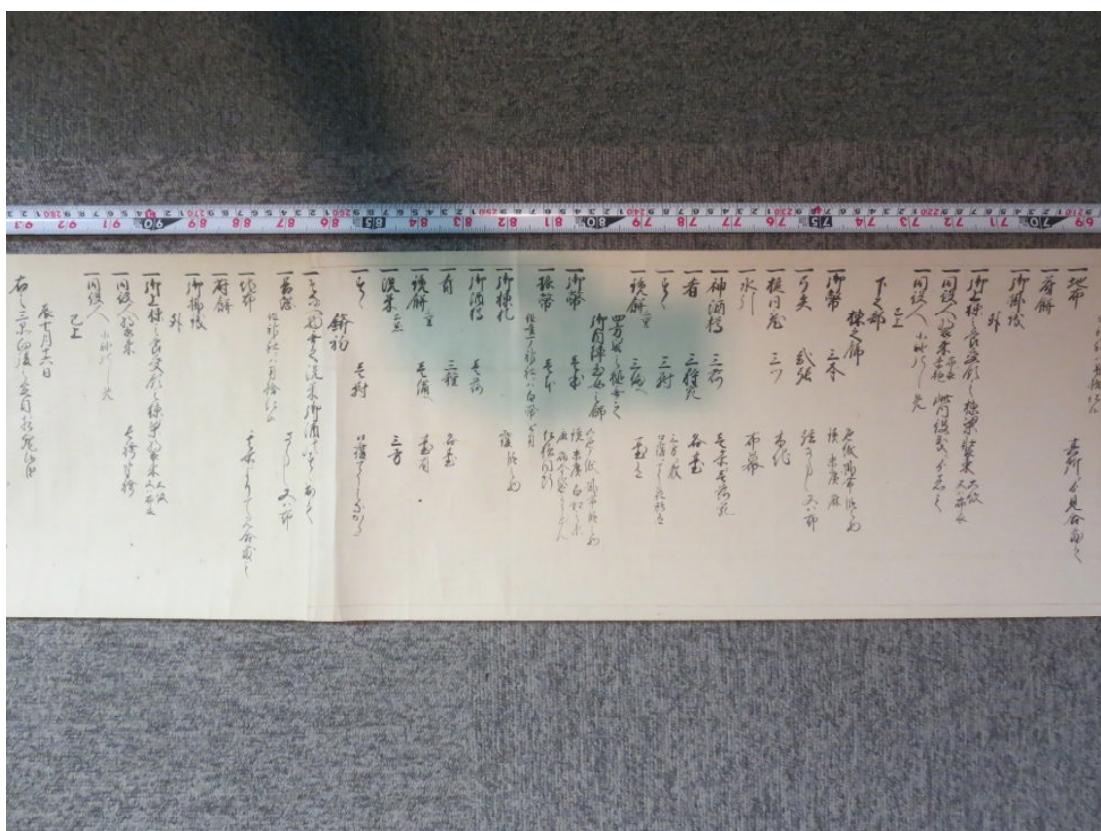
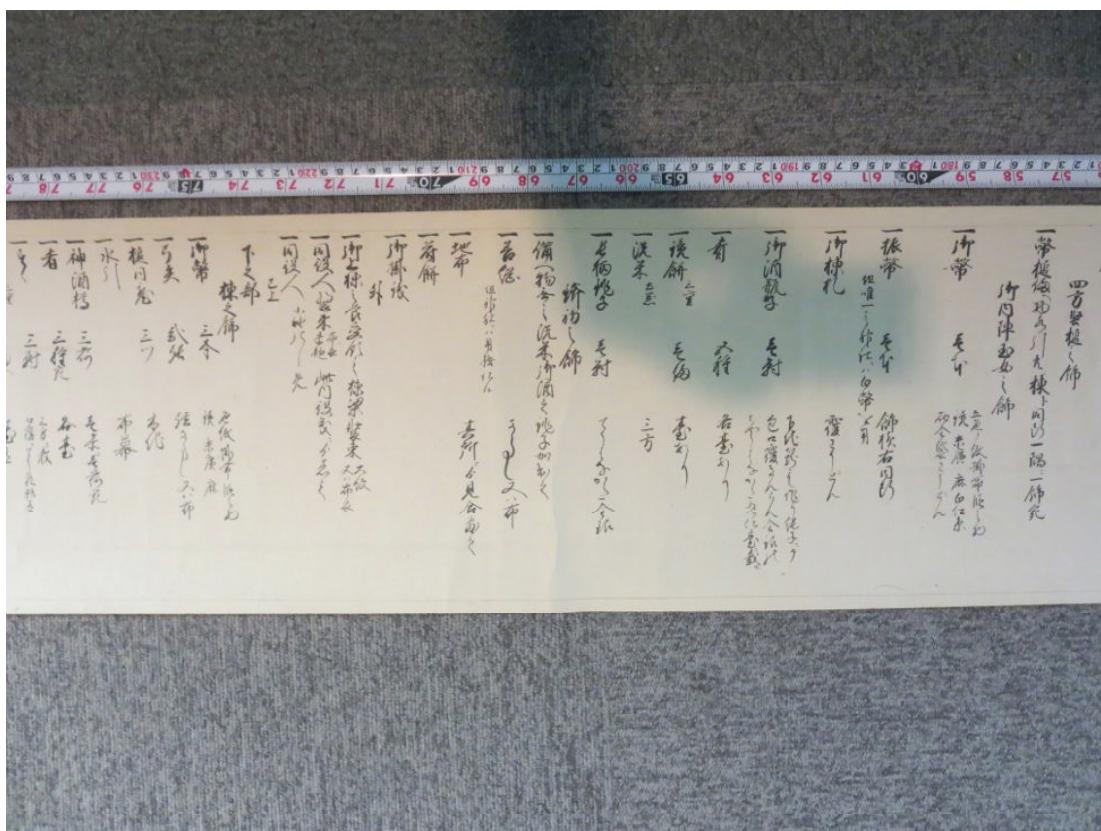


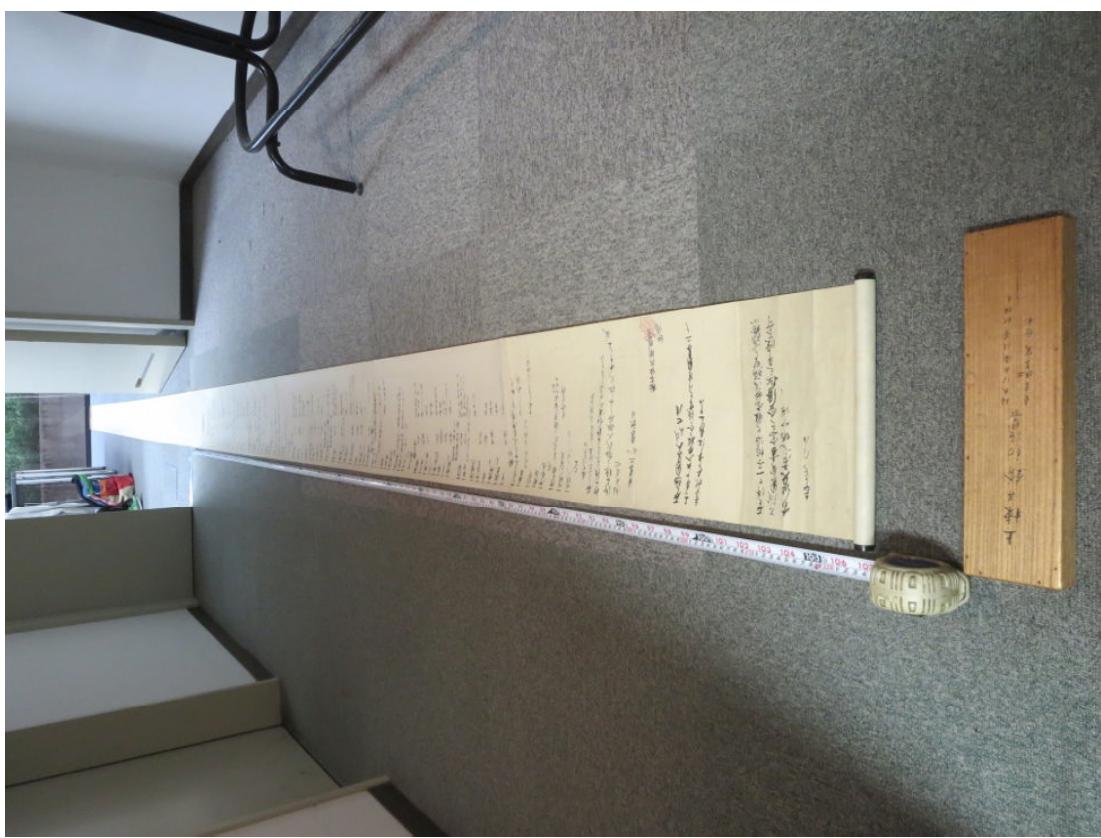
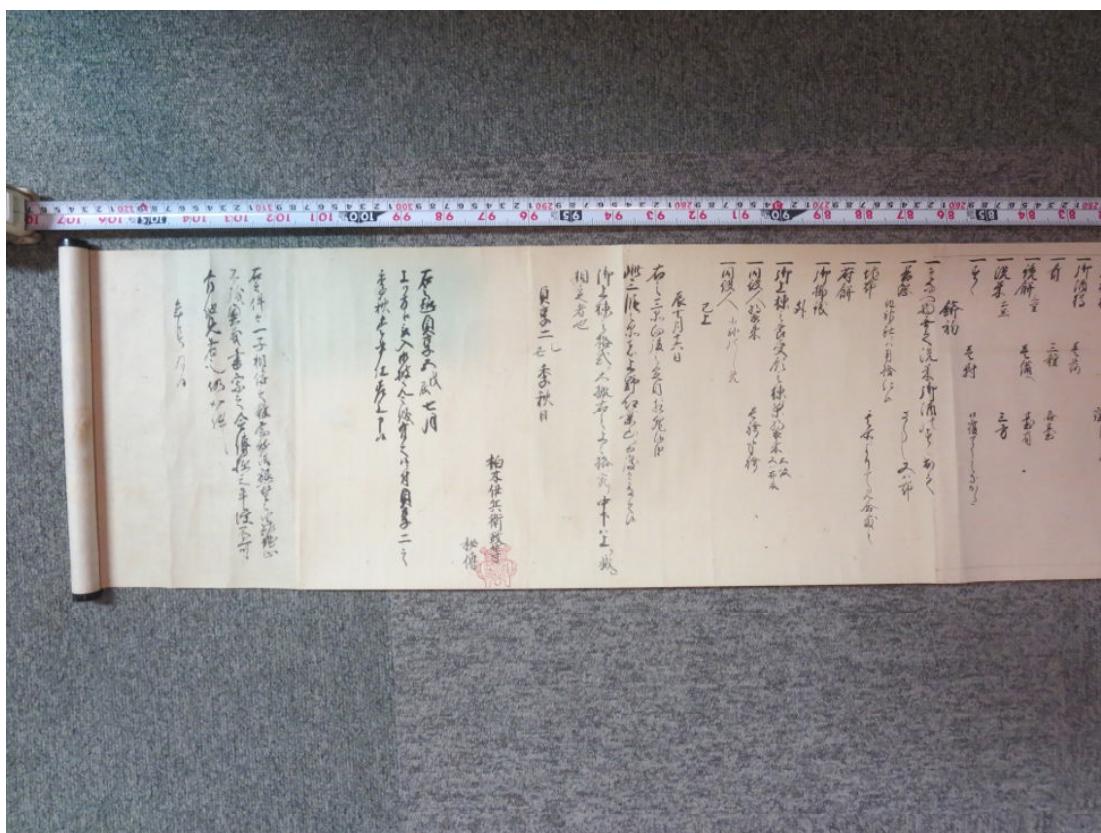


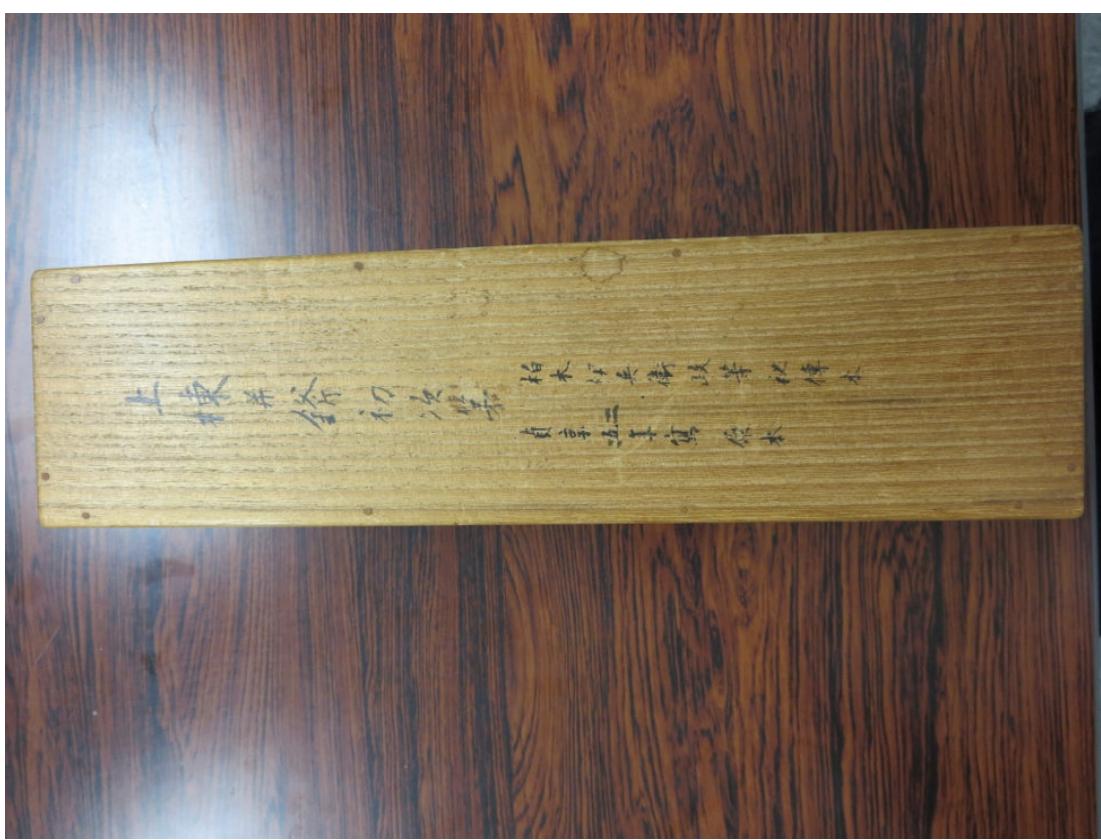












資料2 「辰年御規式之図」

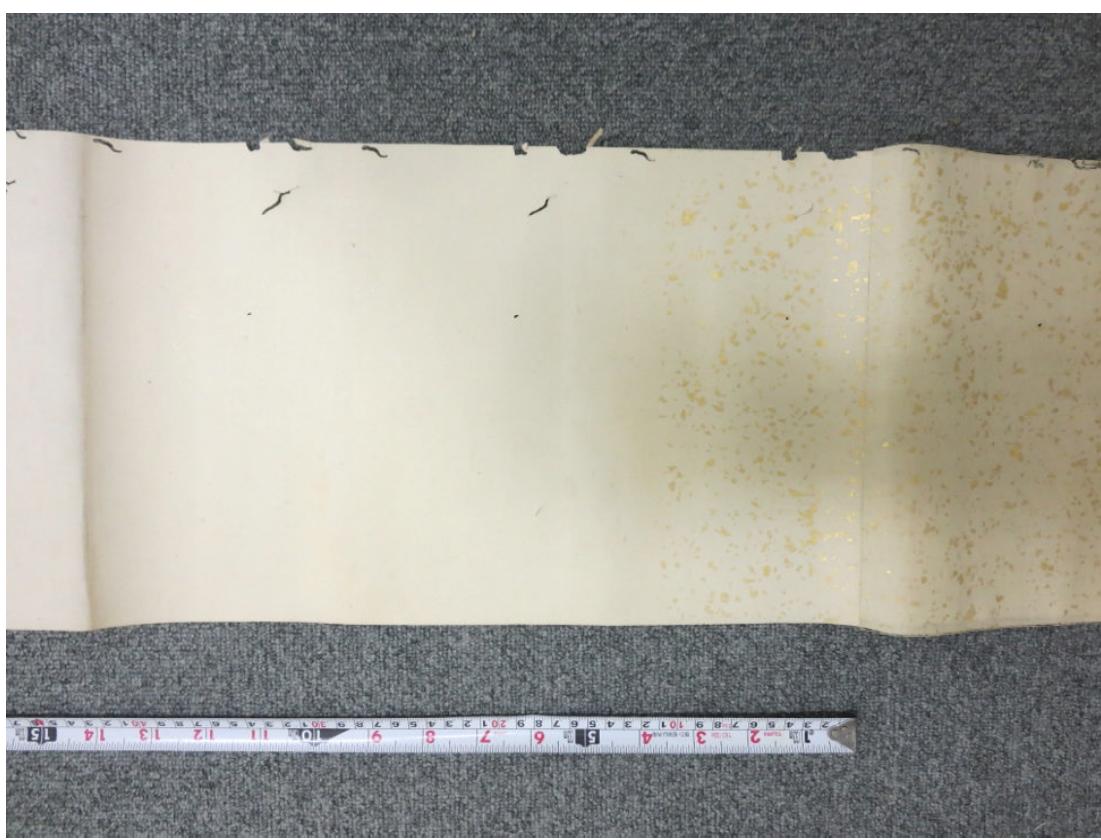
書誌

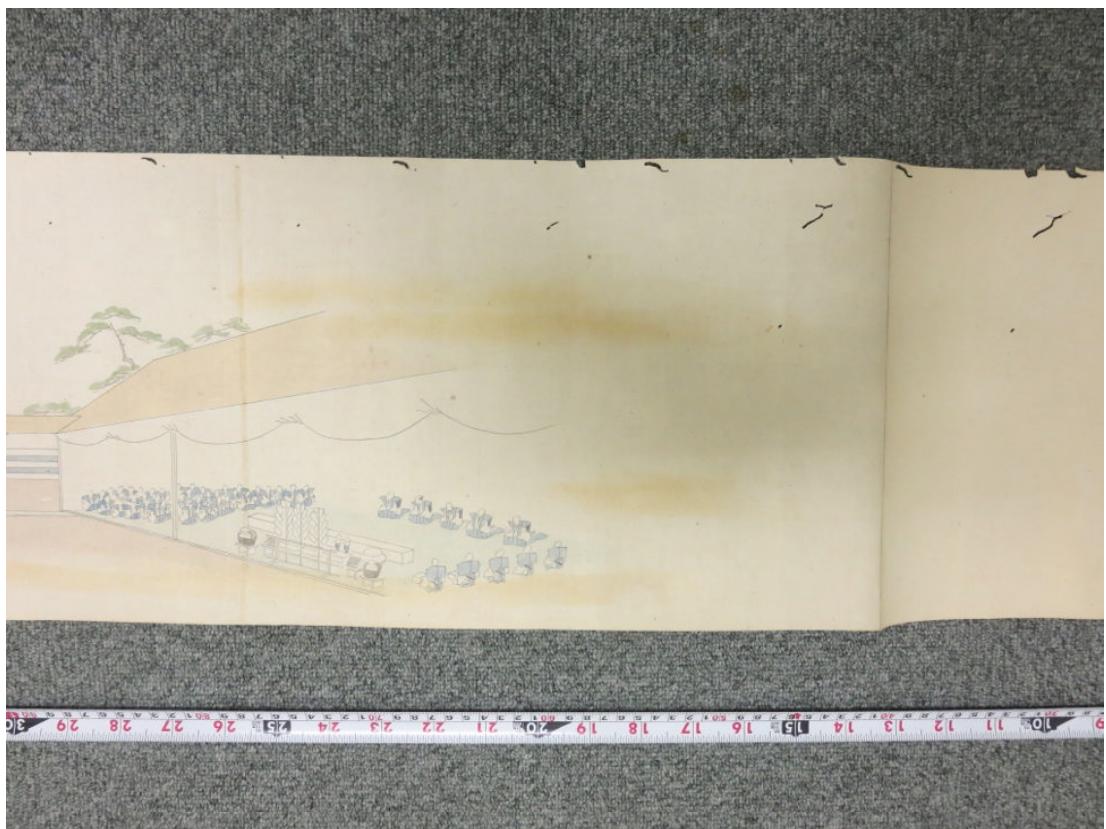
「上棟」通」と同じ所有者の資料（個人蔵）。その内容は造営儀式の中でも上棟式の様子を描いた絵図。東京都立中央図書館所蔵の同様の資料と酷似したもの。巻物の表装は、『辰年御上棟之図』と同様、紺色表装紙に「辰年御規式之図」の貼り紙を付してある。幅は天地二六センチ、長さは六四四・三センチ（見返し二八・五十六一五・八）である。料紙の継目、糊代、一紙の長さ、使用されている紙の各仕様は、『辰年御上棟之図』と同じである。

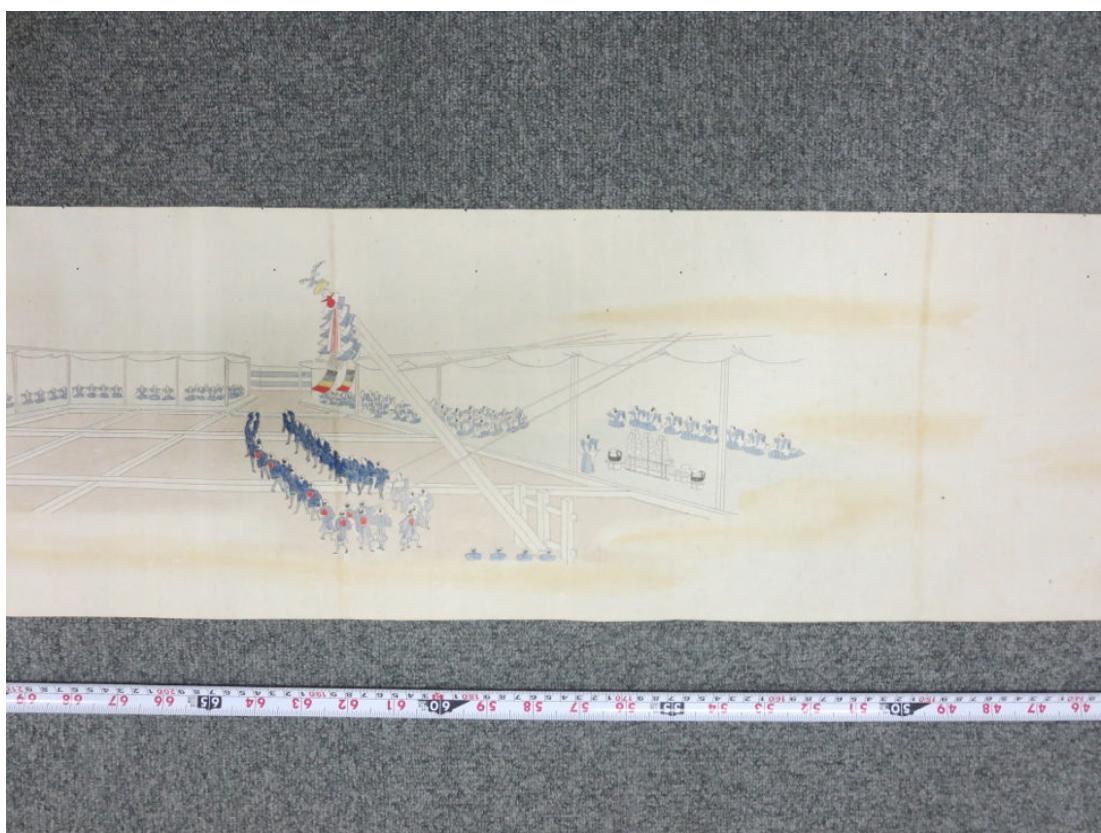
『辰年御規式之図』は、約二六×三七センチの料紙十六枚を継ぎ合わせたもので、三〇五枚目、六〇八枚目、八〇九枚目、十〇十二枚目、十三〇十五枚目という形で五つの場面が描かれている。

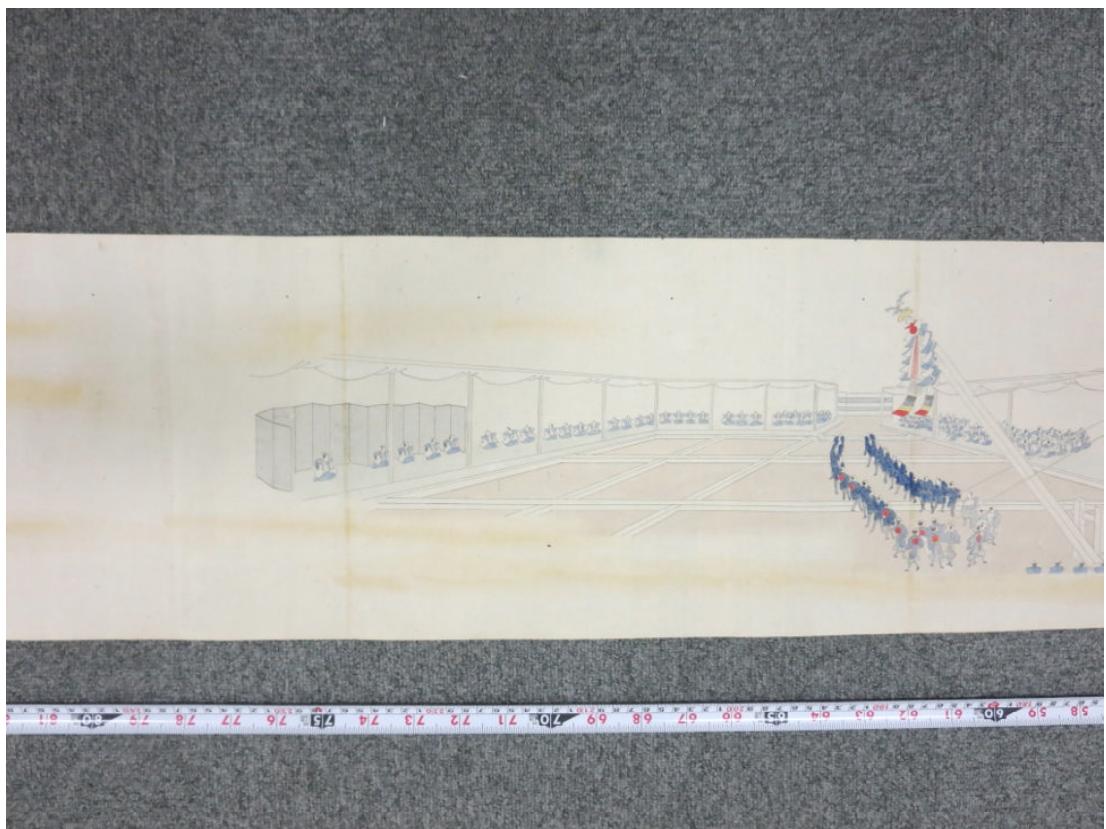
描かれているのは、表から順に、右方に儀式木が描かれる「鋸初」、中央で御柱を立てている「立柱」、中央で鍬入を行つている「鍬初」、人物の配置・鏑矢・規式木の存在などから「上棟・斬納」、最後に、群衆に向かって物を投げているので「餅蒔」と思われる場面である。『辰年御上棟之図』と『辰年御規式之図』の二巻に描かれた場面は、人物の表現、色彩の使い方などに相違は認められず、一人が一時期に描いたもので、内容は、一つの造営の際の一連の儀式を示していると考えられる。

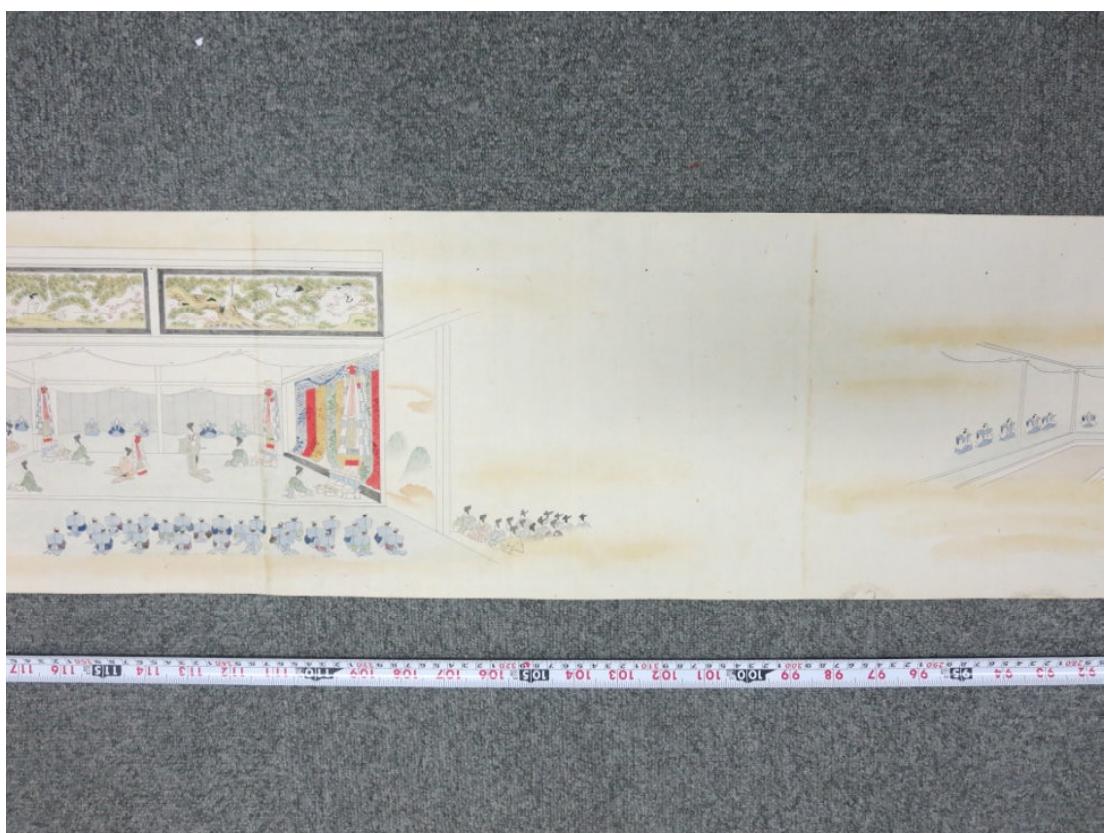


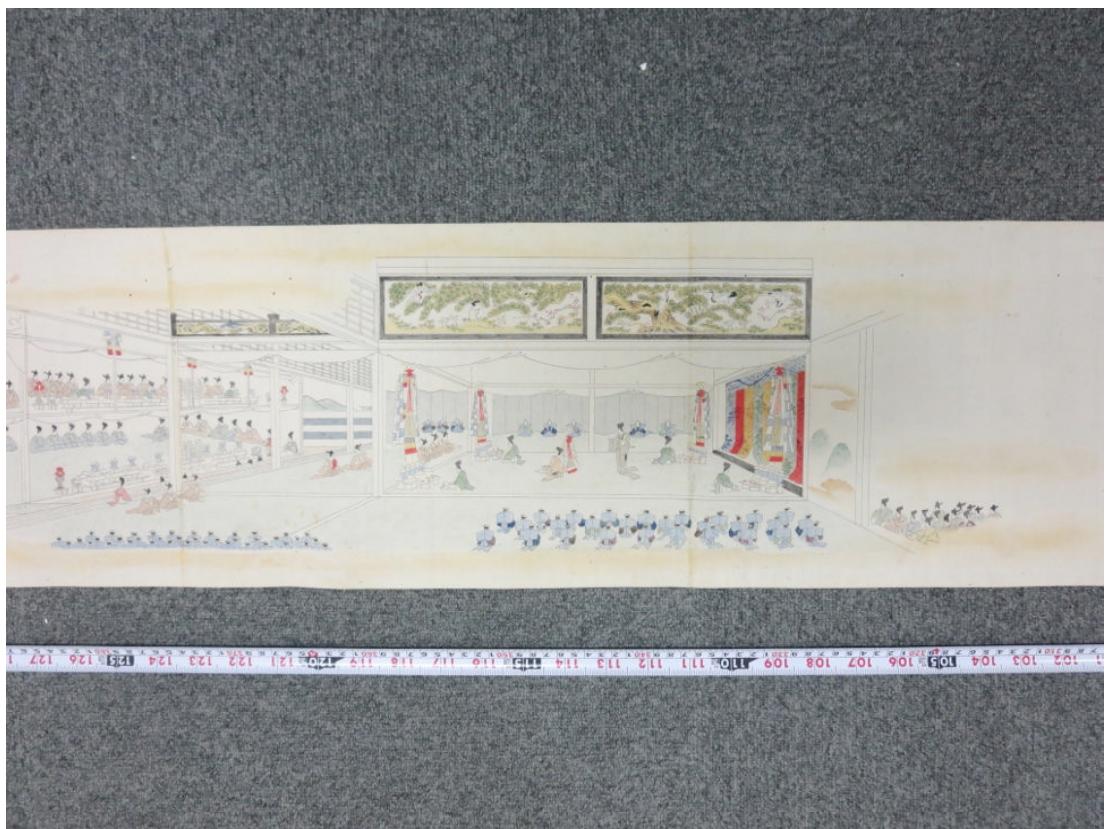




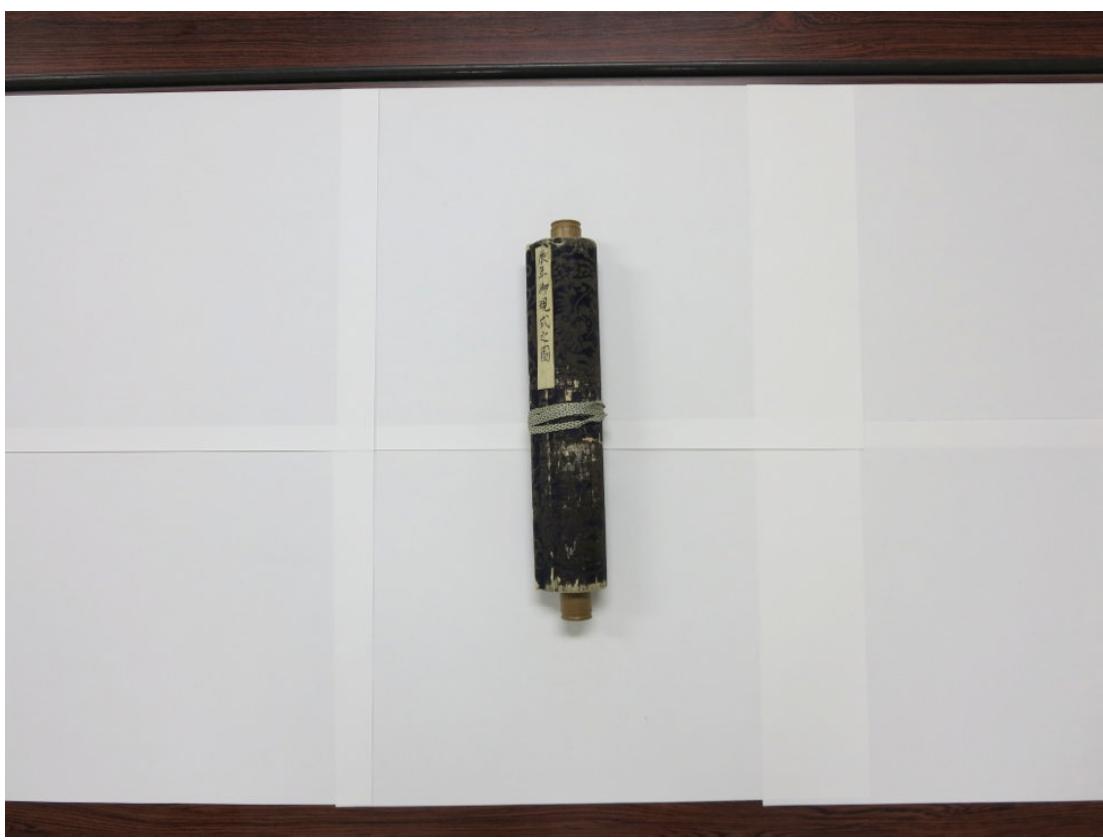












資料3 「辰年御上棟之図」

書誌

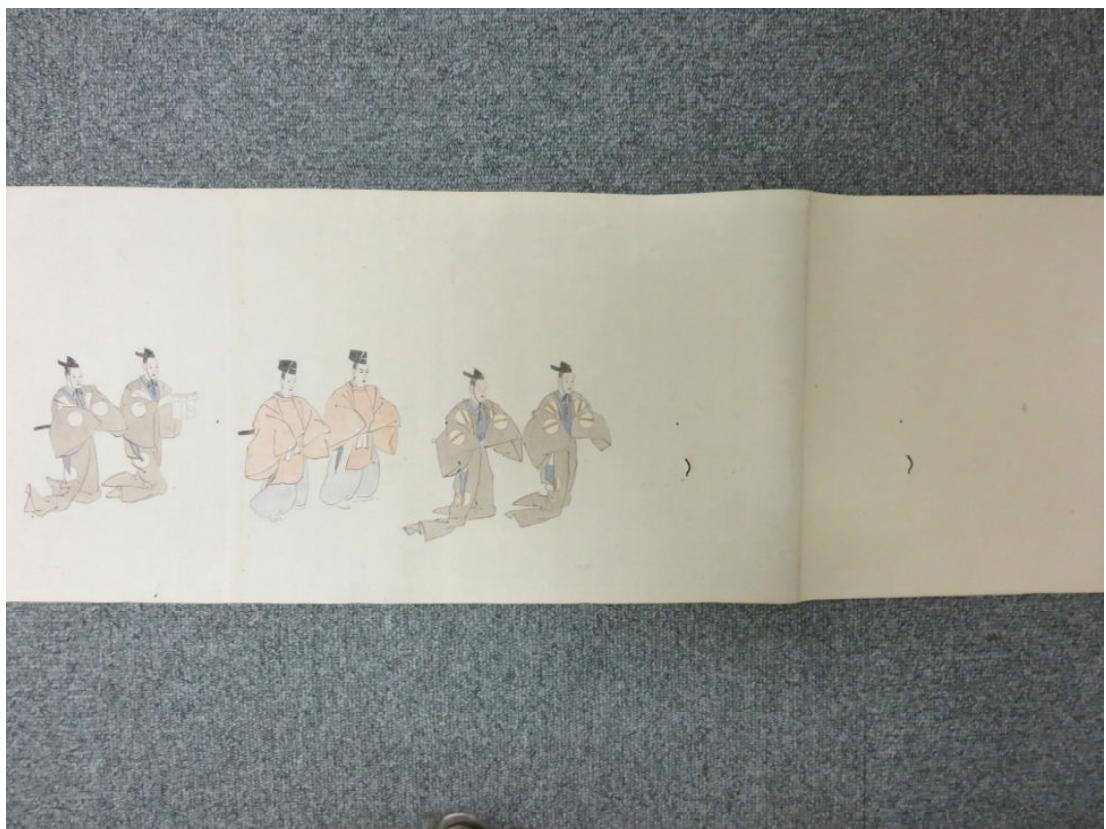
『上棟一通』と同じ所有者（個人蔵）が持つ柏木家旧蔵巻物史料三巻のうちの一つ。次項の『辰年御規式之図』と二巻組みのものとして桐箱に納められた形で今日に伝わっている。

蓋の表に「江戸城内 元禄元（辰）年 御上棟并御儀式之図」と記され、箱の側面には「辰年御上棟」との貼り紙があり、巻物の表装は、紺色表装紙に「辰年御上棟之図」の貼り紙を付してある。幅は天地二六センチ、長さは五六九センチ（見返し二八十五四二）である。料紙は、継目の糊代三ヽ四ミリ幅となっており、一紙の長さは約三七センチで、良質の鳥の子紙を用いている。約二六×三七センチの料紙十八枚を継ぎ合わせて一本の巻物とされており、三ヽ十七枚目にわたり総勢九十三名の人物が描かれている。

ここに見られる各人物は、その装束から、次項『辰年御規式之図』に描かれている「上棟・斬納」ならびに「餅蒔」の各人物に対応でき、ゆえに、これは上棟行列の場面であることが分かる。











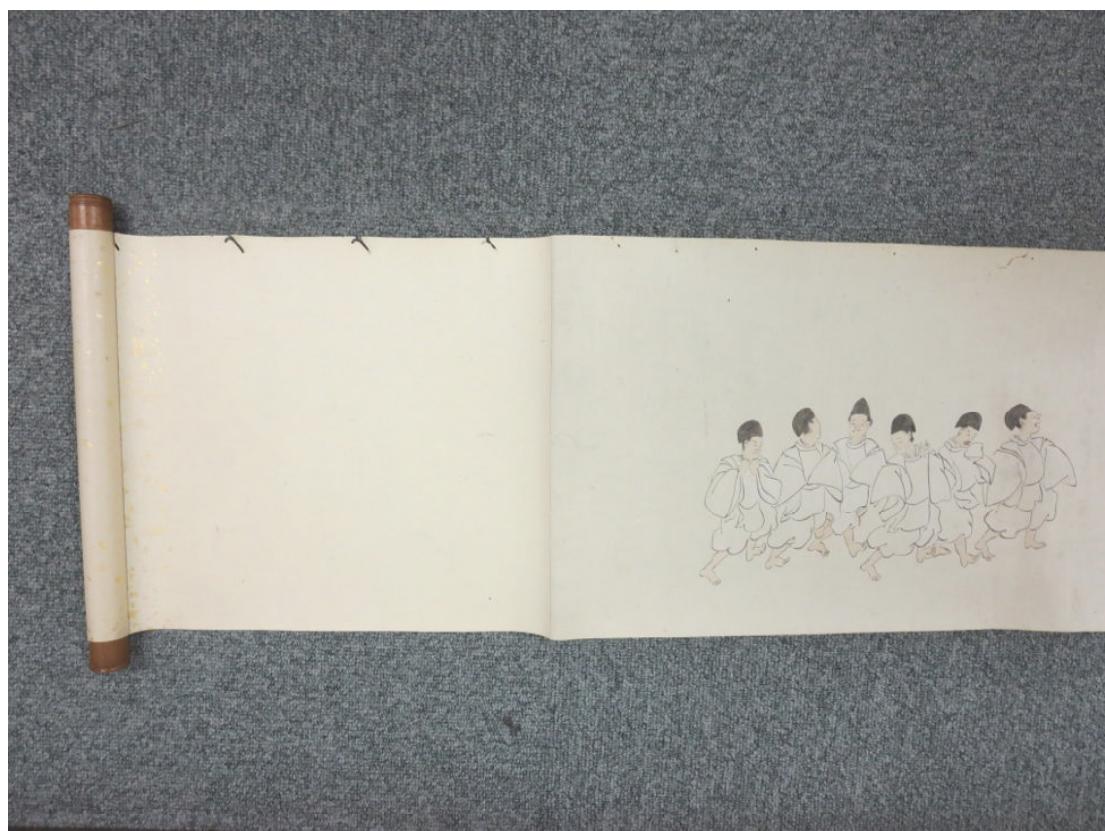


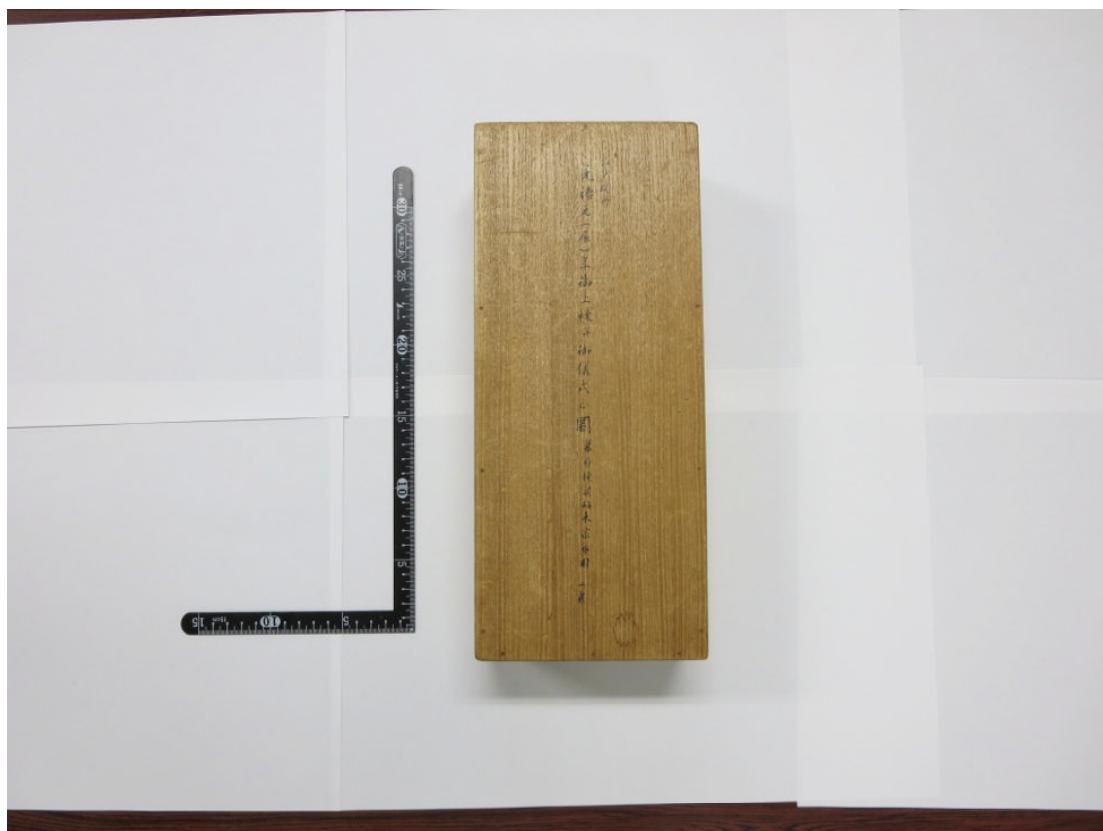












関連論文

- 「海老おり」という技法について 日本建築学会大会梗概集 二〇〇一
- 「江戸幕府小普請方大工棟梁家『柏木家』について」日本建築学会大会梗概集 二〇〇五
- 「近世木割書『柏木伊兵衛政等秘伝書』五巻 その1 第一巻「御所様」(上) 竹中大工道具館研究紀要十七 二〇〇五
- 「近世木割書『柏木伊兵衛政等秘伝書』五巻 その2 第一巻「御所様」(下) 竹中大工道具館研究紀要十八 二〇〇七
- 「小普請方大工棟梁柏木伊兵衛家の系譜」日本建築学会計画系論文報告集 二〇一四
- 「造営儀式における諸棟梁の役割と装束について 小普請方大工棟梁の史料紹介を兼ねて」日本建築学会計画系論文報告集 二〇一四
- 「近世造営組織における上野方について」日本建築学会大会梗概集 二〇一四

あとがき

本論文は、平成十一年の早稲田大学修士課程入学以来継続してきた柏木家に関する研究をまとめたものである。長い年月を要した原因はすべて筆者個人に属するが、この間さまざま、実に多くの方々に支えられてきた。

特に、早稲田大学大学院に入学してから現在に至るまで、大学を離れてからも一貫して中川武教授の御指導を受けることが出来たことは、何物にも代えがたい幸運であった。その御厚情に対して、心よりお礼申しあげます。

また、早稲田大学建築史研究室で出会ったすべての同輩・先輩・後輩諸氏に、そして貴重な所蔵史料を本論執筆のために快く公開してくださいさつた平井聖先生に、あらためて感謝申しあげます。

末筆ながら、『上棟一通』の閲覧に当たっては、昭和女子大学特任教授の平井聖博士にご協力を頂きました。また、『(柏木伊兵衛政等伝来目録)』の図版は公益財団法人竹中大工道具館よりご提供頂きました。ここに厚くお礼申しあげます。

二〇一四年十一月

研究業績書

種類別	題名、発表・発行掲載誌名、発表・発行年月、連名者（申請者含む）
論文	<p><u>佐々木昌孝</u>・中川武、「造営儀式における諸棟梁の役割と装束について 小普請方大工棟梁の史料紹介を兼ねて」、日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』第703号、2014年9月、pp.2023-2029</p> <p><u>佐々木昌孝</u>・中川武、「小普請方大工棟梁柏木伊兵衛家の系譜」、日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』第702号、2014年8月、pp.1791-1797</p>
研究紀要	<p><u>佐々木昌孝</u>・中川武・坂本忠規・山崎幹泰・小岩正樹、「近世木割書『柏木伊兵衛政等秘伝書』五巻 その2 第一巻「御所様」(下)」、竹中大工道具館『竹中大工道具館研究紀要』第18号、2007年3月、pp.22-68</p> <p><u>佐々木昌孝</u>・中川武・坂本忠規・山崎幹泰、「近世木割書『柏木伊兵衛政等秘伝書』五巻 その1 第一巻「御所様」(上)」、竹中大工道具館『竹中大工道具館研究紀要』第17号、2005年11月、pp.1-24</p>
講演	<p><u>佐々木昌孝</u>、「近世造営組織における上野方について」、日本建築学会『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-2、2014年9月</p> <p><u>佐々木昌孝</u>、「江戸幕府小普請方大工棟梁家「柏木家」について」、日本建築学会『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-2、2005年7月、pp.41-42</p> <p><u>佐々木昌孝</u>、「「海老おり」という技法について」、日本建築学会『日本建築学会大会学術講演梗概集』F-2、2002年6月、pp.199-200</p>
著書	<p>木碎之注文研究会著・中川武監修『木碎之注文』、中央公論美術出版、2013年2月 (<u>佐々木昌孝</u>研究代表者科研費基盤C成果報告、全体の校訂と構成編集を担当)</p> <p>渡邊保忠（故人）著『日本建築生産組織に関する研究 1959』、明現社、2004年12月 (全体の校訂と構成編集を担当)</p>

